

菊池一族解體新章

卷之二

西

北

日
一
回

日
一
回



菊池文化研究所

菊池市教育委員会

菊池一族解體新章 卷ノ二

序 文

菊池一族は、平安時代の後半から戦国時代の頃（1070年～1532年）まで約450年もの間、菊池地方を中心に栄えた武士の一族であり、最盛期には、九州一円に影響力を及ぼすほどの勢力を誇っていました。

市内各地には本丸跡の菊池神社をはじめ、一族の墓碑、菩提寺が点在し、その痕跡が色濃く残されています。また、その軌跡は九州一円から全国へとたどることができます。

菊池市教育委員会では、菊池一族をはじめとする菊池市の歴史・風土・文化を調査、発掘し、後世に引き継ぎ、広く市民に還元するとともに、学習活動への貢献を行うことを目的として、令和元年度に菊池市文化研究所を設置しました。

その取り組みのひとつとして、菊池一族に関する研究の深化・蓄積と、菊池一族に関連する分野に携わる若手研究者を広く支援するため、菊池一族に関する歴史・文化の調査研究事業を行っています。

この度、令和2年度の研究の成果を「菊池一族解體新章 卷の二」としてまとめました。

この論文集が、菊池市の歴史・文化、ひいては中世歴史文化の研究をさらに進展させるとともに、その歴史的価値を一層明らかにする一助となれば幸いです。

おわりに、菊池一族に関する歴史・文化の調査研究事業の実施にあたり、ご理解とご協力をいただいた各研究者並びに指導及び助言をいただいた先生方に深く感謝申し上げます。

菊池市教育委員会 教育長 音光寺 以章

例　　言

- 1 本書は、菊池市文化研究所が令和2年度に公募した「菊池一族調査研究事業」により、選考された研究者による調査研究論文を収録したものである。
- 2 本書の作成あたり、服部英雄氏、稲葉繼陽氏には、研究者の選考及び調査における指導において、ご尽力を賜りましたこと厚く御礼申し上げる。
- 3 本書の作成あたり、掲載資料の提供などで多くの機関並びに個人に御協力をいただいた。掲載した資料の出典については各章末論文ごとに記した。

目　　次

第1章 菊池氏関連遺跡「隈府土井ノ外遺跡」の輸入陶磁器に関する研究 天草市觀光文化部文化課 中山　圭	1
第2章 梵鐘からみた菊池一族と肥後鑄物師 福岡大学大学院 大重　優花	27
第3章 応永年間の九州情勢と菊池武朝 鳥取県立博物館学芸課 山本　隆一朗	55

菊池一族解體新章　巻ノ二

発行日　　令和3年9月30日
編集・発行　菊池市教育委員会　菊池市文化研究所
熊本県菊池市隈府872-1
TEL 0968-25-1111
印刷・製本　齋橋本印刷

菊池氏関連遺跡「隈府土井ノ外遺跡」の輸入陶磁器に関する研究

中山 圭

はじめに（研究の動機）

南北朝期に宮方の領袖として、また室町期に入つては名実ともに肥後国守護として活躍した菊池氏は、一六世紀に入り、急速に勢力が衰微してしまった。一六世紀に全国各地へ戦乱が波及する中で、躍進し後世に広く名を遺すことになった戦国大名が多い中、菊池氏のようなケースは珍しいと言えるかもしれない。しかし、紛れもなく、一四〇一五世紀にかけては、九州を代表する勢力であった。

その菊池氏の本拠地はかつて、鎌倉時代に下向してきた段階では、菊池川のほとりの菊之城であつて、南北朝期頃に隈部城すなわち現在の守山丘陵に移転したと考えられてきた。しかし、全国的に守護による都市計画の元で発展した守護城下町は、福井市の朝倉氏による城下町である一乗谷朝倉氏遺跡の面的な発掘調査と研究の深化を契機に、守護館を中心にして発展していく都市モデルが典型であることが明らかにされてくると、菊池氏の影響下で成立した都市「隈府」にも中心となる守護館が存在したのではないかとの疑問が湧出してきた（青木一九九六）。

このようなかで、隈府の街中に所在する県立菊池高校の建て替えに伴い、隈府土井ノ外遺跡の発掘調査が行われた。調査では、直線的な堀の区画内に、建物跡群とそれに付随する多量の土師器皿が出土し、中世居館跡の遺構群と評価されている（熊本県教委二〇〇九）。ただし、この遺構を守護館と見るか否かについては、見解が分かれている（青木二〇二〇）。

筆者は、隈府土井ノ外遺跡の発掘調査報告書に目を通した際、土師器皿・壺の出土数の多さから宴會が行われていた蓋然性の高さと、希少な輸入陶磁器、特に青磁琮形瓶の出土から、率直に県内有数の居館跡という印象を持った。

「米作り二千年にわたる大地の記憶－菊池川流域「今昔『水桶』物語」」は二〇一七年、菊池川流域に存在する文化財を構成要素として日本遺産に認定されている。この日本遺産認定を記念し、二〇一九年に熊本県立美術館において特別展「菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰」が開催された。菊池氏に関わる、古文書・絵画・刀剣・仏像などが一堂に会し、菊池氏の隆盛が改めて人口に膾炙したが、中世の考古資料は、玉名市の菊池川河口で採集された陶磁器類の展示にとどまり、隈府土井ノ外遺跡の出土資料は出展されていなかった。菊池氏の中核ともいえる遺跡であり、意外に思われた。

輸入陶磁器の存在感を調査報告書から理解する上で、カラー写真図版の印象は非常に重要である。このため、調査報告書の図版がカラーかモノクロか、という点は、その遺跡から出土している陶磁器の周知に大きく差を生じせしめることがままある。隈府土井ノ外遺跡の調査報告書は写真図版がモノクロで、やはり出土資料の色彩イメージは掴みづらい。筆者は、このような経緯から、隈府土井ノ外遺跡の輸入陶磁器はその存在があま

り研究者にも認知されていないのでは、との疑問を持つに至った。本稿は、この疑問を研究動機の泉源とし、隈府土井ノ外遺跡の輸入陶磁器について考察を行うものである。

一 研究手法・関連研究史

(一) 研究手法

調査報告書上で色彩が確認できないことから、まず実際の出土資料の実見から着手した。熊本県教育委員会文化課文化財資料室に所蔵される出土資料をコンテナ毎に確認したところ、本報告の輸入陶磁器が相当量あり、その中に遺跡の年代観や意義に影響を及ぼす可能性がある破片も存在することがわかつてきた。調査報告書に掲載された輸入陶磁器は、龍泉窯系青磁を主体として、様々な器種が見られるが、その数量はさほど多くない。しかし、収蔵されている陶磁器片はかなりの量にのぼる印象で、実測可能な大きさの破片が大多数であった。

龍泉窯系青磁は一つのコンテナにまとめられていたが、青花碗・皿の類は近現代陶磁器と混淆してビニール袋に入つており、中世の遺物として認識されていない状況で収蔵されていた。

以上のような状況であったことから、調査は、龍泉窯系青磁の破片を一点点確認し、その後、輸入陶磁器を含むと思われる中世～現代までに及ぶ陶磁器の収蔵袋から、主に青花類を抽出する作業を行つた。最終的に、重要な遺物の実測図作成と輸入陶磁器の破片点数のカウントまで実施している。これらを基礎資料として分析を行いたい。

(二) 関連研究史

考古学の視点から、菊池氏に関する研究は未だ少ない。隈府土井ノ外遺跡の発掘調査以前はほぼ皆無であった。熊本県教育委員会による隈府土井ノ外遺跡に関する報告書上の見解では、遺構は三時期に区分さ



図1 隈府土井ノ外遺跡位置図

れ、それぞれ一期は一四世紀後半～末、二期は一四世紀末～一五世紀初頭、三期は一五世紀初頭～前半と位置付けられている（熊本県教委二〇〇九）。この考察からは、各遺構の存続スパンは三十年単位と短く、遺跡そのものも百年程度の期間となる。また、守護館か否かについては、大友氏館跡・大内氏館跡と比較して、区画堀の大きさが約九十mに留まり、約半分の規模のため、守護館とは判断しがたいとしている。

限府土井ノ外遺跡の調査成果が公表された後、阿南亨氏は菊池市北宮の菊之城跡の出土遺物を紹介し、一三世紀頃に比定した（阿南二〇〇三）。限府土井ノ外遺跡の存続年代は一四世紀後半から一五世紀前半とする調査報告書の記述を踏襲し、永徳～元中年間（一三八一～一三九二）の文献資料にみえる惣領武朝の、菊池からの避退期にも、土

井ノ外遺跡が継続機能した点に注目、惣領家居館とは別に機能した居館との可能性を仄めかしている。

これに対し、青木勝士氏は從来から守護館比定地として、限府の市街地に残る字名「屋敷」の存在と、隣接する字「土井ノ外」の外縁に懷良親王の依り代とされる「將軍木」が立つことから、土井ノ外付近に注目していた（青木一九九六）。近年この考えを進め、限府土井ノ外遺跡の輸入陶磁器類の最盛期を一五世紀後半～一六世紀前半と捉え、限府土井ノ外遺跡もしくは隣接する字「屋敷」に、菊池重朝期以降の守護館が存在したと論じている（青木二〇二〇）。本稿も、結論的には青木氏の見解を追認する形となるが、青木氏の論考で扱われた輸入陶磁器は、編年基準としての碗皿類のみであり、本稿では碗皿以外の輸入陶磁器奢侈品（注）の存在意義を重視した点で、ややプロセスが異なる。

以上の研究史から、考古学の分野では、主に菊池氏本拠の推移に関す

る研究が主な対象となっている。一四世紀以前は北宮地区の菊之城跡が有力で、これは、今後報告される予定の、令和以降の確認調査の結果からも補されつつある。一四世紀半ば以降は、從来居城と考えられてきた守山城跡（現菊池神社周辺）と、新たに守護館としての比定地として限府土井ノ外遺跡が浮上してきている。発掘調査による成果から中世都市「限府」の実像が、少しづつ詳らかになりつつあるが、全体像の素描には至っていない。また、政治拠点の在り方以外の面では、依然 考古学的研究は皆無というのが実状である。

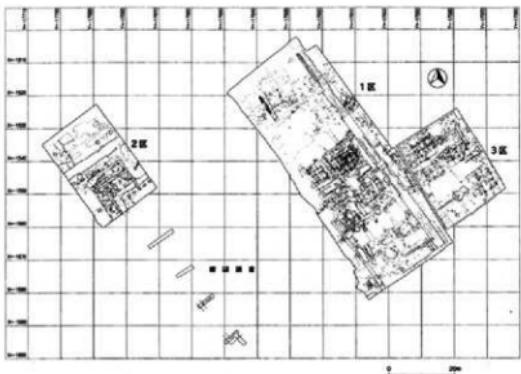


図2 限府土井ノ外遺跡遺構配置図

二 隈府土井ノ外遺跡出土の輸入陶磁器

既述のとおり、本遺跡の輸入陶磁器には、未報告のものが数多く確認される。これらの資料には、遺跡の性格を捉えなおす上で不可欠と考えられる破片も含まれていることから、本稿では未報告資料の中でも、重要なと思われる破片をピックアップして報告しておきたい。また、報告書既掲載の遺物についても、実見した上で報告書の評価に付加できる点がある場合や、評価の見直しが必要なものを抽出し分析対象とした。以下、陶磁器の種別・器種に分けて所見を記述する。

(一) 龍泉窯系青磁

図三-1は、龍泉窯系青磁球形瓶。実見したところ、釉色は涼やかで紺青色に近い緑色であった。このため本琮形瓶は南宋期の製品である可能性が高い。2は装飾のないシンプルな方形耳である。砧形瓶等頸部の長い瓶類に付属していたものと思われる。3は水注の注口部。頸部と接続するブリッジの一部が残存し、巻雲文の装飾がわかる。4は瓶類の頸部で、段による凹凸が見られる。実測図ではわからなかつたが、実際の破片は附加した写真のとおり破断面がある。破断面の面積が存外広く、形状は梢円形に見えるので、おそらくこの先に獸口・龍頭等の突起が付属し、さらに不遊環が取り付くものと推定される。報告書では器種不明とされている。5は報告書では、小皿と報告されているが、復元口径一四・六cmでつまみが直立する口縁形状から小皿にはならず、瓶類の口縁部と見るのが妥当と思われる。本資料は、釉層を表現するために再実測した。内

面の破片端部の釉層がやや盛りあがる。口径が過大のくらいはあるが、体部はやや外へ張るため、砧形瓶等の頸部が想定される。6は逆に体部が外反する瓶口縁で端部はつまみ上げている。7は薄手の瓶口縁部であるがやや斜めに立ち上がり、「く」の字状断面になる。いわゆる「盤口」である。頸部はすぼまらず、広めの径のまま、胴部(下るものと想定され、下蕉風の器形になるか。色調は青みを帯び紺青色に近い。8も口縁部を直立させる瓶であるが、直立部に高さがあり、その中央がやや凹む。折れ曲がりつつ、すぼまる頸部にはなんらかの装飾が見られる。破片端部は露胎になる。9は肩が張るタイプの袋物で、肩付近に若干の段を有する。10は器形は不明ながら、陽刻で文様を作り、空隙にびつりと細線を施している。釉色は水色で青白磁の可能性もある。11は瓶の底部で、高台周辺に小型の蓮弁帯が巡る。12は直線的な体部の瓶で、被熱のため器面が荒れている。13は頸部が立ち上がるやや小型の壺で、肩が張る。口唇部は露胎。ややかせており、光沢は少ない。14は肩部が膨らむタイプの瓶で外面に唐草文を刻む。下部に二条の圈線がある。

15は報告書掲載の蓋つまみ。内面は露胎である。16は酒海壺の蓋で、つまみ部は欠損している。つまみ周囲はやや凹んでいる。17は薄手の蓋類と思われ、内面は口縁付近以外を露胎にする。外面には模様がびしりと入る。固化していないが同一個体と思われる小片が他に一点確認された。18・19は器台の破片で、いずれも透かし部付近の破片であろう。18は表面に段付きがある。20は小型器台の口縁部。やや外反する。21は雷文帯を有する鉢である。内外面に刻花文が施されている。器壁には厚みがある。22は青磁捕鉢。器壁は薄く、口縁部は玉縁状に作る。23は屈曲する口縁部の破片。折れ縁の上面・内器面ともに鍋連弁文を回



図3 限府土井の外遺跡出土輸入陶磁器 青磁類

しており、手の込んだ装飾的な形状である。盆か盤になるか。図四-24
→ 26は盤。24は見込み部の破片で、方形枠の七宝繋ぎ文。25は器壁の厚
みが3cm近くなる分厚い底部破片で、外底の蛇の目釉剥ぎがわかる。白
色帯は、化粧下地か。26は折れ線直立口縁の盤であるが、不確実なが
ら、復元口径が40cmを超える大きさになると思われる。限府土井ノ外
遺跡出土の盤で最大級になるものと思われる。盤はこの他、報告書に四
点掲載されており、中には高台置付を波状に成形したタイプもある。未
報告資料にも他に、口縁部で六点以上あり、稜花タイプも確認できた。

(二) 青花

青花類は、報告書ではわずか四点しか掲載されていない。それぞれ、
小野B-1群皿・見込に月梅樹文が描かれた碗・見込に「福」字を入れた
碗・高台付近に巻唐草文帯がめぐる碗である。皿を除くと、沖縄県等で
特徴的に出土する一五世紀代の青花碗と見られるが、報告書内では、すべ
て「染付碗」とされ、产地・年代に関する記載は見られない(熊本県教
委二〇〇九)。既述のとおり、近現代の磁器類をまとめたと思われる袋か
ら一五・一六世紀の青花が相当量抽出できたため、調査段階では、青花に
対する認識が不足していたものと推察される。確認できた青花の破片は
少なくないが、龍泉窯系青磁の破片数には遠く及ばず、また、一五世紀
代の早期青花と見込まれる破片が多くあった。

27は報告書掲載の碗で、見込に「福」字文と二重圓線、腰部にも圓線
を入れる。豊付から内側の外底部全体が黒い。当初、疑問の余地なく首
里城京の内跡出土の一括資料に見られる福字文タイプの類品と同定し、外
底部の黒色は焼成時の焦げ・変色と考えていたが、撮影した写真を見返
す中で、いわゆるチョコレートボトムの着色の可能性にも思い当たった。破

面の素地も、ややざっくりした印象で、胴部は白磁ながら黄味がかったい
る。圓線も緑色に近くすんだ色合いである。以上の特徴からは、ペトナ
ム産青花の可能性も多分にあり、今後の詳細な検討が必要な資料である。

28は折縁タイプの大皿で、残存破片からや強引に復元した口径は約
三一cmになる。縁は型打ちで稜花につくる。高台は内傾し見込みもやや
凹む形状になる。外面は隙間を多くとった唐草文である。29も皿の破片。
高台はやや内傾し、28に近いタイプとなるか。30はラマ式運弁文を持つ瓶
である。31は見込に水草文を描く碗の底部で、高台内側を斜めに成形し、
置付から高台にかけて露胎である。沖縄分類(瀬戸他二〇〇八)のB-1
類碗とされ、一五世紀前半から一六世紀前半までの長い存続期間が想定
されている。以上は青花でも、一五世紀代を主体とする資料で、報告書
掲載の四点とも翻証がない。しかし、32・34のように、一六世紀中葉
後半にかけての青花もあり、単純に一五世紀代で遺跡が終焉を迎えたわ
けではないと見られる。32はいわゆる鶴頭心タイプで、小野E群の碗。外
底には「大明年造」の銘があるが、かなり粗略な筆致である。表面は被
熱のため光沢を失っている。33は見込みに人物を描く小野E群皿。高台内
の銘は、残存した文字から「大明洪武年造」に復元される。一六世紀後
半の資料である。34は漳州窯系の大皿で、高台付近に砂が多数付着してい
る。一六世紀後半。

ここでは特徴的にE群皿を図示しているが、勿論、この他に一五世
紀後半から一六世紀前半にかけての小野C群碗皿・B-1群皿、漳州窯系
のC群粗製品も出土している。わずかながら外面部に鍋文を持ち、口
縁が鉗皿になるF群皿の破片も確認できた。数量自体は青磁破片の数量
に及ばず、また一五世紀代の早期青花が多くあるのは確かながら、一六
世紀後半までほぼ不足なく青花の各分類が出土していることがわかつた

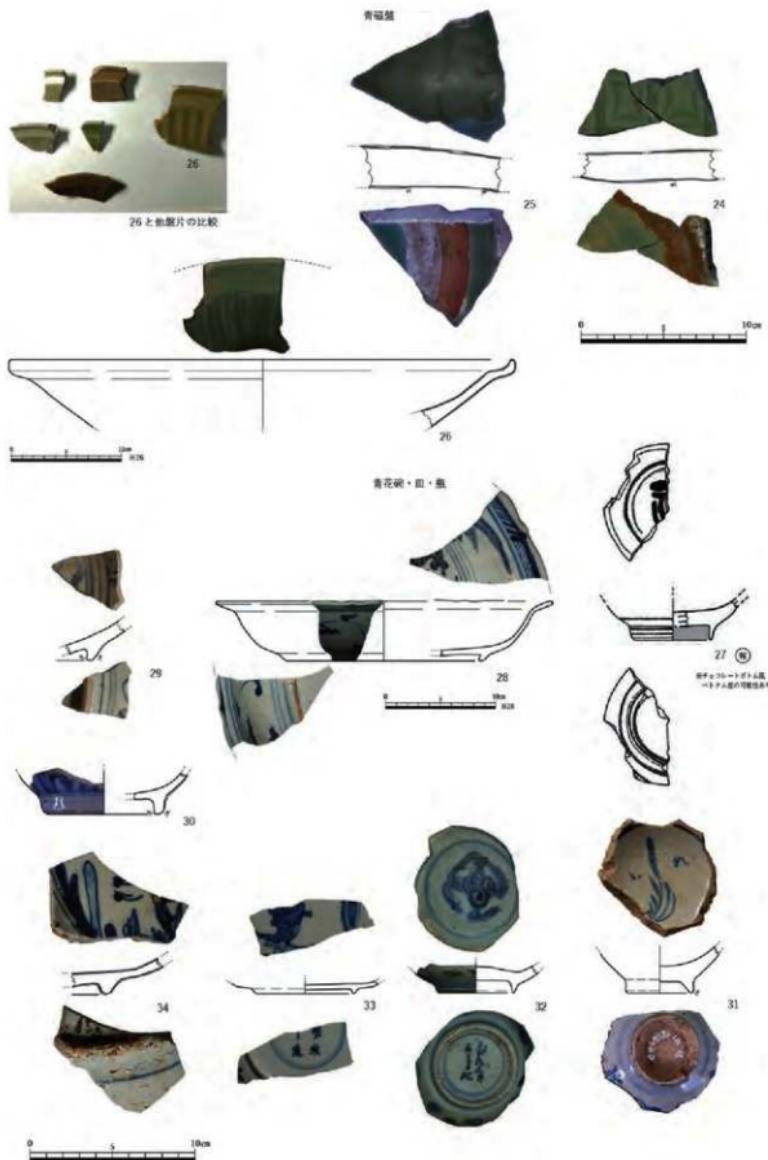


図4 限府土井の外遺跡出土輸入陶磁器 青磁盤・青花



図5 限府土井の外遺跡出土輸入陶磁器類 彩釉陶・釉剥ぎ碗皿・茶道具・鏡

ため、隈府土井ノ外遺跡の存続期間は、一六世紀後半までであった可能性が高い。調査報告書の遺跡の年代観は再検討の必要があるだろう。

(三) 彩釉陶磁器・朝鮮半島産陶磁器・陶器壺

未報告資料の近現代陶磁をまとめた袋から青花磁を抽出したことでは述べたが、この作業中、中世に遡る彩釉陶磁器類も見出すことができた。

図五-35は幅四cm程度の破片であるが、法花壺片で、外面に堆線で雲文・蓮弁文を盛り上げ、文様部はマリンブルー、下地はネイビーブルーで彩色する。裏面はやや濃い緑色の釉が施されている。素地は白色の磁器質。沖縄では複数出土しているが、九州ではわずかに、長崎県南島原市の日野江城跡、大分県竹田市的小路遺跡で出土しているが、他に福島県での出土が知られている程度で、極めて希少な輸入陶磁器である。時期は一五〇一六世紀としておく。胎土から、おそらく景德鎮窯系の產品である。

36は華南系綠釉の香炉で、外面が一定間隔で厚くなり、肥厚部に二条ずつ界線を入れる。青磁香炉同様、竹筒を表現したものである。内面は口縁部を除き露胎になる。首里城跡正殿地区等に類例が見られる。他にも、綠釉の香炉と思われる破片を一点確認している。

37-40は景德鎮窯系の褐釉小杯で、38-40は同一個体と思われる。いずれも外面は褐釉、内面は白磁釉で端反の器形になる。他に、未実測だが、内外面とも褐釉の磁器も確認した。管見の限り、中世の褐釉磁器は沖縄以外での出土は確認できていない。

41も景德鎮窯系の瑠璃釉碗。腰部の破片で、内面にかすかに異須による圓線が確認できるため、内面は青花になる。42は高麗青磁。黑白象嵌

が施された破片で、形状から梅瓶になると考えられる。土井ノ外遺跡での朝鮮半島からの輸入陶磁器の確認は初めてになる。県内では、天草市下田城跡で象嵌青磁の瓶が出土している。43も朝鮮半島産で、雜釉陶器の碗か。44は中國産の褐釉壺で、口縁が扁平環状になるもの。沖縄分類の褐釉陶器では、口縁部断面が方形状になる壺を五類とし、沖縄で普遍的に出土すると位置づけられている(瀬戸他二〇〇八)。44は口縁内端があまり突出しないため、断面方形にはならないが、扁平な口縁形状から五類の範疇と考えられる。なお、他に褐釉壺の下半胴部で、内外面ともに波状の起伏がある破片が数点あり、五類の下部破片と見られる。

(四) 見込み釉剥ぎ碗・皿

ここまでは、主に優品・奢侈品を中心紹介してきた。隈府土井ノ外遺跡で最も多く出土している輸入陶磁器は、一四・一五世紀の龍泉窯系青磁の碗類で、無文端反碗・口縁雷文帶碗・細線蓮弁文碗が主体となる。本稿では通常の碗・皿にはあまり触れていないが、最近の筆者の関心事として、見込みを釉剥ぎするタイプの龍泉窯系青磁碗・皿の存在がある。当然ながらこれらは、商品価値を犠牲にして、重ね積みを行うことで生産数を増やすための痕跡で、量産化志向の表象として、奢侈品の対極に位置する。釉や胎土も粗製というタイプも少なからず知られる。

近年、琉球王国の外港としての機能を有していた可能性が高い、那覇市渡地村跡で発掘調査が進み、一四・一五世紀の龍泉窯系青磁が数多く出土した。特に青磁集中部とされる廢棄遺構からまとまりを持って出土している点が注目される(那覇市教育委二〇一二)。これらの青磁は本来、交易品としての性格を有していたものと推定される。那覇市教育委員会の渡地村跡の調査報告書では、集中部の青磁出土点数がカウントされ、さ

らに見込みの施釉・釉剥ぎの別も数値化されており、集中部二や同七で見込み釉剥ぎタイプが多く見られている。近年、瀬戸哲也氏は釉剥ぎ青磁で、粗雑な部類の生産地の探求を積極的に行っている（瀬戸二〇一六・二〇一七）。全国的な比較検討が必要だが、日明間の公的交易は基本的に、回数が十五三十年に一度と限定され、一定の船積載量を、関与した権門、寺院・商人が競合したと推測される。そのような中で、品質が低劣な釉剥ぎ粗製品が積載の対象になったとは考えにくい。それに対し、渡地村跡の状況は、一五世紀頃に、琉球がこれら粗製品の流通を担っていた様相を実感させてくれる。

筆者は、天草市本渡城跡・上津浦城跡の調査報告書を作成した際に、印花文があるにも関わらず、見込みを釉剥ぎする青磁碗があることに不思議な印象を持ち、以後、多少の関心を寄せていた。最近、これらが天草を含む熊本県南部にもある程度、流通している状況を確認し（中山二〇一九）、琉球と九州南部の物流を考える上で、今後、注目されてもとのと推察している。九州南部への流通は、地域勢力もしくは商人と琉球間に私的な交易関係があり、各市場にこれらが出回っていた可能性がある。

肥前土井ノ外遺跡でも、45～47の青磁に見込み釉剥ぎが確認でき、特に粗雑な印象の強い46には釉剥ぎの中心に工具の釉刷りと思われる小穴を確認した。渡地村跡では、これら粗雑な量産タイプの龍泉窯系青磁碗が多く出土する一方、明からの下賜品とされる五本爪龍文碗を筆頭に、酒海壺・瓶・鉢・馬上杯等奢侈品も出土している。青磁類の品位・等級に差が大きいことが指摘でき、こういった傾向はこれら釉剥ぎ青磁の出土から、限府土井ノ外遺跡においても、類似する傾向と言える。48は白磁皿であるが、見込みが無釉で体部も下半を露胎にする。沖縄分類の白磁

では、D群に位置づけられるものか。土井ノ外遺跡の出土状況から、釉剥ぎする粗製品輸入陶磁器が、八代海以南だけではなく、肥後北部へも拡散していたことが理解できる。

（五）茶道具類

ここでは石製品や土製品も含むが、茶道具と思われる遺物を括り、紹介しておく。図五・50は報告書に掲載されている中国産天目茶碗である。体部下部の釉端はどうぶりと釉だまりを作る。このほか、天目碗の破片は三点確認した。いずれも中國産である。51・52は香炉で、聞香炉と考えられる。52は円盤高台に装飾の脚部が付く。53～55は、報告書掲載資料であるが、いずれも火舍と報告されている。53は張り出した肩部の資料で、連珠文帯の上部は直立口縁になると推定される。54は脚部の資料だが、突帯の上部に蓮弁文帯・菊花文帯が見られる。55も脚部で、脚の両脇に円形の透かしがある。また突帯も少し残存している。この三点は、胎土から同一個体と見られ、瓦質土器ながら装飾性に富む。特徴から、これらは風炉の破片で、茶の湯道具として位置づけられるものである。56・57は未報告資料でそれぞれ、白磁・青磁の香炉である。58は、小型の施釉陶器瓶の底部で、茶入である。底部は糸切り、内面はロクロ目が強く残り、外部には褐色の釉が垂れながらかかっている。59～61は茶臼。59は上白で挽き木穴周辺に菱形の装飾が見られる。60・61は下白受け皿部の破片である。

これらの遺物から、茶道具がほぼ一式出土していることが判明した。茶壺に比定してもおかしくない、中国産褐釉壺の破片も確認している。

62の石製硯は、粘板岩製で色調は黒色。海部は木瓜形に作り、装飾性を有する。報告書にはこの他にも硯が一点報告されている。

以上のとおり、開港場跡の輸入陶磁器には、日常の供膳具だけではなく、青磁の瓶類を代表格として、室礼等に関わる奢侈品が多数出土していることが理解され、大きな特徴と言えるだろう。次章で特に注目される遺物について比較検討を行いたい。

三 出土陶磁器の類例 ～伝世品と他遺跡出土事例～

(一) 青磁琮形瓶

青磁琮形瓶は、古代中国の青銅器・玉器を模倣する形で、宋代に青磁で製作されるようになった。出土破片図三-1は胴部のもので、背高長方形の胴体に、上下に円形の口縁部と高台部が付属する。青磁琮形瓶は、全国各地の美術館・博物館に所蔵され、特別展で展示されることも多い。特に徳川美術館の所蔵品図六-アは、尾張徳川家の伝世品として、享保年間の藏帳にも記述されており、来歴が確かなものである(徳川黎明会ほか二〇一九)。唐物花生として「経筒」「算木手」と呼ばれ、近世にも数寄道具として愛玩された。

出土事例としては、武田勝頼の城である韮崎市新府城跡・福井市一乗谷朝倉氏遺跡第一〇八次調査・京都市平安京左京四条三坊十二町・東京大学本郷構内遺跡の医学部附属病院(図六-ウ)等からの出土が知

(二) 青磁各種瓶

青磁の耳部は砧形瓶(図六-エ)か不遊環付瓶(オ)に付属する場合が多い。ただし前者は鶴耳や鳳凰耳等、耳部が装飾のチャームポイントに利用される傾向が強く、また後者は不遊環を通すため、穴が円形で外に張り出す。図三-2の残存部を見るとシンプルな造形で外への張り出しある強くないため、これらの特徴にあまり合致しない印象がある。いずれにせよ、鶴頭形の瓶頸部に付いていた可能性は高い。

4は突出装飾-不遊環へ接続する破断面があるので、ほぼオの不遊環瓶と同じ形態であろう。同一個体かわからないが、図三-6も同タイプの瓶の口縁になるとと思われる。ただ、4・6とも色調はオリーブグリーンであり、明代のものであろう。

7はやや内傾する口縁部から一度屈曲しながらも、すばらしい頸部が下る器形で、近しいものとして、太い頸部の四川省遂寧窖藏出土の図六-カを掲げた。遂寧窖藏の出土品は一三世紀中葉以前と考えられている(森二〇一五)。7がそれに近い年代かどうかは、筆者の力量

られている。東大構内の出土資料は旧富山藩邸跡の火災土坑SK二九九から出土し、一六八二年の火災で焼けた陶磁器類と想定されており、青磁腰唇香炉・砧形花生なども出土している(根津美術館二〇一〇・堀内二〇一三)。近世大名家で所有していた伝世茶道具類と考えられており、青磁琮形瓶がアンティークとして長く珍重されていた可能性を示すものと考えられる。また、近世には、図六-イのように、志野・備前等で模倣品も製作されたことがわかつている(美濃陶磁歴史館二〇一)。それだけ貴重な陶磁器であったことが伺えよう。管見では九州での出土事例は確認できていない。

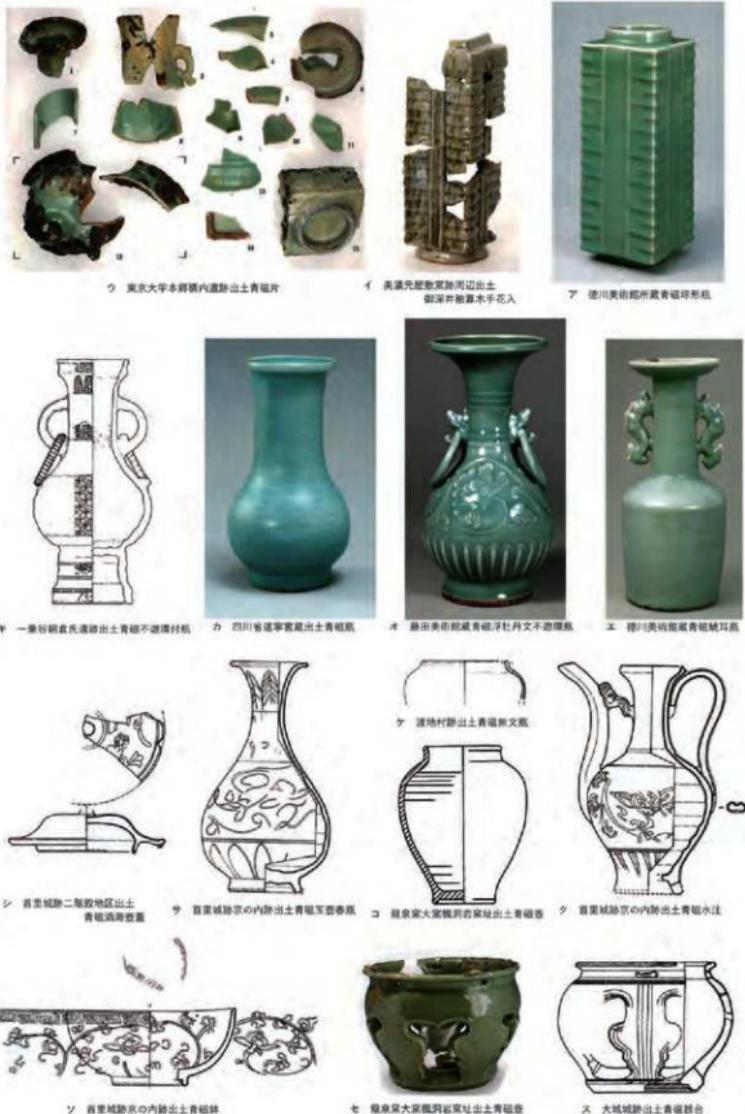


図 6 類例伝世品・他遺跡出土資料 1

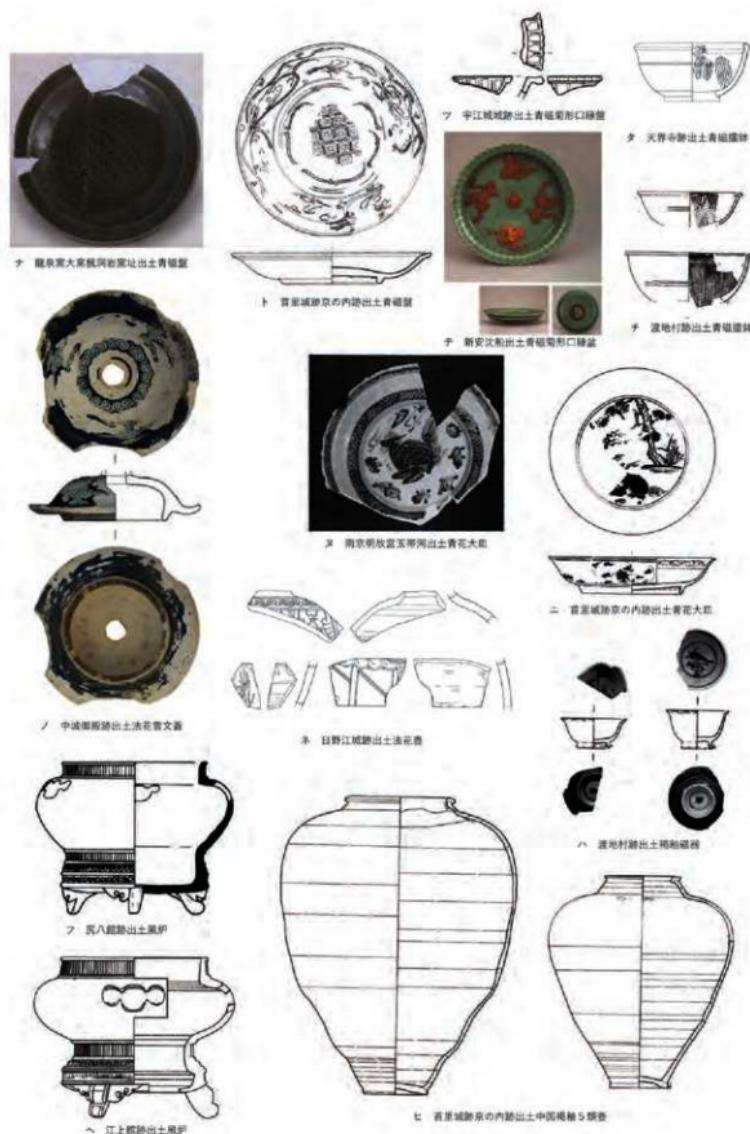


図 7 類例伝世品・他遺跡出土資料 2

では判断できないが、青みの強い釉色や極めて薄い器壁からは明代後期

のオリーブグリーンの龍泉窯青磁とは一線を画す破片と看取される。

8の口縁部は、一乗谷朝倉氏遺跡第二次調査で出土している青磁不遊環瓶にかなり類似するため、ほぼ同様の器形になると推測される。ただし、一乗谷例は口縁部に綫杉文が施されるが、8は圓線のみである。一乗谷例は元代に位置づけられている（福井県朝倉氏資料館二〇〇五）。掲載図録を見る限り8の方が空色に近く、古色な印象が強い。

(三) 青磁水注

図三-3の水注も各地に伝世品がある。ブリッジデザインは多様であるし、注口部分も本例のような文様が無いものもあれば、徳川美術館所蔵資料のように注口部にも密に文様を施す場合もある。注口部が無文で、ブリッジが巻雲文になる例では、首里城京の内跡の一括出土資料（図六一・ク・沖縄県教委一九九八）と龍泉窯大窯楓洞岩窯址の例が類似する（大阪東洋美二〇一二）。年代は一五世紀頃であろう。

(四) 青磁細口壺

13はやや肩が張る壺の上半部で、口縁部は直立、端部を露胎にする。無名のため、類例探索がやや困難だが、形状と口縁部の様子は渡地村跡（ヶ）、龍泉窯大窯楓洞岩窯址出土の壺（コ）に類似する（浙江省文考研ほか二〇一五）。ただし、13は内外面の表面に黄色の褪色（焼成時の窯変か）があり、色調は図録（大阪東洋美二〇一二）の写真と単純に比較できない。楓洞岩窯址の資料は、永楽年間の官器とされている。

(五) 青磁玉壺春形瓶

遺物番号14の壺は胴部が張る、玉壺春タイプで、唐草文と下部の圓線の配置は、京の内跡出土の玉壺春に酷似している（沖縄県教委一九九八）。14は口縁・頸部と底部を欠損しているが、京の内跡玉壺春形瓶は頸部に芭蕉文が施され、底部は高台が付き高台回りに蓮弁文帯がめぐらしく（サ）。このような特徴は、水注でも共通しているようである。14は胴部破片であり、水注の可能性も捨てきれないが、把手・注口部の根元の痕跡はないので、玉壺春瓶の可能性が高いと考えられる。遺物番号11が、3や14の底部になるのかもしれない。

(六) 青磁酒海壺蓋

酒海壺は、口縁部が大きく開き胴径の大きな壺で、罐とも呼ばれている。全国各地の大名クラスの城館等で出土しており、奢侈品の代表格である。限府土井ノ外遺跡では、胴部破片は確認できなかつたが、16の蓋ある。15も蓋のつまみ部であるが、器壁部がやや薄く、酒海壺の大型品の蓋かどうか判断できない。それに対して16は分厚い器壁から確実に酒海壺の蓋と判断できる。身部分の破片は見いだせなかつたが、蓋單体で所有したとは考えられないで、セットで存在したはずである。

酒海壺は近年、各地の出土酒海壺の事例を丹念に形態変化を追跡した柴田圭子氏による編年研究が進んでいるが（柴田二〇一九、本例はつまみ部が欠損し、また柄部が残存していないため、分類への適合が難しい）。ただ特徴として、文様は端部に一筋の線が見られる程度で余白が多く、つまみ基部の外周に沈線帯が見られる。柴田氏の図から類似しているものを見ると首里城跡二七（二階殿地区出土・図六一シ）や無文蓋ながら新潟県上越市の至徳寺遺跡の出土事例等が近いように見受けられる。

これらは一五世紀後半とされているので、16もそれに近い年代が想定される。

(七) 青磁器台

18・19は同一個体と考えられる青磁器台の破片で、破片の厚みから一定以上の大きさの透かし器台と考えられる。器台は、字義通り、本来はその上に大型の壺等を据えるための台座である。豊後府内の大友氏館跡の出土例は、元様式青花梅瓶と同一遺構から出土しており、青花梅瓶の台として利用された可能性が指摘されている（柴田二〇一八B）。やはり柴田氏の研究によれば、青磁器台は沖縄以外での出土事例は、豊後府内の大友氏館跡と町跡、東京都八王子城跡、秋田県男鹿市の中本城跡の四例のみとされ、隈府土井ノ外の遺跡での確認は五例目に位置づけられる。沖縄県では、首里城跡をはじめ、宇江城城跡・大城城跡（図六一ス）、今帰仁城跡等各地のグスクで通有に見られ、特に大城城跡では十四個体にも及ぶ（吉岡二〇一一）。

(八) 青磁鉢

21は雷文帶を有する鉢になる。京の内の資料（ソ）を筆頭に沖縄県の遺跡では各地で出土しているが、沖縄以外の出土事例については少なく、鹿児島県いちき串木野市の串木野城跡からの事例程度のようである（串木野市教委二〇〇〇）。ただし、当該資料は碗として報告されている。21は胸部破片で、口縁等の特徴的な部位の破片ではないが、外面は雷文帶の下縁と唐草文の組み合わせ、内面はアラベスク様の唐草文が確認できる。この文様パターンは、首里城跡京の内の出土資料、串木野城跡の例とほぼ同類と見られる。

(九) 青磁擂鉢

22の青磁擂鉢は小型品の擂鉢である。擂鉢は一般に在地系瓦質土器や備前焼の擂鉢が普及しているので、青磁擂鉢は特殊な用途に利用された可能性が高い。沖縄県内での出土事例が多く、22に最も類似する口縁部は那覇市天界寺跡出土の擂鉢である（図七一タ）。

(十) 青磁盆

23は小型破片であるが、折れ縁の上面・内面を菊花弁に成形し菊花形にしており、小破片のため、復元径や胴部以下の様相がわかりにくいが、宇江城城跡出土の盤が（ツ）、新安沈船から出土している盆のようになるものと想像される（テ）。新安沈船の出土資料は高台付の盆で、広い見込に、花弁文・鳳凰文・雲文が露胎の貼り付け文であしらわれている装飾性の高い盆である。同様の盆は、中国龍泉市道太郷供村の正徳庚寅（一五一八）の記年墓からも出土している。

(十一) 青磁盤

隈府土井ノ外遺跡では、青磁盤は数多く出土しており、さほど珍しいものではないが、24・26はやや特徴的である。24は見込に七宝繋ぎ文が残り、龍泉窯風洞岩窯址で生産された可能性がある（ナ）。出土資料ではやはり首里城京の内跡に類例がある（ト）。25は外底にチャツを置く蛇の目釉剥が残る資料だが、非常に分厚い。見込み部は唐草文か。26は折れ縁の直立口縁タイプであるが、破片から復元した口径は約四六cmでかなり大型になる。一般に龍泉窯の盤は、口径三〇cm内外のものが普通であり、四〇cmを超えるものはかなり少ないと思われる。

(十二) 青花大皿

青花の中では注目される28は、外面の唐草文や内傾高台等から京の内資料に含まれる麒麟文皿(二例)に印象的に近い(二)。ただ、28は折れ線で稜花型に成形し縁に波濤文を施すのに対し、京の内事例は口縁が外反し、口縁内側に四方擇文をめぐらせてある点で差異がある。京の内資料の類例を分析した専修大学の調査研究では、京の内麒麟文皿の類例として、南京明故宮玉帶河出土の麒麟文皿を類例として紹介しており(亀井編二〇〇二)、写真で見る限り、折れ線・稜花型打ち・縁部波濤文が確認できる(又)。写真からは外面文様が観察できないが、京の内資料と「外側面の宝相華唐草文は比較的類似」と言及されている。すなわち、28は南京玉帶河皿と京の内皿を足して二で割ったようなイメージになる。京の内年代から、28も一五世紀中葉の資料と考えられよう。

(十三) 法花壺

35の法花破片は、上記のとおり、南島原市の日野江城跡(ネ)、大分県竹田市久住町の小路遺跡からの出土が知られている。前者は有馬氏、後者は国人領主朽網氏に關係する城館遺跡と考えられている。また、近年、首里城跡や中城御殿跡(ノ)等沖縄での報告例も増えている。法花は、古くから美術品として珍重されてきたため、美術館での収蔵品は多く、東京国立博物館・静嘉堂文庫美術館・東洋陶磁美術館・MOA美術館等に見られる(久住町二〇〇〇)。いずれも短い頸部を具備する壺で、連続する蓮弁文や如意頭文等の文様帶は肩部に配置される。35には蓮弁帶のような文様が見られるので、肩部の破片の可能性がある。本稿に係る調査では部位特定までは及ばなかつたため、将来の課題としたい。

(十四) 褐釉磁器

首里城京の内跡の発掘調査報告書において、褐釉磁器碗の出土が報告されており(沖縄県教委一九九八、「国内での出土例が無いもの」と分析されている)。その後、沖縄県内の出土事例は増えているが、各報告書では清朝期の褐釉磁器も存在しているようで、明代のものとの鑑別は困難に見える。

隈府土井ノ外遺跡では、褐釉白磁(あるいは青花)が一個体四点、内外面褐釉の磁器が一点出土していることを確認した。隈府土井ノ外遺跡の事例は、時代背景から明代の輸入である蓋然性は高く、貴重な出土例である。

いずれも極薄の素地で、非常に小型の端反小杯になる。酒器として利用されたものだろうか。38・40は一区の遺構SK二二〇から出土している。

京の内報告では、トルコのトブカビ宮殿に類例があると指摘されている。

(十五) 褐釉陶器壺

44のよう褐釉陶器壺は、沖縄で五類として分類されているように、ごく通常に出土し、一五世紀代におさまると考えられている(瀬戸他二〇〇八)。当該分類では「本土における類例は殆どなく、沖縄に特徴的なグレープ」と所見が記されているものの、その後の資料の蓄積、研究の進展で、大量とは言えないものの、鹿児島県や熊本県等南九州で出土が知られるようになってきた(岩元二〇一七・中山二〇一九)。鹿児島県いちき串木野市の椿城跡、南さつま市芝原遺跡、熊本県葦北郡芦北町花岡古町遺跡等の事例がそれである。44から、これらが有明海まで流通して

いた可能性が考えられる。他にも五類の胴部と思われる破片もあり、またタイ産陶器かもしれない黒褐釉陶器も確認している。ただし、全体的な数量は多いとは言えず、コンテナとして物流に寄与したかどうかはまだ

は断言できない。各地の発掘調査における報告時に、青磁・青花等に比べるとやや地味なため、あまり意識されないことが多い遺物であり、今後は、

調査範囲を広げて悉皆的に遺物の確認を行うことが望まれる。

の東側から出土している。次章では出土遺物から考えられる空間について検討したい。

四 出土陶磁器から復元される隈府土井ノ外遺跡の姿

(十六) 風炉

輸入陶磁器ではないが、瓦質風炉も類例を挙げておきたい。基本的な形状は、口縁部が直立し、肩から胴部にかけてカーブを描きながら張り出す。胴下部で張り出しが収束し、底部にかけて連続で印花装飾帯を作り、脚部は懸魚風にする。完形に近いものとして青森県尻八館跡(フ)や岐阜県江上館跡(ニ)の出土例が知られている。

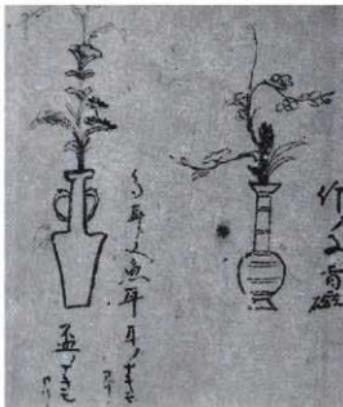
隈府土井ノ外遺跡の輸入陶磁器は、青磁花生等の器種が非常に充実し、多様である。また、青磁玉壺春・酒海壺・鉢・器台・擂鉢・青花大皿・褐釉磁器等は首里城京内の内跡の一四五九年一括廃棄資料と重なる資料が多く、国内でも稀有な輸入陶磁器のラインナップと言えよう。沖縄との関係性を補強するものとして、高級なものでは、全国的に珍しい法花壺の出土、一般的な資料としては沖縄分類五類の褐釉陶器壺や見込みを抽出しきする青磁碗皿等の出土が挙げられよう。

(一)『立花園巻』に見る花生の種類

これほどの資料が約四四〇〇mの二回分の発掘調査のみで出土している事実は驚くべきことと思われる。出土地区・層位については、そもそもが、大多数が未報告資料であり、カクラン層や包含層出土であるため、あまり触れてこなかつたが、大部分が調査区の一区・三区から、つまり調査区の繰り返しになるが、隈府土井ノ外遺跡の報文によれば、二重の方形堀が検出された、この区画は現在の字界軸線とも一致しているが、堀の規模が一辺約100m程度と大内氏・大友氏等の守護クラスの居館より小さく、また庭園造構も伴わないので、菊池氏の居館跡とは判断できないと評価している(熊本県教委二〇〇九)。

本稿でここまで通観してきた遺物群については、各地の美術館で所蔵されるような奢侈品を多数含み、全国的に出土例が僅少な遺物すら見出される様相が明らかになった。殊に青磁の瓶類は、大きさこそ著大なタイプは無いものの、複数の形状の口縁部が出土し、多様な器を所持していたことが確認できる。このような青磁奢侈品の卓越は、室町期の「唐物貢玩」を想起させるものである。ここでは、その使用法について検討してみたい。

陽明文庫に残される『立花園巻』は近衛家に伝来した花伝書で、天文二三年(一五四三)に書写された奥書がある。成立はそれ以前のいつかは明瞭ではないが(岡田編一九七二)、少なくとも室町時代には花瓶の形態と名称、花の生け方について様式が成立していたことがわかる。巻で最初に三幅一対の床飾りの模式図が記され、左右に竜虎の軸物と化



竹筒下 菱形瓶・砧形瓶・琮形瓶 拡大

図8 『立花図巻』に描かれた花生

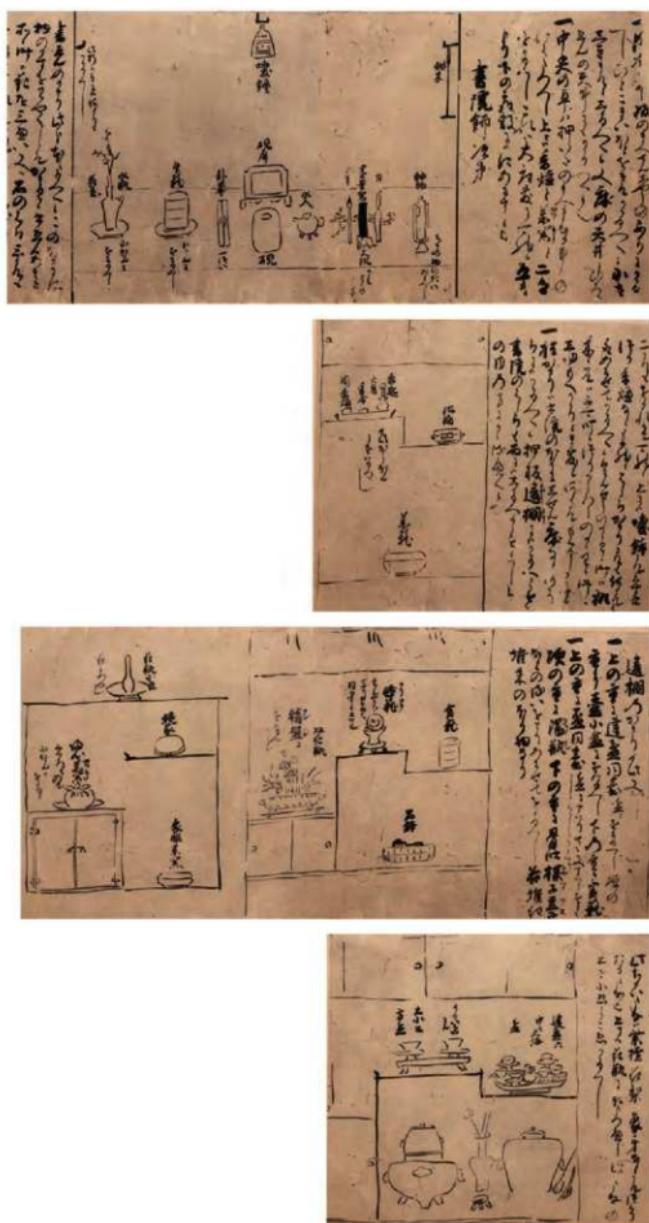


図9 「君台観左右帳記」に描かれた室町時代の部屋飾り

瓶、中央に「青磁三具足」として、卓上に燭台・香炉・尊形花瓶が配置されている（図八）。尊形花瓶には花が生けられ、中央の香炉背後に、おそらく耳付下蕪形の瓶に柄杓等が納められている。次に各種花瓶と立花瓶の組み合わせが例示され、順に「桔梗口青磁」「菊形口」「耳口胡銅」「竹子青磁」「鳥耳又魚耳ノナキモノアリ」、「経筒」「堂花瓶」「ウスハタ」「トウツカ」「二重カフラ 青磁」、「是在」「竹ノ節青磁」と名前や解説が添えられている。続いて、違棚の國に「違棚ノ上ノ花」「棚ノ下ノ花」、か様ニモ可有、「雲耳」と飾り方が例示され、上段には器台に据えた無耳下蕪、下段には耳付壺形花瓶が置かれている。後半は平鉢タイプ等の花生も描かれている。

『立花園巻』からは、様々な青磁の瓶類が花生として使用されたことが理解される。描かれた瓶のスタイルと出土資料を対比させてみると、図三一の琮形瓶は、この時期にはすでに「経筒」として花瓶の用途を有していた。5、6の漏斗形の口縁は、三章の内容とも関わるが、竹節状の突帯を持つ下蕪形の竹ノ青磁、鳥耳・魚耳とされるいわゆる砧形瓶等に適合するかもしれない。このように、瓶類はその用途として、花生の役割を持つていたと考えることができよう。青磁の瓶類は全国各地から出土しているものの、近接する区画から様々なバリエーションを持つて出土している遺跡は一部の守護館跡や格の高い寺院等に限られていると考えられ、限府土井ノ外遺跡輸入陶磁器の出土特性の一つとして位置づけられる。

（二）君台観左右帳記の室内飾り

『君台観左右帳記』は室町時代の座敷飾りを記した規定書で、原本は残存していないが、写本が数多く存在し、同朋衆である能阿弥もしくは相阿弥の奥書が残るもののが基本資料となっている。能阿弥本は『群書類從』

所収のもので、文明八年（一四七六）の年号と贈呈のため大内政弘の宛名があり、相阿弥本は東北大学図書館に所蔵され、永正八年（一五二一）の奥書と千光堂松翁に送つたものであることが知られる（金原一九三三）。足利將軍家の室礼の様子を記しており、当代座敷飾りの極致を窺い知ることができる。

いわゆる書院造の成立後の室礼であるため、押板飾り（床の間）、書院飾り、違い棚飾りの三部について、それぞれ装飾の次第を記している。降矢哲男氏は、『君台観左右帳記』における陶磁器配置について、詳細な分析を行つており（降矢二〇一八）、以下その成果に基づいて内容を見ていきたい。

押板飾りは、絵図が記されないが、内容的には『立花園巻』で見た床飾りとほぼ類似する内容と見てよいだろう。むしろ、『君台観左右帳記』の内容を、後代の故実書が継承したもの内の一つが『立花園巻』であったと考えたほうが正しいだろう。胡銅か、陶磁器ならば青磁を用いるべきことが示されている。

書院飾りは、中国の文房具を基準に、卷物、筆架に据えられた筆・墨、刀・文鎮、水入、硯・硯屏、卦算、印籠、水瓶・小盆が配置されている（図九）。降矢氏は「確實に陶磁器といえる記述はみられない」とするが、近い遺跡は一部の守護館跡や格の高い寺院等に限られていると考えられ、限府土井ノ外遺跡輸入陶磁器の出土特性の一つとして位置づけられる。

62の硯の出土が注目される。中世の硯は下関市の赤間硯や京都の鳴滝硯が著名で、各地に流通していた。62の産地ははつきりとしないが、今後同定を進めいく必要があるだろう。いずれにせよ、装飾的な木瓜形の海部形状から、62は書院飾り等に使用されていた可能性が高い。

続き、違い棚の飾りであるが、違い棚は、天袋・地袋と呼ばれる上下戸の棚と、段違いに設けられた棚板から構成される空間で、戸棚の有無、棚の形状等にバリエーションがあり、相阿弥本の君親帳左帳記では、①天袋が無く中央が高まる違い棚で左側に地袋を持つバターン、②違い棚と地袋が縦板で接続されず、上部に長い板が付く二段板のバターン、③天袋が付き他は①と同じスタイルの三種の飾りが記されている。①のバターンには陶磁器はないが、②には上段の板上に細身の鶴頭下藤形の花瓶とその台が図示され、「花立つべし」と立花の状況を示す。③は最も陶磁器が多く、違い棚右側に「建盡」つまり建窯産の天目茶碗と天目台の組み合わせ六組と大海茶入を合わせて大きな盆の上にディスプレイし、左側の中央段には、うがい用の茶碗（天目か青磁碗？）がやはり盆・台の上に置かれる。違い棚の下部の床スペースには、右から棕櫚の箒・火攪（灰匙？）・水指・柄杓立ての瓶・蓋置・茶釜・風炉が配置されている。要するに③は茶の湯道具を置いた飾り次第である。本文には「水こぼし（建水）」は棚におかず、風炉の左の脇に置くこと。金すえと云つて、胡銅の鉢の上に大きめの陶磁器を置くこと良い。胡銅と陶磁器をいつも組み合わせる。柄杓立ては、最近流行りの陶磁器の細口花瓶である」と解説があり、風炉、水指、柄杓容器としての花瓶（おそらく青磁）が棚下に納まること、建水は違い棚にはおかず置くべきことなどの作法が記されている。こうしてみると、建水は銅製品の鉢と大きめの茶碗を組み合わせるのがセオリーとなり、例えば、図三-21の青磁鉢等は茶の湯に使用されたのかもしれない。装飾性のある図五-53～55等の風炉は、まさにこの違い棚に飾られていたのである。風炉は、筆者が関わった天草市棚底城跡からも出土しているが、在地の石材を加工した石製品であった。その調整は粗く、繊細な調度品というよりも実用の品、という印象が強い。国人領主であった

天草衆の、さらには支城であった棚底城跡では、茶道具は天目・茶人・茶臼・茶壺（中国褐釉陶器）・合子・石風炉と過不足なく出土し実用的な茶の湯の導入は確認されるが、青磁の花生等はほとんど出土せず、座敷飾りへの関心は希薄と捉えられる。守護クラスの屋敷の空間と地方国人領主クラスの城館の空間特性に大きな差があつたことが実感される。

(三)「会所」存在の可能性

中世武家社会において、唐物が武家の権威や富を表徴する資材であることを考古資料の分析から明らかにした小野正敏氏は、「これらはただ単に所有しているだけでは意味が薄く、同じ価値感を共有する空間にあつて使用されることが肝要で、モノ・場・行為が一体になつて大きな意義を有している」とした（小野二〇〇六）。そして、そのような空間として一四世紀後半以降に独立していく「会所」が、唐物による室礼を特化的に有し、遊興の寄り合いの場として機能したと分析した。戦国大名クラスの屋敷では、ハレの場として主殿と会所があり、ケの場として台所等日常生活を支える空間に分化しているのが一般的であった。

このような視点から見ると、限府土井ノ外遺跡の花生や水注等の青磁類や装飾性に富んだ茶道具などは、まさに会所空間の室礼の名残を表徴していると考えられる。表一は小野氏がまとめた、各地の大名・領主層クラスの城館における唐物の出土状況（保有状況とも換言できる）を示したものである。これによると、白磁梅瓶・四耳壺・青磁盤・天目茶碗等はほとんどの城館で保持し、花生・酒海壺になるとほぼ半数ほどが所有となる。太鼓胴盤は約一四の所有率で、元青花は五遺跡とかなり少なくなる。また、それぞれに類型化されていない、二～三種類の別の奢侈品を有している状況が確認される。

も、風炉・茶臼・茶入等の茶道具が過不足なく揃っている状況等を確認した。各地の美術館伝世品や他遺跡出土遺物と比較検討することで、希少性・重要性が把握された。特に首里城内の内跡の一括資料の組成と近い遺物を抽出できた点は、今後の比較研究への進展や南方との交易交流を考える上で、重要な基礎資料に成りうると思われる。

出土した青磁瓶（花生）、水注類や茶道具等を、中世段階の花飾りの故実書『立花園巻』や座敷飾りの規定書『君台觀左右帳記』の記録と対比し、隈井外遺跡に守護館クラスの会所が存在した可能性が高いことを指摘した。

本研究の成果から、隈井外遺跡の評価に新たな一面を付加することができたと思料される。また、今後の菊池氏研究に、考古学的視座からのアプローチも不可欠であることを証明できたつもりである。

しかし、輸入陶磁器破片の点数カウントまでは実施したもの、本稿ではその成果を整理するところまでは及ばず、碗皿の分類毎の多寡から、遺跡の存続年代の見直し、盛期の捕捉については言及できなかつた。この点は別稿を準備したので、そちらを参照いただきたい（中山二〇二二）。

また、新たに抽出した未報告遺物の、遺構との関係や、出土地点の分

布傾向についても、正確なグリッド配置の把握ができておらず、触れることができなかつた。首里城京の内跡や久米島宇江城城跡との共通性を見出したものの、詳細な分析まで至らなかつた点も今後の課題としたい。

この他、隈井外遺跡からはかなりの量の土師器が出土しており、おそらく出土遺物の九〇%くらいになるものと推測される。形態分析から、編年基準としての活用や、土器つまり等の分布から主殿空間等における儀礼の把握、一部に見られる白っぽく器壁の薄い土師器から大友氏、大内氏系土師器との比較、そこから見える両氏との交流の内実等、輸入

陶磁器に限らず、国産の遺物も含め、様々な視点から研究を進めていく必要があるようと思われる。これらの分析から、遺構等の明確な時代相が判明すれば、武光や重朝、能連等歴代当主の生活や文化を明らかにするに可能になろう。

本研究を端緒に、菊池氏の研究が、一層、学際的に深化することに期待すると共に、縁をいただき些末ながら研究に携わった身として、微力ながら筆者も末席で関わっていきたい。

資料調査にあたつては、熊本県教育総務局文化課文化財資料室の松村英隆氏・山下義満氏に大変お世話になった。また、本稿の執筆にあたつて、西住欣一郎氏・阿南亨氏・柴田圭子氏からご助言・格別のご配慮をいただいた。末筆ながら記して感謝申し上げたい。

(注)

1 本稿では高級輸入陶磁器を「奢侈品」と表現している。当該研究の先駆をつけた小野正敏氏の研究では、政治的意義を有する陶磁器を「威信財」とするが、守護、大名家の「威信」に関わる器財が、廣棄されうる類のものが否か結論付けられないため、本稿では「奢侈品」という表現が妥当と判断した。この他、水澤幸一氏は「威盛財」の用語を使用している。

挿図・表出典

図一 右=筆者作成 左=Open street map を使用

図二 熊本県教育委員会二〇〇九 二頁

図三～五 既報告実測図は熊本県教育委員会二〇〇九、他是筆者作成

図六 ア=徳川黎明会・徳川美術館二〇一九 イ=美濃陶磁歴史館二〇一九 ウ=オ=根津美術館二〇一〇 カ=朝日新聞社文化企画局文化企画部編一九九八 キ=

ト=福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館二〇〇五 ク・サ・ソ=沖縄県教育委員会一九九八 ケ=那覇市教育委員会二〇一二 コ=浙江省文物考古研究所ほか

編二〇一五 シ=沖縄県立埋蔵文化財センター二〇〇五 ス=吉岡康暢・門上秀敏

二〇一一 ゼ=大阪市立東洋陶磁美術館編二〇一

国七 タ=沖縄県立埋蔵文化財センター二〇〇一 チ=那覇市教育委員会二〇一二

ツ=久米島町教育委員会二〇〇八 テ=大韓民国文化財府国立海洋展示館二〇〇六

ト・ニ・ヒ=沖縄県教育委員会一九九八 ナ=大阪市立東洋陶磁美術館編二〇一

ヌ=亀井明徳編二〇〇二 ネ=南島原市教育委員会二〇一二 ノ=沖縄県立埋蔵文

化財センター二〇一七 ハ=那覇市教育委員会二〇一二 フ・ハ=小野正敏編二〇〇一

國八 徳川美術館・根津美術館一九八二・岡田幸三編一九七二

國九 古典保存会一九三三 国立国会図書館デジタルコレクション版

表一 小野正敏二〇〇三

参考・引用文献

青木勝士

一九九三 「肥後国菊池氏の対朝交易」『戦国史研究』二六 吉川弘文館
青木勝士一九九六 「肥後菊池氏の守護町「隈府」の成立」『熊本史学』七二・七三合

併号 熊本史学会

青木勝士一九九〇 「菊池氏の拠点 北宮・隈府」『九州の中世II 武士の拠点 謙倉・

室町時代』高志書院

朝日新聞社文化企画局文化企画部編一九九八「封印された南宋陶磁展」

阿南享二〇〇三「肥後国菊池における中世城館の再検討」「史学論叢」四四号 別

府大学

岩元康成二〇一七「中世南九州の中国陶器」「中近世陶磁器の考古学」第五卷 雄

出光美術館編二〇一六「青磁の美 - 秘色の探求 - 」

岩元康成二〇一七「中世南九州の中国陶器」「中近世陶磁器の考古学」第五卷 雄

山陽

大阪市立東洋陶磁美術館編二〇一一「碧緑の華・明代龍泉窯青磁・大窯楓洞岩窯址発掘成果展」

岡田幸三編一九七二「続花道古書集成」第三巻 思文閣

沖縄県教育委員会一九九八「首里城跡」京の内跡発掘調査報告書(1)」

沖縄県立埋蔵文化財センター二〇〇一「天界寺跡(1)」

沖縄県立埋蔵文化財センター二〇〇五「首里城跡」二階殿地区発掘調査報告書(1)

沖縄県立埋蔵文化財センター二〇〇七「渡地村跡」

沖縄県立埋蔵文化財センター二〇一七「中城御殿跡」首里高校校舎改築に伴う発

掘調査」

小野正敏編二〇〇一「国解・日本の中世遺跡」東京大学出版会

小野正敏二〇〇三「威信財としての貿易陶磁と場」戦国期東国を例に」「戦国時代

の考古学」高志書院

小野正敏二〇〇六「武家にみる唐物・威信財の創出と変容についての素描」前近代の東アジア海域における唐物と南蛮物の交易とその意義 国立歴史民俗博物館

小野正敏二〇一八「発掘遺跡からみる会所」「家具道具室内史」第十号

金原省吾一九三三「君台観左右帳記の研究」「宝要」六号 後、瀬木慎一ほか編

二〇〇三「日本美術の社会史」里文出版 に再録

亀井明徳編二〇〇二「明代前半陶磁器の研究」首里城京の内SKO一出土品」

菊池市史編さん委員会一九八二「菊池市史」上巻 菊池市

- 串木野市教育委員会二〇〇〇「串木野城跡」
- 久住町教育委員会二〇〇〇「小路跡・上屋敷跡」
- 熊本県教育委員会二〇〇九「熊本文化財調査報告第二四八集 順府土井ノ外遺跡」
- 熊本県立美術館二〇一九「日本遺産認定記念 菊池川二千年の歴史 菊池一族の戦いと信仰」菊池川二千年の歴史実行委員会
- 久米島町教育委員会二〇〇八「宇江城城跡発掘調査報告書」
- 國立故宮博物院二〇〇九「碧林・明代龍泉窯青瓷」
- 小島道裕二〇〇九「国人館と守護所」「史跡で読む日本の歴史七 戰国の時代」吉川弘文館
- 古典保存会一九三三「君臺觀左右帳記」古典保存会事務所(國立国会図書館デジタルコレクション)
- 茶道資料館一九九〇「遺跡出土の朝鮮王朝陶磁・名碗と考古学」
- 柴田圭子二〇一四「具志川城跡出土青瓷の研究」「具志川城跡発掘調査報告書III」久米島町教育委員会
- 柴田圭子二〇一八A「具志川城跡出土青瓷の研究(II)」「具志川城跡発掘調査報告書IV」久米島町教育委員会
- 柴田圭子二〇一八B「大友氏館跡出土中国陶窯の研究」「戦国大名大友氏の館と権力」久米島町教育委員会
- 吉川弘文館
- 謝明良二〇一九「龍泉窯青磁罐の研究 -出土資料を中心に-」「東洋陶磁」第48号 東洋陶磁学会
- 謝明良二〇一七「琮瓶の変遷」「中国陶史論集」允晨文化
- 柴田圭子二〇一九「龍泉窯青磁罐の研究 -出土資料を中心に-」「東洋陶磁」第48号 東洋陶磁学会
- 新島奈津子二〇一四「宇江城城跡出土の陶磁器の研究」「具志川城跡発掘調査報告書III」久米島町教育委員会
- 橋本雄二〇〇五「中世日本の國際關係 東アジア通交圈と偽使問題」吉川弘文館
- 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館二〇〇五「花咲く城下町一乗谷 花の下に集う中世の人々」
- 瀬戸哲也二〇一八「座敷飾りにみる陶磁器の使用状況とその在り方について」「家沖縄県立埋文化財センター」
- 瀬戸哲也二〇一五A「四・五世紀の沖縄出土中國產青磁について」「貿易陶磁研究」Na三五 日本貿易陶磁研究会
- 瀬戸哲也二〇一五B「四・六世紀の沖縄出土龍泉窯系青磁における生産地の模索」「中近世陶磁器の考古学」第一卷 雄山閣
- 高島裕之二〇一四「久米島出土の青花白瓷器」「具志川城跡発掘調査報告書III」久米島町教育委員会
- 徳川黎明会・徳川美術館二〇一九「殿さまとやきもの -尾張徳川家の名品-」徳川美術館・根津美術館 九八二「花生」大塚工藝社
- 長堂綾・島弘二〇一五「渡地村跡の概要と青磁集中部」「貿易陶磁研究」Na三五 日本貿易陶磁研究会
- 中山圭二〇一九「熊本県南部の様相 -沿岸部を中心-」「第四回日本貿易陶磁研究会研究集会 南九州から奄美群島の貿易陶磁 発表要旨・資料集」日本貿易陶磁研究会
- 新島奈津子二〇一四「菊池氏関連遺跡「順府土井ノ外遺跡」の貿易陶磁器」「第四回日本貿易陶磁研究会発表資料集『最近の話題の遺跡・注目される研究から』」日本貿易陶磁研究会
- 中山圭二〇一四「菊池氏関連遺跡「順府土井ノ外遺跡」の貿易陶磁器」「第四回日本貿易陶磁研究会発表資料集『最近の話題の遺跡・注目される研究から』」日本貿易陶磁研究会
- 那霸市教育委員会二〇一二「渡地村跡」
- 新島奈津子二〇一四「宇江城城跡出土の陶磁器の研究」「具志川城跡発掘調査報告書III」久米島町教育委員会
- 根津美術館二〇一〇「南宋の青磁 宙をうつすうつわ」
- 瀬戸哲也二〇一八「座敷飾りにみる陶磁器の使用状況とその在り方について」「家

文化公報部文化財管理局一九八三「新安海底遺物」高麗書籍・大日本絵画

堀内秀樹二〇一三「加賀藩の貿易陶磁器出土様相と『藏帳』に記された陶磁器」『加賀前田家表御納戸御道具目録帳』を中心として』『貿易陶磁研究』第三三号 日

本貿易陶磁研究会

水澤幸二〇一六「中世後期の青磁盤」『中近世陶磁器の考古学 第五卷 雄山閣

水澤幸二〇一七「中世袋物の系譜－威盛財としての唐物陶磁器瓶類の展開」『中近世陶磁器の考古学』第七卷 雄山閣

南島原市教育委員会二〇一一「日野江城跡 総集編」

美濃陶磁歴史館二〇一二「桃山時代の価値観－九州諸窯の成立と美濃」

森達也二〇一五「中国青瓷の研究－編年と流通」汲古書院

吉岡康暢・門上秀敏二〇一一「琉球出土陶磁社会史研究」真陽社

梵鐘からみた菊池一族と肥後鉄物師

大重 優花

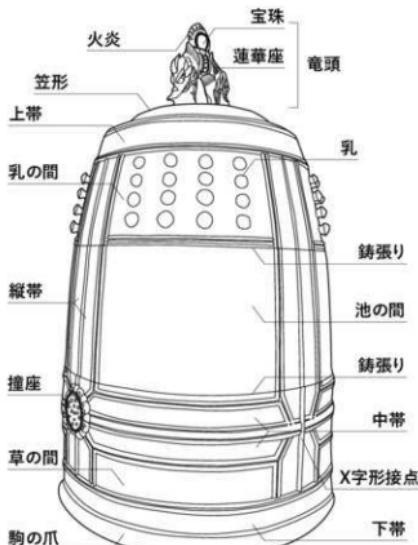
はじめに

本研究は、菊池一族について肥後の中世の梵鐘をてがかりに宗教や社会史的な特質に迫ることを目的とする。

梵鐘は、その銘文から願主や製作目的等が史料的にわかるだけでなく、物質的な情報も加味する。つまり、梵鐘 자체を検討し、梵鐘を製作した鉄物師組織の実態を明らかにすることは、菊池一族がどのような職能民を支配していたかという社会史的側面をも明らかにすることが期待できる。

中世の武士は、元服してから家督を譲るまでは、一族を率いて戦に赴いたが、出家すると仏堂で念佛説経の日々を送り、来世を祈りながら臨終を迎える、そこはそのまま菩提所となつた。また次男や三男は、出家して菩提寺の長老や住職となることが多く、僧侶の多くも武士の出身であった。その背景には、一族の所領の一部を寺院に寄進することで、分割相続による財産の散逸を防ぐ意図もあった。また、そこで挙行される法事を主催することは、家督を相続し、棟梁となる者の地位を明らかにするとともに、一族が結集する紐帶をつくりあげる上で重要な役割を果たした。また、中世の人々は、神仏に祈願する際、鈴や鐘などの金属音が異世界の扉を開く上で重要な機能を果たすと考えていた。このため梵音具と呼ばれる梵鐘や鰐口・磬・鉦などが数多く残された（筆本一九九〇）。

梵鐘は、金工品の中でも最大で、高度な技術や大規模な工人組織が必要なため、内包する情報が非常に多い。しかし、従来の研究では金石学の立場から銘文の年代や内容の一部が取り上げられるのみで、梵鐘自体の情報の核心に迫る精密な調査は進んでいない。



第1図 梵鐘の各部名称

梵鐘の考古学的な研究は、坪井良平氏が確立した（坪井一九七〇など）。

梵鐘実測図の九割以上は、坪井氏が一九三〇～七〇年代に作成したもののが今日まで利用されている。しかし、坪井氏の実測図はスケッチに近く、実物と比較すると差異が大きい。一九八〇年代以降、梵鐘鋳造遺構や鋳型の発掘例が増加した。それらと対比するには、今日の研究水準に見合う梵鐘実測図の新たな作成が必要だが、梵鐘研究者の絶対数が少なく、なされていないのが実情である。

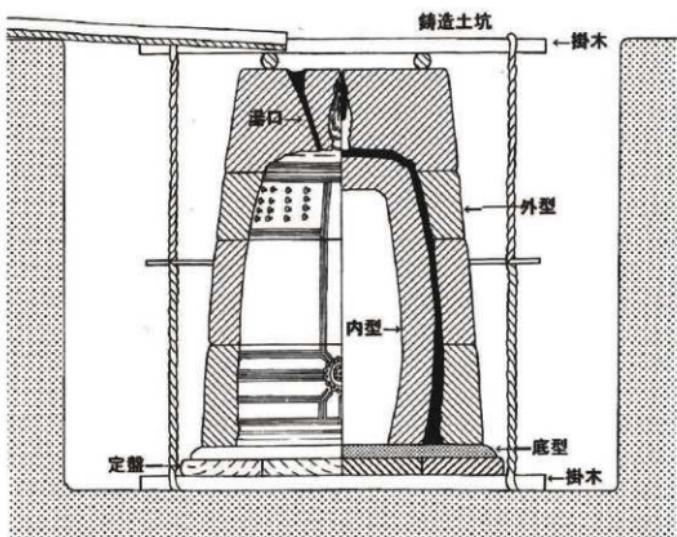
本研究では、梵鐘を実見調査し、高画素の写真撮影から精度の高い実測図を作成する。これにより従来の様式面からの再検討だけでなく、技術面からの検討が可能になる。

坪井氏は、梵鐘様式の研究が主であった。これに対し五十川伸矢氏は

二〇〇六年以降、新たに梵鐘の造型（鋳型製作）と鋳造（浴湯作業）の技術痕跡に着目した。鋳型の分割数や位置、金属が流れ込む堰や揚り（空気抜き）の痕跡である湯口系にも時代的な変遷があり、鋳物師の流派の違いを反映する可能性があること、無銘の梵鐘でも技術痕跡から鋳物師組織を比定できるとの結論に至った（五十川二〇一六など）。このような製作技術の痕跡は、坪井氏の実測図には反映されておらず、実見調査の必要がある。関西地域では、五十川氏が製作技術痕跡から鋳物師の流派や組織に迫る画期的な論文を発表しているが、九州など多くの地域では研究が遅れている。鋳物師組織の特定には、基礎的調査の実施による、今日の研究水準に堪え得る高精度で精密な実測図の作成や計測データの蓄積が必要である。

そこで本研究では、菊池一族の宗教や社会史的な特質に迫るために、①梵鐘を製作した鋳物師組織を特定するために、実見調査して製作技術痕跡や竈頭・撞座等の様式を精密調査する。②銘文を判読し、技術変遷と

年代の相関や、顧主、製作目的等を解明する。



第2図 梵鐘鋳造模式図（五十川 2008）

一・肥後の中世の梵鐘

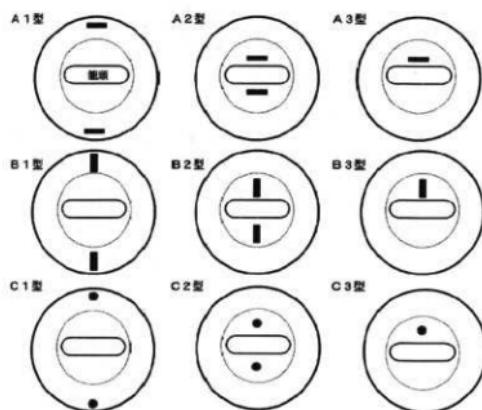
梵鐘研究の大家である坪井良平氏は、肥後の中世の梵鐘について、竜頭の左右頭部を密接した独特の手法を「肥後式」と称した。「肥後式」は熊本市大慈寺鐘、山鹿市日輪寺鐘、菊池市玉祥寺鐘、大阪府道明寺鐘（元下益城郡興聖寺の鐘）が挙げられている（坪井一九七〇）。これらを含めて肥後の中世の現存鐘は七口、肥後の鉄物師組織が製作したと考えられる亡失鐘は九口ある。

（1）法淨寺鐘（八代市泉町）

八代市泉町栗木地区の浄土真宗・法淨寺にある文永五年（一二六八）銘の梵鐘である。法淨寺は、慶安元年（一六四八）開基と伝えられている。本鐘はその銘文から当初、熊本市七所大明神（現・宮地神社）に奉納されたことがわかる。

法量は、總高八七、四四、鐘身高六八、八四、口径五三、三四、口邊厚四、八四で、同時代では平均的な大きさである。乳の間に四段四列の乳を配置する。上・下帯はともに素文だが、中帯に唐草文、草の間に蓮華唐草文をもつ。

竜頭は高さ一四、三四である。扁平で小振りな作りで、竜頭の左右頭部は接していない。①二つの竜頭を繋ぐ頸部の中央に宝珠を品字形に配し、②頸部を垂直の隆起線で区画し、その内部に大粒の珠文を配するのは、本鐘の特徴である。①のような品字形の宝珠と、②のような垂直の隆起線での区画は、福岡県久留米市千光寺鐘（永和三年（一三七七））にみられる。



第3図 梵鐘の湯口系（五十川 2006）

撞座は、二個の子葉を含む複弁の闊弁四葉を四五度ずらして二枚重ねて八葉に見せる意匠で、これは河内鉄物師の作例にもみられる。撞座のない二ヶ所の縦帶が中帯と交差する部分（X字形接点）は、一般的の製造標準と異なり縦帶が中帯の内部まで入り込む。これは、丹治久友や物部氏・広階氏・大中臣氏と上総に移った両氏の末裔にみられる「物部型交差」と称されている（五十川二〇一七、横浜市歴史博物館一〇〇〇）。本鐘では片面にのみ「物部型交差」が確認できた。

鉄物は、外面を形作る外型と、内面を形作る中子を合わせたときに生じる

じる隙間に金属を流し込んで製作される。金属が流れ込む堰や揚り（空氣抜き）の痕跡である湯口系は、五十川伸矢分類のA2型にある。外型の単位は範疇で判別でき、笠形一個、錐身部三個の計四個に分かれ。一二世紀以降の梵鐘の錐身最上部の鋳型分割境界の位置には、上帶の上端・上帶の中央・上帶の下端の三種がある。本鐘は上帶中央で、これは河内丹治姓銘物師の梵鐘に共通している特徴的な技術である（五十川二〇一六）。

銘文は池の間第一区と第四区にみえ、全て陰刻である。

（第一区）

岳牟田御庄

七所大明神楕鐘一口

文永五年二月十五日

大勸進僧珠増敬白

（第二区）

なし

（第三区）

（第四区）（追銘）

大

第四区は「大」一字が刻まれているが、第一区の「大勸進」とは筆跡や彫方が異なるので、この「大」は追銘と考えられる。

銘文は寺社名・紀年・勸進僧名を記し、一切の銘辞を持たない。中世

の梵鐘銘の約四割がこの種の簡潔な表現である（坪井一九七〇）。

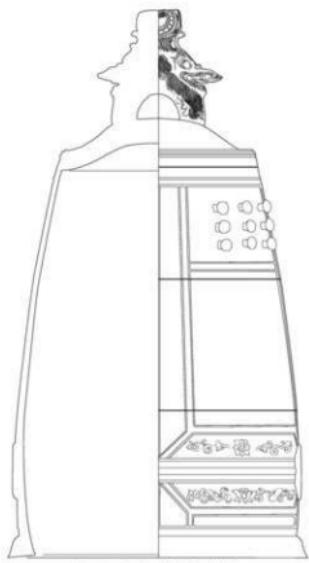
銘文に見える岳牟田庄は、安元二年（一一七六）二月日の八条院領目録（内閣文庫蔵山科家古文書／平安遺文五〇六〇）の「肥後国岳牟田」が

初見である。平安時代末期から鎌倉時代末期までの史料では岳牟田庄とするものが多く、鎌倉時代末期以降は限牟田庄ないしは限牟田とする史料が多い。庄内宮地の能仁寺は、文永二年（一二六五）菊池武房が建立し、来日した宋の西蜀の王子宝山鉄が開山という（名僧行録・寺記）。武房はおそらく当庄の中心地宮地を含む地域の地頭職をもっていたと考えられている（松本一九六五）。

本鐘が当初納められた七所宮（現・宮地神社）は、熊本市城南町宮地に所在する。祭神は阿蘇大神・八幡大神・甲佐大神・国造大神・金凝大神・田鶴原大神・雨宮大神で、神社の名は祭神が七柱あることに由来する（国都一統志・肥後國誌）。元は坂本郷の氏神として府国府の總社を兼ね、莊園の神社に転身したとされる（松本一九六五）。『肥後國誌』は勧請年代不明、八幡宮は寿永二年（一一八三）源賴朝の勧請とし、「下益城郡誌」は宝龜元年（七七〇）阿蘇大宮司の勧請、寿永二年源賴朝が八幡宮を相殿に勧請し七所大宮と称したとする。建久二年（一一九九）僧慶円が「岳牟田御庄若宮法花不斷經一口職」を「全□」に直三〇〇足で充渡した（同年九月一日「僧慶圓充渡状写」阿蘇家文書）。この若宮は七所宮のことであろうか。同宮の社家の庭から「天福」年（一二三三）十一月日 大勸進徳□秀の銘をもつ宝塔が出土した。七所宮には、四〇余の天台宗の宮寺があつたが、今は地名が残るのみである（松本一九六五）。「徳□秀」および「珠増」は、神宮寺の住持であつただろう。

（2）大慈寺鐘（熊本市南区野田）

緑川と加勢川に挟まれた熊本市南区野田の東部に位置する曹洞宗・大慈寺の弘安二〇年（一二八七）銘の梵鐘である。大慈寺の開山は道元の弟子寒巖義尹で、順徳（一説には後鳥羽）天皇の第三皇子と伝えられる。



第4図 大慈寺鐘実測図
（『梵鐘実測図集成』を一部改変）

法量は、総高一七〇、五cm、鐘身高一二七、五cm、口径九五cm、口辺厚九、五cmの巨鐘である。乳の間に三段三列の乳を配置する。上帯は素文で、中帯に蓮華唐草文をもつ。左右頭部を密接した「肥後式」の龍頭と下帯がない点が、本鐘の特徴である。

龍頭は高さ三三cmで、宝珠の先端が少し欠けている。これは、鋳造時にガスが溜まつたことによる欠損、または鋳造時の湯圧が足りなかつたためと考えられる。本鐘は、龍頭の左右頭部を密接した「肥後式」の標識資料である。「肥後式」の中でも、頭部が茎部を噛まずに左右を向くのは、本鐘のみにみられる特徴である。

撞座の中房に綴に「大慈」の二字を陰刻するのは異例である。しかし、中央に一つ、周囲に八つの蓮子を含む八花形の中房に、二個の子葉を含む複弁の闊弁四葉を四五度ずらして二枚重ねて八葉に見せる意匠は、河内鉄物師の伝統的な手法である。

湯口系は五十川伸矢分類のA-2型にある。本鐘の鐘身最上部の鋳型

分割境界の位置は上帯中央で、これは河内丹治姓鉄物師と共に通する（五十一二〇一六）。

（第二区）

大慈寺鐘銘

日本國鎮西肥後州飽田郷大渡津

始草創大慈寺新鑄造青銅

洪鐘其銘曰

開金剛眼 振鐵酸拳 塵點五百 界淨三千

（第二区）

扶桑國裏 渚溟海邊 州之肥後 郷之飽田

撰地勝地 崇天中天 興大慈寺 著大梁使

拘留孫様 釈迦文傳 梵鐘鈎作 寶器新研

撞斯鴻韻 驚彼聖賢 佛宗弘世 法子集莊

清曉鳴也 黃昏打焉 堆曹溪道 静少林禪

龍再嶢聳 法乳並連 堆曹溪道 靜少林禪

歸依合掌 鬼畜嘗味 那落覺眠

（第三区）

皇帝萬歲 大將千年 聞音安樂 見政公然

伽藍壇主 施財齊肩 福比須達 毒等神懨

參詣續踵 耳門入理 身後生蓮

弘安十年丁未四月七日造之

十方壇那二百余人

四輩合力結縁三百余人

（第四区）

幹綠僧都寺宗鑒行如智光惠秀可良

妙智禪勝崇智僧願覺道等十余輩也

両寺比丘衆三十余人 報恩寺法位修惠等尼衆卅余人

鑄治大工四郎丈夫大春日國正

鐘高都分六尺一寸口廣三尺二寸小工二十八人
用錢三百余十貫文雜用米廿六石六升八合也

伽藍壇主左金吾源泰明

開闢當山住持傳法比丘 義尹謹題

右記の漢文の銘のほか、乳の間に金剛界・胎藏界大日如来の二種字（バン、ア）の陰刻がある。銘区ごとに筆跡や形方が異なるため、複数人で銘文を彫ったと考えられる。

銘文は、寺名と銘辞・紀年・結縁名・鑄物師名・法量・材料・檀那名、撰者から成る。銘辞を持つ銘文形式は日本の中世梵鐘銘文の約半数を占める（坪井一九七〇）。

銘文中には、「大渡津」「著大梁使」とあり、建治二年（一二七六）から弘安元年（一二七八）にかけての河尻大渡の架橋の記述がみえる。「皇帝萬歳、大將千年」は、宋の咸平三年（一〇〇〇）保寧寺鐘銘に「皇帝萬歳、府主千秋」とあるのを皮切りに、宋・遼・金の鐘銘にしばしば用いられた、当時の中国の梵鐘銘の慣用吉祥句であった。大慈寺鐘の場合、銘文を撰した開山の義尹が道元の弟子となり入宋した経歴があったからであろう（坪井一九七〇）。銘文に「用錢三百余十貫文」、「雜用米廿六石六升八合」などと記しているのは稀な例である。用錢の量は口徑九五cmのこの鐘の重量に符合するので、原料銅の重量を示す（坪井一九七〇）。

「両寺」は、大慈寺と如来寺を指す。如来寺は宇土市に所在する曹洞宗寺院である。宇土郡古保里（現・宇土市）の素妙尼が義尹を招いて建立した。如来寺の建立は、「国都一統志」や「肥後国志」では文永六年（一二六九）とあるが、昭和五年（一九七九）の調査で発見された「如來寺积迦如來像胎内銘」により、文応元年（一二六〇）以前であつた可能性が高まり、当時は「如來院」と称されたことが判明した（上田一九八二）。

「報恩寺」は、熊本市中央区坪井に所在する曹洞宗寺院である。「肥後国志」では、文永年間（一二六四～七五）に如来寺と同じ素妙尼が開基として建立したとあり、開山は義尹の高弟で大慈寺四世を勤めた仁叟淨熙という。永正年間（一五〇四～二二）に現在の地に移つた。本鐘の銘文によると、大慈寺と如来寺を合わせて比丘衆三十人以上に対し、報恩寺だけで尼衆が三〇人以上おり、報恩寺が大規模な尼寺だったことがわかる。「法位」は「兀庵和尚語錄」示成道大師に「法位大師、既是手足、不必別紙」とあり、法位大師と成道大師は同一人物であるという。報恩寺住持の成道大師は、義尹や蘭渓道隆・兀庵普寧に参じた本格的な禅僧であり、尼僧団とも言うべき集団を形成した。館隆志氏は、報恩寺は日本曹洞宗最古の尼寺であったと評価している（館二〇〇七）。

弘安五年（一二八二）一〇月八日、当鐘の檀那の河尻泰明は、義尹に大慈寺伽藍地を寄進した（源（河尻）泰明寄進状案 大慈寺文書）。泰明は寄進地に伴う規定として「大慈寺伽藍地四至内における煩いを禁止し、その地利物の徵収や檢断權などを一切大慈寺の沙汰に任せる。また、河尻においては犯科人の身柄は守護へ引き渡すが、罪人跡の妻子・所從・田宅・雜具など、從来地頭進止の分については寺内の沙汰とし、仏物となる」を述べた。ここで寺内沙汰となつた一切を「仏物」とすることで、

大慈寺四至内および河尻の地は「人物」から切り離された「特殊絶対的」な地・聖域となり、地税徵収や檢斷使等の外界からの干渉を排除した自由な都市空間が成立した（網野一九八七）。泰明は大慈寺への地頭権限委譲により河尻の自由を保全し、大慈寺は泰明の外護により河尻の地に自由な活動の場を得た（高森一九九八）。「肥後國誌」には「錢塘（中略）、相伝う、僧寒巖宋国より帰朝の後、大慈寺を建てて之に住す、弘安年中錢財を散らし民を集め陂塘を築き田を整す」と記され、義尹が錢塘の干拓を行つたと伝えるが、太田順三氏はその經濟的裏づけについて「橋梁の渡橋貨の収益を蓄財した錢貨を大量に投下した有償労働に依つた労働力編成をしたと思われる」と述べる（太田一九八二）。干拓を可能にした労働力は、泰明の寄進により大慈寺が得た河尻大渡度という自由な空間に集う人々であった（高森一九九八）。本鐘も勧進錢だけでなく、大渡橋梁の約四年半の渡橋貨の収益を蓄財した錢貨を用いて造られたのではないだろうか。

（3）淨光寺鐘（亡失）

玉名市築地にあつた真言律宗・淨光寺の延慶三年（一三一〇）銘の梵

鐘である（亡失）。現在、淨光寺の跡地には真言律宗の蓮華院誕生寺がある。鐘は戦時供出のため現存しないが、その拓影が屏風に仕立てられ佐賀県立博物館に寄託（鍋島報效成会所蔵）されている。

（一号）

奉造鍛

肥後國淨光寺洪鐘事

右志者為四恩法界也

延慶三年（一三一〇）十一月一日治成之

錢十萬文大施主永藏氏女
草壁為末
(二号) (追銘)
大工 平吉近
奉寄進鐘一口三寶寺
南無藥師御寶前

右志者為奉祈現當一世也
願主玉名郡野原庄一部村
原之対馬藤原種満同氏女

天文十五年（一六一六）六月吉日 敬白

大檀那一部助四郎

藤原久資
住持高資

（三号）(追銘)

種字バ 肥前國正定寺洪鐘

住持證誓

願主 南里有如為現當

天文二十二年（一五九三）六月吉日

一号が当初の銘文で、二号と三号は追銘と考えられる。

「奉造鍛」という願文形式のもので、中世梵鐘銘文の約一割がこの願文形式による（坪井一九七〇）。銘文は寺名・願意・紀年・施主名・鍛物師名を記し、銘辞はない。

淨光寺は西大寺流真言律宗の寺院であった。西大寺流真言律宗は、鎌倉幕府（北条氏）と関係が深く、得宗支配の拠点ともいべき役割を果たした。

近世に干拓される前の菊池川河口部の海岸線は、現在の国道五〇一号線の辺りであったと推定される（規工川一九八九）。中世には河口からほど近く位置だった高瀬は、有明海の海上交通と、玉名・山鹿・菊池郡を貫き菊池川の上流にまで至る、水上交通との結節点となる、地域の要衝の港として小都市的景観を形成していた。そしてそれは、博多・五島列島——有明海——南九州——南西諸島と連なる、海上交通ルートの一角を占めていた。鎌倉幕府の後ろ盾で淨光寺が建立された背景には、高瀬を近傍から睨み、その交通機能に入れるという目的があった（小川二〇二三）。

淨光寺に関する史料は、火災などにより散逸して、地元には残っていない。淨光寺の史料の初見は、肥前国神崎荘（現・佐賀県神埼市付近）の東妙寺文書内の永仁六年（一二二九八）七月十四日付で太宰府に宛てて出された「官宣旨」（鎌倉道文一九七四五号）である（松尾二〇一七）。「肥後国淨光寺は沙門惠空が私に建立の寺院なり。勅願に非ずと雖も、已に宣旨を下され、殺生を禁断せられ單んぬ」とあるので、淨光寺は永仁六年以前に建立され、宣旨により寺辺寺領之内殺生以下の狼藉を停止されていた。東妙寺は弘安年中（一二七八—八八）、対となる尼寺妙法寺は一二六〇年頃の創建で、ともに天皇の勅願寺にもかかわらず四〇余年を経て殺生禁斷の宣旨を乞うほどので、淨光寺は勅願寺並の待遇を得ており、建立は弘安年中以前の文永（一二七四—弘安（一二八一）の蒙古襲来のころである可能性が強い（小川二〇一三、田邊二〇〇五）。つまり、本鐘は淨光寺建立から約三〇年後に製作された。

肥後国内の西大寺末寺は、明徳二年（一二九二）の「西大寺諸国末寺帳」に「築地淨光寺・長原天福寺・菊池大琳寺・春日寺・八代正法寺・八代玉泉寺・山鹿金剛光明寺・河尻觀音寺・靈山寺」の九寺が挙げられる。この明徳二年の「西大寺諸国末寺帳」は寺格順に記載されており、

淨光寺はその筆頭なので、肥後国の叡尊教團の第一位の寺格の寺院であった（松尾二〇一七）。九寺のうち、春日寺は肥後國府が置かれた地（現・熊本市西区春日）に現存し、菊池大琳寺は菊池氏八代正法寺・玉泉寺は名和氏、山鹿金剛妙寺は山鹿氏・河尻觀音寺は河尻氏といずれも有力な武士団を背景に建立されたと推測される。淨光寺についても紀姓大野一族である築地氏が庇護していたであろう（田邊二〇〇五）。

（4）三所大明神鐘（亡失）

宇土市神馬町にある西岡神宮の正平九年（一三五四）銘の梵鐘である（亡失）。鐘は後に鹿児島県姶良市加治木町の長年寺に移された（坪井一九七七）。

奉施人洪鐘

肥後国宇土莊鎮守三所大明神御前

右志奉為聖朝文武安穩太平四海九州万民豐樂普勤道俗之助成新發鋒
鐘之譽願上驚和光聽下覺妄想夢乃至結諸人施与緒素悉成二世之願望
化生九品之寶利敬白

正平九年一月十五日

淨光寺鐘と同様に願文形式であるが、こちらには銘辞がある。銘の前半は本鐘を鋳造した願意が、後半には梵鐘の功德を記す。

西岡神宮は、社伝では和銅六年（七一三）肥後の郡郷名を定めた時、勅願により春日・住吉両社を勧請し創建された。永承三年（一二〇四八）宇土古城を築く際に八幡宮を合祀したため、三宮大明神・三所大明神とも称した（『国都一統志』『肥後國誌』）。銘文に「宇土莊鎮守」と見え、菊池・名和氏ら歴代領主の篤い崇敬を受けたというが（『肥後國誌』）、天正十六年（一五八八）小西行長に焼かれ社記を失っているため、詳細は

不明である。

正平年号は南朝の年号であり、願主らのその時点における政治的立場を明らかにしていると思われる。懷良親王が肥後国宇土郡の宇土津に到着したのは、正平三年（一二四八）一月二日であった。同月二四日には宇土を出発し、益城郡御船城に入った。その後、同年二月初め頃には菊池に移ったようだ（阿蘇家文書、『南北朝遺文九州編』第三卷二「四四号」）。本鐘は、懷良親王の宇土津到着から約六年後に製作された。この時期は、「菊池御所」が九州南朝勢力の中核たる懷良親王の居所であったため（森二〇一九）、本鐘の願主や鉄物師もその勢力下にあつたのだろう。「聖朝」とは、時の朝廷や天子を尊んでいう語である。ここでは九州南朝を指しているだろう。

（5）日輪寺鐘（山鹿市杉）

山鹿市杉の日輪寺山南麓に位置する曹洞宗・日輪寺の正平一三年（一二五八）銘の梵鐘である。

法量は、總高一七、六四、鐘身高八、五四、口徑七〇、三四、口邊厚六、八四で、同時代の中では比較的大きな梵鐘である。乳の間に四段四列の乳を配置する。上・下帯はともに素文である。

竜頭は高さ三三、八四である。左右頭部の繋ぎ目が形骸化して接する、いわゆる「肥後式」の竜頭である。

撞座は、大慈寺鐘と同様に河内鉄物師の特徴を有する。

湯口系はA2型、鐘身最上部の鋸型分割境界の位置は上帶中央で、大慈寺鐘と共通する。

『肥後國誌』所載の永享六年（一四三四）一二月二日の菊池持朝が裏書をする「日輪寺建立次第」によると、天慶三年（九四〇）肥後国司

藤原房為が皇昭に令して建立した七大伽藍寺の一つとあり、「日本洞上聯燈錄」では正和五年（一二三六）菊池武時が天台寺院であつた日羅寺を再興して天菴懷義を請じ、延元二年（一二三七）後醍醐天皇から扁額を賜つて医福山日輪興國寺と改めたという。鐘の銘文は中興の懷義による。池の間四区を埋め、全て陰刻である。

（第一区）

南贛部州日本國鎮西路

肥後州医福山日輪禪寺

開基年久而殿堂頽落鐘

鼓亦隨而闕矣予主席以

降役土木之功百廢具舉

粵徒弟僧慧務寺事之暇

化十萬旦那鑄一口鴻鐘

其志遠哉夫以天鼓震雷

而覩動群有佛以鳴鐘而

警悟大夢發揮沈潛開豁

范蘊教護湯於幽途輶劍

輪於苦海則鐘之取象其

義誠然乎由是觀其造鍛

（第二区）

之工鼓天地之炉扇陰陽

之炭金精以融熗銅液以燿
燐光噴日道氣蔽雲漢

終觀其龍質炳發寅形蹠

跪引金索以上之懸寶樓

而擊之昔佛勸長子羅喉羅

撞鐘發大機阿難圓信入

梁武帝問神僧誌公朕欲

利地獄衆生以何為最誌公

之停彼苦輪無過鐘声因

鑄鐘頒賜天下寺院予今

取両件以為此之作銘曰

(第三区)

規模脫出 実相円成

叢林器用 礼樂権衡

此方真教 脇在音声

寅形童質 鯨吼雷轡

聽徹三界 韶彼四生

黃壤輟苦 黑甜易驚

梵宇嚴淨 國土清平

皇圖永久 日輪長明

(第四区)

銅錢百貫文以鑄之

十方助緣旦那四衆淨捨施主

現當願求悉地圓滿成就者也

太歲庚正平十三年九月廿二日

當山中興沙門懷義誌

幹縁比丘僧慧

維那比丘安意

大治師真訥

同藤原賴重

銘文は序と銘から成る。この種の銘文は学者高僧でなければ撰することができないものであり、有力な檀那、外護者によって創立された寺社の鐘でしかみることができない。よつて、序と銘を完備した銘文は中世梵鐘の約八分の一に満たない。しかし、一四世紀の鐘に限るとその比率は増加し、鐘銘の約三分の一が序と銘を備える。これは五山文学の影響による(坪井一九七〇)。懷義は五山派の画僧愚溪右慧の作品(叭々鳥の図)に賛を加えたり、懷義の師鉄山士安も本来は臨濟宗聖一派の派祖東福圓爾の直弟南山士雲の徒であった。このように懷義は五山派と密接な関係交渉があつた(玉村二〇〇三)。

序に当たる第一区の一行目から七行目は「南瞻部州日本國鎮西路肥後州にある医福山日輪禪寺は、開基してしばらく経て、殿堂が崩れて落ちて、鐘鼓もまた当然なくなってしまった。私(天祐懷義)が主席となつて以降、土木に関する役目が廃れていたが、ここに徒弟(主に禅宗などで、師匠が得度させた弟子のこと)の「僧慧」が寺務のかたわらにあらゆる場所から日那を集め一口の鴻鐘を鋳させた」とと銘の由来を説く(二)。以後は梵鐘の功德を賛嘆し、第三区の銘はそれを韻文に仕立てる。第二区八行目から一行目には、梵鐘の功德に関する説話で鐘銘によくみえる梁武帝説話を記す。

勸進を行つた僧慧は、懷義の法嗣で日輪寺四世の晴雲僧慧である。「肥後地誌略」によると豊後国万寿寺の僧といふ。維那(寺務を統率し、僧衆の雜事をつかさどり、僧事を指図する役)の安意は、懷義の法嗣で日輪寺三世の雲峰安意である。

本鐘は再興から約四〇年を経て铸造された。第四区一行目に「銅錢百貫文以鑄之」とあるように、僧慧が勸進で集めた喜捨が、戸外に吊り下

げられ多くの人々の目に触ることが多い梵鐘となつた。

懷良親王を支えた菊池氏が当寺を再興したため、本鐘は南朝年号をもつ。懷良親王の菊池時代は、菊池に征西の本拠を構えた正平三年

（三四八）初頭から、正平一四年（三五九）八月の大保原合戦に勝

利して同一六年（三六一）八月に大宰府を攻略して征西府を移すまでの

約一三年半である。本鐘の製作された正平一三年は、正平八年（三五三）

二月の針摺原合戦の勝利をふまえ、急速に政治力・軍事力を強化した、九州南朝にとつては追い風の吹く時期であった（森二〇一九）。以上をふまえると、第三区八行目の「皇圓永久」は南朝宮方を想定しているといえるだろう。国土の清平や日輪寺の長明とともに南朝の隆盛を祈るために、この鐘は铸造された。

（6）繁根本八幡宮鐘（亡失）

玉名市繁根本にある繁根本八幡宮の正平二四年（三六九）銘の梵鐘である（亡失）。鐘は文禄五年（五九六）に肥前一宮の河上神社（佐賀市大和町）移され、さらに佐賀市水ヶ江町宗竜寺のものとなつた。淨光寺鐘と同様に佐賀県立博物館が保管する「肥前古鐘銘屏風」に拓本が残る（坪井一九七二、尾形一九八四）。

（一号）

奉施入

肥後国大野別府

繁根本八幡宮鐘也

正平廿二年五月日

大願主道智

勸進吉行

（二号）（追銘）

然今於肥前國鎮守河上宮

奉寄進之

護持檀那鳴生琳

于時文禄五年八月吉祥日

銘文は寺社名・紀年・結縁名を記す。淨光寺鐘と同様に願文形式で銘辞をもたない。

銘文中の「大野別府（別符）」は、現玉名市域のうち、旧高瀬町をはじめ、旧弥富村・滑石村・築山村の諸地域、および旧岱明町・帶の菊池川右岸の沖積平野部を占めていた菅崎宮（本家は石清水八幡宮）領の半不輸半ば公領の中世所領であつた。当別符の中心は、玉名郡の中心でもあつた高瀬（中村の内）であり、繁根本八幡宮とその神宮寺の寿福寺（廃寺）をはじめ、当別符の初代地頭と伝えられる紀国隆の法名清源を冠し正平二年（三四七）に菊池武尚が開いた臨濟宗の高瀬山清源寺（廃寺）、真言宗の談議所宝成就寺（廃寺）、時宗の道場願行寺などの寺社が集中し、菊池川河口の港湾として、中世後期には廻船や海外交易の拠点として著しく都市的様相をおびていた（工藤二〇〇五）。

高瀬津が全国的な交通の津として機能をもつようになつたのは、菊池氏が高瀬津を含む後背地一帯に領主権を及ぼすようになった、鎌倉時代末期から南北朝時代初期にかけての一四世紀初め頃からではないかと推定されている。この時期になると紀姓大野氏の勢力に対抗して、菊池氏が軍事力を擁して高瀬津を開発しえたであろう。そして高瀬津が最大限に利用されるようになつたのは、南北朝内乱期で、菊池武尚が高瀬保田木に城を築いたといわれる一四世紀中頃からである（森山二〇〇五）。

繁根本八幡宮の建立は、社伝では応和元年（九六一）寿福寺の守護神

的役割として、村上天皇の勅願で紀姓大野氏の初祖の紀国隆が大野郷（庄）

二五〇町の鎮守として山城国石清水八幡宮を勧請したという。繫根木八

幡宮は、大野別符の莊園の守護神として勧請された。勧請者の大野氏は

鎌倉時代の建久四年（一一九三）には、鎌倉幕府から地頭職をえたと考

えられる（深江文書）。しかし、大野氏が平安時代末期から鎌倉時代に

どのように繫根木八幡宮と寿福寺の保護と興隆策をとったかは、史料の

関係で不明である。その後、建武二年（一三三五）菊池武吉が田地一二

町を阿蘇御嶽大明神御宝殿の三十講料所として寄進したよう（阿蘇家

文書）、繫根木八幡宮と寿福寺の所領域に菊池氏の勢が及ぶようになり、

両寺社の保護は菊池氏と交替した。正平九年（一三五四）清源寺に寺の

敷地を寄進し（清源寺文書）、高瀬の支配権をも掌中にした。支配権は

大野別符の中村全城に及び、両寺社も菊池高瀬氏の管轄権下に入った（森

山二〇〇五）。繫根木八幡宮への鐘の寄進は、菊池氏が高瀬津に勢力を及

ぼした時期であり、高瀬の復興・発展策の一環として行われたものであ

る。

本鐘が製作された正平二四年は、九州で大宰府征西府が全盛を誇った時期にあたる。また、清源寺には懷良親王の令旨が出されたり、前述のとおり菊池氏が繫根木八幡宮と寿福寺の外護者であったなど、南朝勢力の強い地域であった。そのため、南朝年号が使用された。

（7）筥崎八幡宮鐘（亡失）
鹿児島県姶良郡湧水町川西にあった筥崎八幡宮別当寺光照院の永徳元年（一三八二）銘の梵鐘である（亡失）。本鐘は、筥崎八幡宮の別当寺である光照院（庵寺）に納められていたが、吉松町（現・湧水町）中央公民館の野中良則氏によると、西南戦争時に行方不明になり、現在は亡失する

（坪井一九七四）。

（朱）「有川西村光照院」

筥崎八幡宮鐘銘

奉入釣鐘一口

大隅國 筒羽野村

筥崎八幡宮

大檀那沙弥愛阿

并豊前入道道景

願主僧良能

山鹿大工秀重

永徳元辛酉八月廿五日

銘文は寺社名・結縁名・鎔物師名・紀年を記す。淨光寺鐘・繫根木八

幡宮鐘と同様に願文形式で銘辞をもたない。

筥崎八幡宮（現・箱崎八幡神社）は、鹿児島県姶良郡湧水町川西に所在する。別当寺の光照院は廃絶し、その廃址が同社の境内に残る（坪井一九七四）。

本鐘の大工は「山鹿大工秀重」とある。坪井氏はこの「山鹿」が筑前国遠賀川河口に位置する芦屋の東岸の山鹿（現・福岡県遠賀郡芦屋町）一帯を指す地名とし、また後述する清水寺鐘（宝徳元年（一四四九）亡失）の大工「山鹿住大工藤原則重」と同様に、本鐘を芦屋釜で著名な芦屋鎔物師の作とした（坪井一九七〇・一九七四）。また、大隅では中世を通じてその土地の鎔物師が作った鐘を見出せず、記録に残る梵鐘は全て他の鎔物師による点（坪井一九七〇）も芦屋鎔物師説を後押しした。しかし、この「山鹿」は肥後の山鹿と考えられている（木下一〇〇九）。詳細は清水寺鐘の項に記す。

本鐘は北朝年号をもつ。応安五年（一三七二）八月、今川了俊が大宰府征西府を陥落し、永徳元年六月には南軍の最終的な拠点の菊池も陥落した。本鐘はその二ヶ月に製作された。時代の変化に即応した紀年銘を刻んだことがわかる。

（8）利明寺鐘（天草市橋本町）

天草市橋本町湯船原の淨土宗・利明寺にある応永二六年（一四一九）銘の梵鐘である。銘文に「鎮西肥後州河尻庄／寶祐山善勝禪寺」とあり、もとは熊本市南区善勝寺に奉納された。

法量は、総高一〇〇cm、鐘身高七四、二cm、口径五六四、口辺厚六、四cmで、同時に平均的な大きさの梵鐘である。乳の間に四段四列の乳を配置する。上・下帯はともに素文である。

竜頭は高さ二二、二cmである。扁平で、竜頭の左右頭部は接していない。二つの竜頭を繋ぐ頸部の中央に宝珠を高く突き出す形や、竜首の額が大きく突き出る点、口周りの髭の表現、長い牙を突き出す点は福岡県朝倉市南淋寺鐘（応永二八年（一四二二））と共通する。

撞座は中央に一つ、周囲に八つの蓮子を含む四花形の中房に、剣先形で鎧をもつ单弁八葉に間弁を配する。法淨寺鐘や大慈寺鐘、日輪寺鐘が河内鈎物師系の複弁八葉だったのに対して、本鐘は单弁八葉である点と中房が四花形である点が特徴的である。中房の形は異なるが、南淋寺鐘も鎧をもつ单弁の撞座である。

湯口系はA3型、鐘身最上部の鋲型分割境界の位置は上帯中央である。銘文は池の間第一区と第二区にみえ、全て陰刻である。

（第一区）

鎮西肥後州河尻庄

（第二区）

寶祐山善勝禪寺鐘銘曰

天之所命成大器

佛之所化惟先投

莊公鑄茲鈎氏作

掛長在寶祐山頭

一聲遠徹遍法界

万籟空盡南闕浮

寅々啓蒙分曙色

夕々破闇出月樓

斯銘與鐘祝聖壽

寺門增昌億万秋

應永念六
年十一月九日

住持是金

願主善通

大工氏國

（第三区）

なし

（第四区）

なし

銘文は、寺名と銘辞・紀年・僧名・願主名・鈎物師名から成る。

「河尻庄」は南北朝時代～戦国時代に見える莊園名である。史料の初見は、永和二年（一三七六）正月二三日の今川了俊書下写（阿蘇文書）の「肥後國河尻庄事」で、室町將軍家から阿蘇社に寄進された。応永一七

年（一四二〇）九月二七日の河尻実昭契状（阿蘇文書）によれば、実昭は阿蘇惟郷に対し三ヶ条の契状を認めて一味同心を誓い、河尻氏は阿蘇氏の下に入つたが、江戸時代の『肥後国誌』および河尻系図（『事蹟通考』）では、応永二七年（一四二〇）八月、実昭は菊池兼朝に背いたため兼朝から攻略され、所領は菊池氏のものになった。

乙益重隆氏によると、曹洞宗・善勝寺は熊本市南区川尻にあり、同地の大慈寺より以前に創立された寺であったが、後に大慈寺の末寺となり、廃絶したという（坪井一九七二）。

（9）清水寺鐘（亡失）

福岡県みやま市瀬高町本吉にある天台宗・清水寺の宝徳元年（一四四九）銘の梵鐘である（亡失）。鐘は昭和一八年（一九四三）頃までは同寺にあつたが、金属供出に遭い失われた。本鐘については、木下浩良氏の論文（二〇〇九）が詳しい。

（第一区）

願主

講筵之一衆

日本国 西

海道筑後州

瀬高上莊梁

河村 坂本

（第二区）

大明神合用

也譁掛此

洪鐘以為梵

行法器之礼

樂且暮之間

百八声中音

（第三区）

令一切衆生

入同有利

益無辺者也

宝徳元年己巳

十二月二十

（第四区）

大日那藤原忠久

次赤間田 久經

住持比丘 有仲

山鹿住大工藤原則重

（縦帶への追銘）（三ヶ所）

旦那蒲池兵庫頭恒為武運長久心願成就也

再興于時天正九年辛巳八月彼岸

敬白

麟久覓久寛矣

同証仏果故也

奉寄進鐘一箇之事願主 源長千代女

筑州清水寺觀世音 御宝前住持比丘定舜法印

原銘によると、本鐘は当初、筑後國瀬高上莊梁河（柳川）村の坂本大明神に奉納されたとわかる。木下氏は、この坂本大明神は現在の柳川市

坂本町にある日吉神社と比定する。また、「大旦那藤原忠久」は、柳川

蒲池の在地領主であった蒲池忠久である（木下二〇〇九）。

木下浩良氏は、鑄物師の「山鹿住大工藤原則重」は、筑前の山鹿ではなく、肥後の山鹿と推定する。その根拠は、地理的関係と肥後山鹿における鑄物師の存在である。前者について、肥後の山鹿であれば、柳川とは直線距離だと三〇kmで国境を隔てて隣接するが、筑前の山鹿では九〇kmもあり、途中に鎮西鑄物師（三）がいた大宰府を跨いでしまう（木下二〇〇九）。室町時代は、鑄物師組織内で商圏の意識が高まり、それを越えての活動が厳しくなった。本州の例だが、享徳三年（一四五四）、安芸国廿日市（現・広島県廿日市市）のひかしかり屋三郎次郎が、周防國揚井金屋（現・山口県柳井市）の承諾を得ずに周防國賀茂神社の鐘を鋳たことを陳謝し、今後揚井金屋の同意なく周防國の鐘を鋳造しないことを誓約した（丹下文書）（豊田一九五二）。この時期に柳川から大宰府を越えて芦屋鑄物師に注文するのは現実的ではない。

後者については、中世にまで遡る肥後山鹿の本貫地を銘文に刻む例は見出されていない。しかし、前述の大輪寺鐘に「大治師真訥、同藤原頼重」とある。清水寺鐘の大工と同様に藤原姓で「重」を通字とする。両者には九〇年程の開きがあるが、同系の鑄物師である可能性が高い（三）。「重」を通字とする宮崎八幡宮鐘と清水寺鐘は、肥後山鹿の鑄物師が製作したものだろう。

（10）権現宮鐘（亡失）

玉名郡和水町吉地権現宮の享徳二年（一四五三）銘の梵鐘である（亡失）。

奉鉢梵鐘一口肥後国玉名郡東郷庄吉地村権現宮公用矣享徳二年十一

月廿七日住持前願主權少僧都栄寿

「玉名郡東郷」は野原莊の一部である。野原莊は現在の荒尾市の全域および玉名郡長洲町の大部分を占めていたと推定される宇佐弥勒寺喜多院領（本家は石清水八幡宮寺）の莊園であった。弘長二年（一二六二）に領家と地頭の間で下地中分が行われ、地頭は野原西郷、領家は同東郷を領知することになった（「野原八幡宮祭事簿」）。守護菊池武朝の守護代であつたと思われる高瀬武国は、「菊池殿」の仰せによつて増永名を江田次郎五郎に沙汰し付けることを「野原莊預所殿」に命じた。本文書が小代文書であることから、預所殿は小代氏であろうと思われ、南北朝時代最末期から応永年間（一三九四～一四二八）にかけての時期には、おそらく小代氏が両郷の預所・地頭両職を有し、事實上野原莊を惣有していたものと思われる。寛正六年（一四五六）には小代氏重の両郷領有が菊池武為（守護為邦の代官力）によつて安堵された（工藤二〇〇五）。

（11）葛福寺鐘（亡失）

菊池郡にあつた葛福寺の文明二三年（一四八二）銘の梵鐘である（亡失）。葛福寺の所在は未詳である。「此鐘在濃州円通寺」とあるが、その後は所 在不明である（坪井一九七二）。

関西路肥後之州菊池郡葛福寺鐘銘并序

夫昔拘留孫仏造鐘、而其功德惟宏也、尋祇園精舍掛鐘、而其聲音奇妙也、警僧倉行業於旦昏、応兵家進退於教令、莫宜於鐘哉、開炉鑄而大器全成、簾重樓而華鈞高吼矣、豈異竺士大仙之間物乎、凡河沙群生、証妙果到彼岸、無于耳根也、故聞入理之處、自性圓明也、爰當寺住持乘大願輪而命鹿門鳴氏、忽鋤就于洪鐘、以乞銘國君、君亦使臣等作銘、予也不獲辭、而斯記其梗概云爾、銘曰

菊城蕭寺 門対寒流 伝教密室 懸鐘層樓 嘶花外夕

鳴樹色秋

楓橋夜半

客裏繫留

入三昧地

由聞思修

法輪常転

壇林益潤

万年松下

福寿共倅

文明十三年竜集辛丑冬十一月望

銘文の撰者は源忠直とある（坪井一九七二）。

序には梵鐘の功德が述べられている。古銅器の解説に引用される『周礼』考工記に「鳴氏鍾を為る」とあることから、鐘銘で鐘のことを鳴鐘、鑄物師を鳴氏または鳴匠という（坪井一九七〇）。本鐘の銘文では、住持の名前以外は不明で、「乘大」についても未詳である。

(12) 西野宮鐘（阿蘇郡南阿蘇村）

阿蘇郡南阿蘇村河陽にある下田西宮神社の延徳二年（一四九〇）銘の梵鐘である。本鐘は永正六年（一五〇九）の兵乱で豊後國へ移ったが、大

永六年（一五二六）に戻った。阿蘇三社大宮司宇治朝臣惟豊と願主下田

豊前守宇治能宗が信敬し本鐘に追銘した（坪井一九七二）。

法量は、總高七七、五四、鐘身高五五、八四、口徑四二、五四、口邊厚四、八四で、同時期では比較的小振りな梵鐘である。乳の間に三段三列の乳を配置する。上・下帯はともに素文だが、草の間に唐草文を施す。

（第三区）
延徳二年十月十五日

（第四区）
阿蘇三社大宮司宇治朝臣惟豊

（継帶）（追銘）
大願主下田右衛門尉宇治能統

（第五区）
阿蘇三社大宮司宇治朝臣惟豊

（第六区）
貴事太多可貴可信也時于大永六年九月十日

（第七区）
斯鐘依辛未歲弓箭在豐後州事十六年在示現間

（第八区）
湯口系はA2型、鐘身最上部の鋲型分割境界の位置は上帯中央である。

銘文は池の間四区と継帶にあり、全て陰刻である。

（第一区）

大日本國鎮西肥後州
阿蘇之南鄉西宮

御宝殿前謹奉施入
青銅華鯨 其銘曰

（第二区）
西□□□ □□□□長
□□□□□ □□□□□十萬
□□□□□ □□□□□明月
□□□□□ □趣心雲

（第三区）
筍簣功就 劍輪□□
拘留孫仏 罷睨叱王
深省啓發 神德□□
四海寧謐 万國□□

（第四区）
延徳二年十月十五日

（第五区）
阿蘇三社大宮司宇治朝臣惟豊

（第六区）
貴事太多可貴可信也時于大永六年九月十日

（第七区）
斯鐘依辛未歲弓箭在豐後州事十六年在示現間

（第八区）
湯口系はA2型、鐘身最上部の鋲型分割境界の位置は上帯中央である。

陰刻しているようにみえる。第三区の「剣輪」「闘牛」は、梵鐘の功德を示す際に鐘銘によくみえる闘牛図である（坪井一九七〇）。

第四区の「阿蘇三社大宮司宇治朝臣惟憲」は、惟憲が惟忠の死去直前に有力家臣や相良為統などの支援を受け、大宮司に就任したことと示す物証である。大願主「下田右衛門尉宇治能統」は、権大宮司であった。当時の権大宮司は、中司の一人として阿蘇西郷を管轄し、大宮司の代理として強い力を持っていた。また、西野宮は下田氏が管理していた（柳田二〇一九）。

本鐘は、元々あつた銘文を削ってから陰刻銘を入れた可能性が高く、製作年や原奉納地、願主などに疑問が残る。

(13) 玉祥寺鐘（菊池市玉祥寺）

菊池市玉祥寺居屋敷にある曹洞宗・玉祥寺の明応五年（一四九六）銘の梵鐘である。「肥後国誌」によると、本鐘は天正一五年（一五八七）佐々成政が隈部親水の菊池城を攻めた時に寺僧が埋め、宝曆二〇年（一七六〇）四月に境内から掘り出され、中に銅の花瓶と銅錢一四一枚があつたという（菊池市一九八一）。

法量は、総高六八、五cm、鐘身高五一、九cm、口径三八、六cm、口辺厚三、五cmで、同時期では小振りな梵鐘である。乳の間に四段四列の乳を配置する。上帯は素文だが、中帶から草の間に池中蓮華図を施す。下帯はない。竜頭は高さ一三、九cmである。竜頭のたてがみが密接する、いわゆる「肥後式」の竜頭である。二つの竜頭を繋ぐ頸部の上に置かれることが多い宝珠が、たてがみの中に取り込まれている点は、本鐘の特徴である。この要素は、大阪府道明寺鐘（元・下益城郡興聖寺の鐘）（永禄一二年（一五六九））に繼承された。

撞座は中央に一つ、周囲に八つの蓮子を含む八花形の中房に、剣先形の單弁八葉をもつ。この特徴も大阪府道明寺鐘に繼承された。

湯口系はA3型、鐘身最上部の鋸型分割境界の位置は乳の間の上端の少し下である。

(第一区)

肥後州菊池郡

江月山玉祥禪寺

之堂前

(第二区)

明應五年丙辰

閏二月日

當住香淳再興

大工藤原冬次

(第三区)

なし

(第四区)

なし

玉祥寺は、菊池為邦が菩提寺として建立したと伝えるが、開基年代については享徳元年（一四五二）・同二年など諸説ある。本鐘は、開基から約四〇年を経て再興した際に鋸造された。「香淳」は玉祥寺の歴代住職に名がなく未詳である。

(14) 寿勝安國寺鐘（亡失）

菊池市泗水町豊水字久米にあった寿勝安國寺の永正二三年（一五一六）

銘の梵鐘である（亡失）。現在は、同所に积迦堂が残る。『肥後国誌』には、鐘は中国唐朝の資福寺の鐘で、南海検校陣敬義が安国寺へ寄附したと記し、当時その鐘は熊本市細工町の淨土真宗・西光寺にあったとする。『事蹟通考』は、熊本市河原町の淨土真宗・順正寺に安国寺の梵鐘が納められ、永正丙子の年号と安国寺住持南汀正鵬の銘があると記す。明治七年（一八八四）頃、水島貫之氏が両寺を調査したところ、両鐘とも西光寺にあり、資福寺の鐘は小鐘で、加藤清正が朝鮮から持ち帰って納めたと伝え、『事蹟通考』記載の鐘は記述とおりのものが鐘楼に懸かると述べた。しかし、昭和八年（一九四三）の金属供出で失われた。

西海道肥後国青原山寿勝安国寺住持南汀正鵬叟奉掛銅鐘一本 永正丙子十一月日納所契

肥後国安国寺については、井上正氏の論文（一九七三）が詳しい。

安国寺は、肥後国安国寺とは別個の寺院である。寿勝安国寺について『安國寺縁起』を原本とすると思われる『合志郡久米村安国寺之事』では、仁寿二年（八五二）勅願により建立、合志郡久米庄護法山安国寺と称したという。同書には、暦応二年（一二三九）時点での寺号がわからなくなっていた当寺を、播磨長門守従四位藤原公恒が菊池氏と相談し肥後国安国寺とした旨を記すが、これは同時代の正確な記録を欠く。宝永六年（一七〇九）井沢長秀は『肥後地誌略』で、久米の安国寺は始め青原山・壽勝寺と号し、開山は曹洞宗宏智派の東明慧日、暦応二年に官寺に列し、安国の二字を加えて壽勝安国寺と号したとする。しかし、この記述は宇土市花園町佐野に所在した壽勝寺（肥後国安国寺）の記述と混同している可能性が高い（井上一九七三）。

永正六年（一五〇九）閏八月一七日、当地で豊後大友氏の軍と戦つて敗れた菊池政隆は寿勝安国寺で自害したと伝えられ、『肥後国誌』久米

村の項に菊池政隆墓が記されている。同寺は、その際の兵火で伽藍を焼失した。六年後の永正二年（一五〇五）に堂宇が再建され、同年閏二月一七日に本尊木造积迦如来坐像が奉納された。大正七年（一九一八）二月の修理の際に、左腕付内部に墨書き銘が発見された（井上一九七三）。

迺永正十二年乙亥閏二月十七日書之 大願主當寺官南汀正鵬（花押）

仏師元竺法眼（花押）

願主は、寿勝安国寺鐘と同じ南汀正鵬である。井上氏によると、南汀正鵬は、寺歴を異なる肥後国内の二つの安国寺の結合をはかったという。その際に奉納されたのが、木像积迦如来坐像と梵鐘であった。久米の寿勝安国寺には、少なくとも永正年間以前に遡る確かな所伝はない（井上一九七三）。

（15）道明寺鐘（大阪府藤井寺市）

大阪府藤井寺市道明寺にある真言宗・道明寺の永禄二年（一五六九）銘の梵鐘である。この鐘は当初、下益城郡美里町砥用にあった興聖寺に奉納された。興聖寺は美里町砥用に興正寺の地名を残すが、今はない（坪井一九七二）。

法量は、総高一〇三、四四cm、鐘身高七一、五cm、口徑五九、七cm、口邊厚六、三cmで、同時期の平均的な大きさの梵鐘である。乳の間に四段四列の乳を配置する。上帯は素文である。大慈寺鐘や玉祥寺鐘と同様に下帯はない。

童頭は高さ二四、七cmである。玉祥寺鐘と同様に、童頭のたてがみが密接する、いわゆる「肥後式」の童頭である。

撞座は、玉祥寺鐘と同じ意匠である。

実見できなかつたため、湯口系や鋳型分割境界の位置は未確認である。銘文は池の間四区を埋め、全て陰刻である。

（第一区）

大日本国関西道肥後州

祇用山興聖神寺洪鐘一部

任編素貴賤之志憲大治

之工力鑄施而以謹奉

掛寺前高樓上者也仍

其銘曰

拘留孫様 积迦文伝

下金輪際 上有頂天

（第二区）

擊作音響 覚塵劫眠

或忘三熱 又消万愆

清曉鳴也 黃昏打焉

仏宗弘世 法子集達

是非私述 隨先師緣

皇國万歳 檜土無辺

至祝至祝 至禱至禱

（第三区）

大檀那阿蘇三社大宮司

宇治朝臣惟将

一万疋 甲斐民部入道宗運
一千疋 隈庄織部佐親興
一万疋 寺領男女等

鎌治大工御船野中藏人助
梵鐘からみた菊池一族と肥後鑄物師（大重櫻花）

（第四区）

小工十有余人

橋直成

右撞鐘之企當寺門前善

男子善女人平昔積微塵

之功成鴻鵠一部而為現世

安穩後生善處者也

時永祿十二年九月十日

前大慈當山中興

大慈寺

檀馨金和尚之法弟

前法泉當位興聖松隱茂童

銘文は、寺名と銘辭・檀那・鑄物師名・紀年・撰者からなる。

銘辞のうち、傍点を付けた箇所は熊本市大慈寺鐘と共通している。第

二区七行目の「皇國万歳」は、中国鐘特有的吉祥句「皇帝万歳」の書き
間違えであろう。撰者と思われる興聖寺の「松隱茂童」は、法皇派で大
慈寺三四世の「檀馨金」の法弟である。本鐘の銘文を撰する際に「松隱茂童」
が大慈寺の鐘銘を参考にしたとしても不思議ではない。

大慈寺にある天文二年（一五四二）銘の木造寒嚴義尹像には寄進者の
一人として「二百疋砥用 興聖寺檀口和尚」とある。これは、本鐘
銘文中の「檀馨金」であろう。同じく大慈寺にある木造积迦如来坐像光
背化仏の墨書銘の「西六」には、「且那御船城主 甲斐民部大夫 母候
松岸壽清女」とある。この甲斐民部大夫は、本鐘のために一万疋を寄進
した「甲斐民部入道宗運（親直）」である。甲斐親直は、阿蘇氏の重臣で、
天文九年（一五四〇）に大慈寺が兵乱で焼失した際、復興の援助を行った

大檀那「宇治朝臣惟将」は、実質中世阿蘇氏最後の大宮司で、天正二年（一五八三）一月に没するまで約四半世紀にわたり大宮司の地位にあった。「隈庄織部佐親興」は、隈庄城主の甲斐織部佐親興である（柳田二〇一九）。

本鐘は、肥後の中世の現存鐘の中で唯一鋳物師の本貫を表す資料として貴重である。これにより御船（現・上益城郡御船町）に鋳物師組織がいたことが明らかとなつた。

（16）宗岳寺鐘（熊本中央区上林町）

熊本市中央区上林町の曹洞宗・宗岳寺にある昭和六年（一九三二）に改鋸された喚鐘である。応永二六年（一四〇九）夷則（七月）二二日と寛永二十四年（一六三七）八月二六日の旧銘がある。宗岳寺は、はじめは天台宗の寺で「妙心寺」と号したという。天正一九年（一五九一）長崎の玄雪榮頼大和尚を中興開山とした。

大日本國鎮西肥後州飽田南郷

大梁山大慈禪寺
留守堂前青銅華鰐其銘曰

羅駕羅撞 初發玄微

如善鑄処 正具大機
五曉鳴也 煩惱夢稀
二更動也 心地清輝
声徹追迹 法雨霏々
息竜王若 聖言無違
鴻音警睡 月照禪扉
願海宏深 潤山巍々

應永十六年夷則十二日

住持比丘 善蒙謹記

施入大願主尼如善

寛永十四年八月十六日

再免鑄處住山大慈周明聖禪叟

昭和六年七月改修

宗岳寺十八世

堀田龍革

作者益城郡御船

江上新左衛門尉

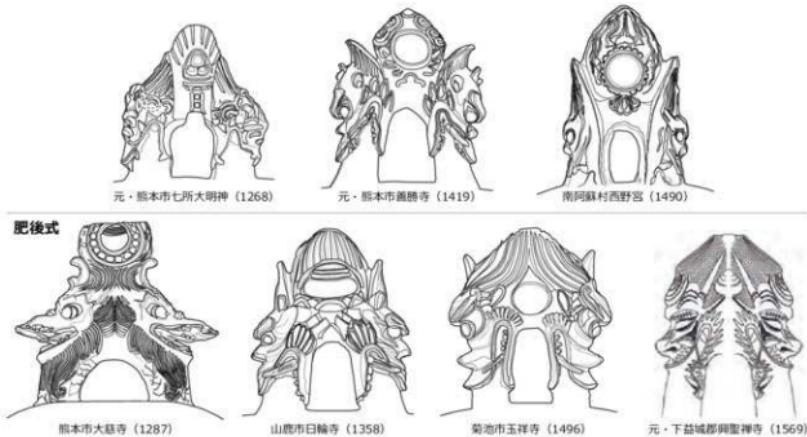
藤原久次

旧銘よりもと大慈寺の什物であったことがわかる。

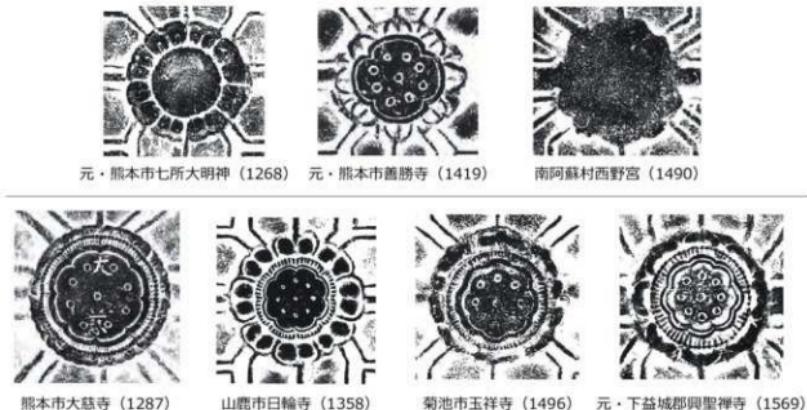
月を異名で書くのは一三世紀以降頻繁に見られる。これは五山文学の影響である（坪井一九七〇）。
作者は名乗りからみると、応永二六年ではなく、寛永二十四年に改鋸した際のものであろう。御船には野中姓だけでなく、江上姓の鋳物師もいたことがわかる。

二、肥後の中世の梵鐘の特徴

肥後の中世の現存鐘を実見調査し、高画素の写真撮影から竜頭の実測図を作成した結果（大阪府道明寺鐘を除く）、坪井氏が設定した、竜頭



第5図 肥後地域竜頭実測図
(興聖禪寺鐘のみ『梵鐘実測図集成』を一部改変、それ以外筆者作成、縮尺不同)



第6図 肥後地域鐘座拓本
(『梵鐘実測図集成』、縮尺不同)

の左右頭部を密接した「肥後式」と、それ以外の二様式を再確認した（第5図）。

「肥後式」の初現である熊本市大慈寺鐘の鋲物師は「大春日國正」といふ。大春日姓鋲物師は河内鋲物師の一派であるが、従来の研究では、大慈寺鐘の様式は地域色が強く、河内鋲物師とは隔絶するとされてきた（坪井一九七〇）。河内鋲物師の鋲造技術は、五十川伸矢氏が検討している。五十川氏は湯口系と鋲型分割の検討から、河内系鋲物師本流と別流①、②を設定した。河内系鋲物師本流は、湯口系はA2型またはA3型で、鋲型分割は上帯中央が多い（五十川二〇一七）。調査の結果、大慈寺鐘の湯口系はA2型、鋲型分割は上帯中央で、河内系鋲物師本流と同様であると判明した。また、様式の点でも、北部九州の中世の梵鐘は駒の爪が二段のものが多い（坪井一九七〇）、大慈寺鐘は河内鋲物師と同様に一段である。撞座の意匠も河内鋲物師と同様の特徴をもつ。「肥後式」の竜頭や下帯を廃する点、乳が三段三列と少ない点は大慈寺鐘の地方色であるが、鋲型製作・鋲造技術や一部の様式は河内系鋲物師本流と同じである。大慈寺鐘は、坪井氏の指摘や（坪井一九七〇）、銘文の連名からも、河内系鋲物師と在地鋲物師との合作と考えられる。

同じく「肥後式」の竜頭をもつ山鹿市日輪寺鐘は、河内鋲物師と近似した撞座とA2型の湯口系をもち、上帯中央で鋲型を分割する。技術的には河内系鋲物師本流と同様でありながら、大慈寺鐘から引き継がれた組織と同系であろう。

上帯中央での鋲型分割は、河内系鋲物師本流に多く、同時期の北部九州の鐘でも一般的である（新郷二〇二〇）。しかし、「肥後式」竜頭をもつ菊池市玉祥寺鐘の鋲型分割は、乳の間に上端下である。この技術差が時

期差か技術的な変更があったかは、後続する大阪府道明寺鐘の検討が必要だが、コロナ禍のため未調査である。

「肥後式」竜頭をもつ梵鐘のうち、鋲物師の本貫を記すのは道明寺鐘だけである。これと玉祥寺鐘の二口は同じ様式なので、御船の鋲物師組織が製作したことは明らかである。様式的に遡ることが可能な大慈寺鐘と日輪寺鐘も同系の鋲物師組織によるものであろう。山鹿にも鋲物師組織がいたことが宮崎八幡宮鐘と清水寺鐘の銘文でわかる。新郷英弘氏は、この二口の鋲物師は日輪寺鐘の鋲物師と通字であり、同系の鋲物師である可能性を指摘する（木下二〇〇九）。鋲物師組織が山鹿から御船・移動した可能性がある（四）。

「肥後式」ではない残りの三口はどうだろうか。これらは、鋲物師の名前や本貫が不明のため、様式・技術面で周辺の作例と比較検討が必要である。そこで、近隣の竜頭と比較した結果、八代市法淨寺鐘（元・熊本市七所大明神）は久留米市千光寺鐘と、天草市利明寺鐘（元・熊本市善勝寺）は朝倉市南淋寺鐘と、南阿蘇村西野宮鐘は岡山県慈眼院鐘（元・福岡県筑紫野市筑紫神社）と、いずれも筑前南部・筑後地域のものと近く似することがわかった。

太宰府に、古代の大宰府に属した鋲造工人の系譜をひく鎮西鋲物師がいたことが、平井家文書・阿蘇品家文書や太宰府市鉢ノ浦遺跡等からわかる（大重二〇二〇）。西村強三氏は、太宰府市太宰府天満宮の慶長五年（一六〇〇）銘の鰐口から、①顧主や檀越が少弐氏およびその親近の武将であったこと、②平井姓もしくは「惣官大工」を称すること、以上

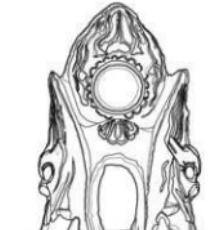
肥後



元・熊本市七所大明神（1268）



元・熊本市善勝寺（1419）



南阿蘇村西野宮（1490）

筑後



久留米市千光寺（1377）



朝倉市南林寺（1421）



元・筑紫野市筑紫神社（1384）

第7図 筑肥地域竜頭実測図

（千光寺鐘・筑紫神社鐘は『梵鐘実測図集成』を一部改変、それ以外筆者作成、縮尺不同）

二点を満たすものを大宰府平井姓鑄物師とし、大宰府地方両筑から肥前が活動範囲であったとした。（西村一九七八）。西村氏は、元・筑紫神社鐘について地理的関係と銘文の撰者が大宰府の横岳崇福寺第二十七世住持の嚴雲寺丘である点、南林寺鐘については当寺が少氏氏と関係が深い点から、この二口は大宰府の鑄物師が製作したと推定した（西村一九八七）。

また西村氏は、慶長二年（一六〇七）銘の久留米市玉垂宮鷲口（亡失）の銘文で筑後国瀬高（現みやま市）に平井（平）姓鑄物師がいたことから、玉名市淨光寺鐘（亡失）の「大工平吉近」や、みやま市二尊寺鐘（亡失）の「大工平朝貞」は、瀬高鑄物師であるとした（西村一九八七）。

以上のように、西村氏は筑前南部・筑後・肥前・肥後北部を筑肥地帯と呼び、筑肥地域にも鑄物師組織がいた可能性を指摘した（西村一九七八）。「肥後式」ではない三口の梵鐘は、この筑肥地域の鑄物師である可能性も考慮すべきであろう。

肥後の中世の梵鐘は、中帶や草の間に文様を施すものが多いことも特筆すべき点である。日輪寺鐘、利明寺鐘、道明寺鐘以外の四口は、唐草文や蓮華文様が陽鋳されている。文様は上帶や下帯に施されるものが多いが、上帶中央で鋳型分割し、下帯を廃するものが多いため、中帶や草の間に文様を入れたのだろう。また、法淨寺鐘や大慈寺鐘、玉祥寺鐘は単純な唐草文ではなく、複雑な蓮華唐草文をもつ。これらは朝鮮鐘の影響を受けたと考えられる。

三・筑肥地域の梵鐘生産の二期

古代の九州では、官衙や大寺院の創建・造営にともない高度な技術が導入され、大型製品の铸造や產銅が盛んであった。しかし、官衙や大寺院の創建・造営が一段落すると工房群は縮小・解体した。平安時代後期には、全国的に銅生産を裏付ける史料がほぼ消える。いわゆる「空白の二世紀」には、中央政府の錢貨発行中止や金銅仏の減少・小型化、鏡の激減、地方での梵鐘を含む大型鉄物铸造の激減などが相まって、九州での大型鉄物の铸造技術は衰退していくと考えられる。

ただし、この「空白の二世紀」間にも唯一梵鐘などの大型鉄物の生産を維持し続けたのが大和鉄物師だった。〔左経記〕寛仁四年（一二〇二）三月一八日条には、法成寺阿弥陀堂の梵鐘を大和鉄物師が铸造したと記される（杉山一九九五）。

铸造技術の衰退していた古代末から鎌倉時代初頭の九州に、畿内から新たな大型鉄物の铸造技術が流入した。それが「大春日國正」作の熊本市大慈寺鐘や、「鉄師太宰府住人丹治恒頼」作の弘安七年（一二八四）鹿児島市淨光明寺鐘（亡失）であった。^(五)河内系鉄物師本流と同じ湯口系・鉄型分割の八代市法淨寺鐘や、「鉄師河内佐山太郎」作の寛元五年（一二四七）南九州市飯倉新宮鐘、大和鉄物師が製作したと考えられる文応二年（一二六一）防府市防府天満宮鐘（元・福岡市油山天福寺）^(六)など、一三世紀までの九州の梵鐘は、畿内の鉄物師や彼らとの協業で製作された（第8図左上）。

南北朝・室町時代の筑肥地域は、山鹿に本貫があつた肥後鉄物師と大宰府の鎮西鉄物師の二組織、またはさらに両筑から肥後北部地域にかけ

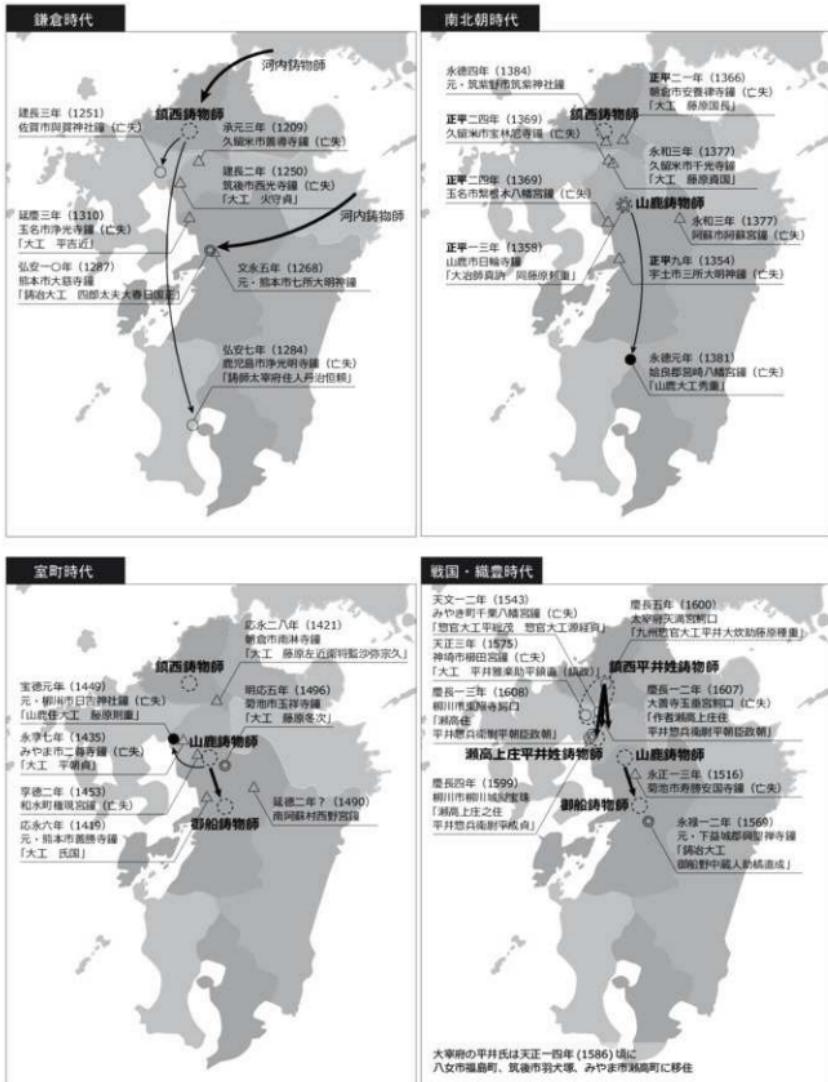
て活動した組織がいた可能性がある（第8図右上・左下）。

中世では、寺院や宿場、武家の居館付近などに地域の経済的・政治的な場が分散していた。織政権は、それらを集約化すべく構えという城郭形態を採用し、城下を都市化（城下町形成）することを目指した。そこで、「六世紀前半から戦国・織政時代にかけて、鉄物師の移動を行われたと考えられる。肥後鉄物師の場合、一五世紀半ばから一六世紀後半までに山鹿から御船へ移ったようだ。しかし、江戸時代になると山鹿市中村に阿蘇品・近藤兩姓の鉄物師がいたため（坪井一九七〇）、完全な移住ではなく分派だったかもしれない。大宰府の平井姓鉄物師は、天正四年（一五八六）に八女市福島町、筑後市羽大塚、みやま市瀬高町に移住したという（福岡県一九六五）（第8図右下）。

四・肥後鉄物師と宗教、菊池一族との関係

寒巣義尹の肥後下向と熊本市大慈寺の開山には、北条侍宗勢力と蒙古襲来の影響が指摘されている（上田一九八二）。また、玉名市淨光寺も蒙古襲来前後に得宗支配の拠点として建立された（小川二〇一三、田邊二〇〇五）。異国降伏祈禱によって広がった寺社造営ブームのもと、「皇帝」^{〔七〕}天皇と「大將」^{〔八〕}鎌倉幕府の長久を祝して梵鐘が納められた。九州外からの技術導入で、九州で再び梵鐘が製作され始めた背景は、衰退した大型鉄物の铸造技術を復興させるためだけでなく、全国の寺社に対する幕府の異国降伏祈禱令がきっかけであった。八代市法淨寺鐘のX字形接点は「物部型交差」という、河内から関東に下向した鉄物師の鐘に特有

梵鐘からみた菊池一族と肥後鉄物師（大重優花）



第8図 筑肥地域梵鐘原奉納地分布図

の特徴が確認できたのは、幕府や西大寺流真言律宗の組織人脈の活用の証かもしれない。

廣瀬良弘氏は、中央禪林の第一流の僧侶を招くことは、中央武家と同様の宗教、文化を持ちたいという願望が働いていたと指摘する。中央禪林の僧侶の招聘は当地での実力を誇示し、他氏に対する優位性の誇示や融和を図ろうとする意味合いがあった（廣瀬一九七四）。大型鑄物の鋳造技術が衰退していた一三世紀までの九州では、梵鐘を製作するには河内國から大工を招聘しなければいけなかつた。廣瀬氏が指摘した、中央武家と同様の宗教、文化を持ちたいという願望を具現化したものが梵鐘だつたと捉えることもできるだろう。

「肥後式」竜頭をもつ鐘の奉納先をみると、菊池市玉祥寺を除く大慈寺、山鹿市日輪寺・下益城郡興聖寺は、いずれも曹洞宗永平下（法皇派）である。興聖寺鐘の銘文は、明らかに大慈寺鐘の銘文を意識している。大慈寺以下の法皇派につながる各寺院は、梵鐘を発注する際に、義尹が撰した鐘と同様なものを見つけていたのではないだろうか。梵鐘は時代が下ることに法量が小さくなる傾向にあるが、法皇派の各寺院の場合、派祖の鐘の大きさを越えないようという配慮も考えられる。みやま市二尊寺士安が延慶三年（一二二〇）に再興した。ここに納められた鐘も「肥後式」竜頭をもつてゐたかもしれない。

肥後の梵鐘奉納先は、後に「國中」と呼ばれた地域と一致し、「南郡」と総称された地域にはあまり見られない。そして、この「國中」と呼ばれた北肥後七郡は、守護大名菊池氏の直轄領内であった（阿蘇品一九九〇）。つまり、肥後の梵鐘奉納先は、大慈寺や淨光寺を除くと、菊池氏もしくは阿蘇氏と密接な関係をもつ寺社であつた。九州の中世で

の大型鑄物生産の始まりは、前述のとおり政治的な要請によるものだらう。しかし、その後も継続して組織を維持するには、大消費地か庇護者の支援が欠かせない。肥後南部に梵鐘が一切なく北部にのみ残るのは、肥後北部を押さえていた菊池氏や阿蘇氏が鑄物師組織を庇護していたからだと考えられる。また、菊池氏は筑後に権力を形成していた（中村二〇〇〇）。菊池氏は宗派や地理的の関係によつて山鹿（御船）鑄物師が筑肥地域で活動していたと考えられる鑄物師組織を使い分けていたのではないか。

注

（一）福岡大学大学院人文科学系研究科博士課程後期日本史専攻の野下俊樹氏に軽説していただいた。

（二）鎮西鑄物師については、拙稿一〇二〇「九州の梵鐘生産」で述べている。

（三）芦屋金の里の新郷英弘氏の助言による。

（四）例えば、豊後南部鑄物師は、大永・享禄年間に丹生荘から默原に移住した（坪井一九七〇）。

（五）丹治鉄鑄物師は、元来河内國に本貫を置く鑄物師であった（坪井一九七〇）。

（六）拙稿二〇一六「油山天福寺鐘と沙弥生蓮」『古文化談叢』第七七集。

参考文献

- 阿蘇品保夫 一九九〇「菊池一族」新人物往来社
- 網野善彦 一九八七「無縫・公界・樂——日本中世の自由と平和」平凡社
- 五十川伸矢 二〇〇六「日本古代の梵鏡と中世の梵鏡」『铸造遺跡研究資料2006』
- 五十川伸矢 二〇〇八「鑄物生産の民俗例と解説図」『いもの研究』一七
- 五十川伸矢 二〇一六「東アジア梵鏡生産史の研究」岩田書院
- 五十川伸矢 二〇一七「日本中世前期の梵鏡生産——河内鑄物師とその周辺の鑄物師」『铸造遺跡研究会資料2017』铸造遺跡研究会
- 井上 正 一九七三「肥後國安國寺利生塔考」『熊本史学』第四二号 熊本史学会
- 上田純一 一九八一「寒嚴義尹、肥後に出で背景——北条氏得宗勢力と木原・河尻氏」『熊本史学』第五七・五八合併号 熊本史学会
- 大重優花 二〇一六「油山天福寺鏡と沙弥生蓮」『古文化談叢』第七七集 九州古文化研究会
- 大重優花 二〇二〇「九州の梵鏡生産」『九州の中世IV 神仏と祈りの情景』高志書院
- 太田順三 一九八二「河口干渴における中世的開発の展開と絵図」十三・四世紀の有明海沿岸の干拓 竹内理三編『莊園絵図研究』
- 尾形善郎 一九八四「肥前の梵鏡考(1)」『佐賀県立博物館・美術館報 No.67』
- 小川弘和 二〇一三「地域社会・東アジアのなかの浄光寺」『南大門遺跡』玉名市文化財調査報告第八集
- 規工川宏輔 一九八九「中世の海岸線を引く」『甦る熊本の中世』秀巧社
- 菊池市 一九八二~四 玉洋寺と碧嚴寺』『第五章 室町期の菊池』第一節 南北朝の合二』『五 菊池為邦・重朝の事績』菊池市史 上巻
- 木下浩良 二〇〇九「福岡県みやま市清水寺の梵鏡について」『古代学研究』一八三号 古代学研究会
- 工藤敬一 二〇〇五一二 玉名の莊園公領と在地領主』『第四編 中世』第一章 平安後期と鎌倉期の玉名』『第二節 鎌倉幕府体制下の玉名』『玉名市史 通史篇上巻』
- 玉名市立歴史博物館 一九八六「寒嚴流の歴史と美術」
- 熊本県立美術館 一九八六「寒嚴流の歴史と美術」
- 新郷英弘 二〇二〇「北部九州の鑄物師と琉球の鏡」『铸造遺跡研究会三〇周年記念論集』铸造遺跡研究資料2020』铸造遺跡研究会
- 笹本正治 一九九〇「中世の音・近世の音」名著出版
- 杉山 洋他編 一九九三「梵鏡美術圖集成 上・下」奈良国立文化財研究所第三集『铸造遺跡研究』上・下 奈良国立文化財研究所史料第三集
- 杉山 洋 一九九五「梵鏡」(日本の美術 第三五五号) 至文堂
- 高森莊子 一九九八「三 河尻氏と北条氏」『第二編 中世前期の熊本』『第四章 モンゴルの襲来と熊本』『第二節 北条氏の勢力拡大』『新熊本市史 通史編 第二巻 中世』新熊本市史編纂委員会
- 鶴 隆志 二〇〇七「曹洞宗最古の尼寺報恩寺と寒嚴義尹・几庵普寧と蘭溪道隆に参じた成道大師について」『駒沢史学』六八
- 田邊哲夫 二〇〇五「四 築地淨光寺」『第四編 中世』『第一章 平安後期と鎌倉期の玉名』『第三節 蒙古合戦と鎌倉後期の玉名』『玉名市史 通史篇上巻』玉名市立歴史博物館
- 坪井良平 一九七四「五山禪僧伝記集成【新装版】」思文閣出版
- 坪井良平 一九七〇「日本の梵鏡」角川書店
- 坪井良平 一九七二「日本古鏡銘集成」角川書店
- 坪井良平 一九七四「梵鏡雜記其二『史述と美術』第四五一号 史述美術同好会
- 豊田 武 一九五二「鑄物師の分布」『中世日本商業史の研究』岩波書店
- 中村知裕 二〇〇〇「筑後に於ける菊池氏の権力形成と大友氏の領国支配」『福岡大学院論集』第三十二卷第一号

西村強三 一九七八「太宰府天満宮の慶長五年在銘の鷲口について」『九州歴史資料館

研究論集4』九州歴史資料館

西村強三 一九八七「大宰府の金工」「大宰府の歴史』七 西日本新聞社

福岡県 一九六五「第二項 純物師 矢師・弓師」「第四編 近世 筑後国諸藩」「第

一章 久留米藩「第十五節 久留米藩の工人」「福岡県史』第三巻上冊

廣瀬良弘 一九七四「曹洞宗地方展開に関する一考察—大智と肥後国菊池氏の場合—」

『駒沢史学』二二 駒澤大学文学部史学会

松尾剛次 二〇一七「肥前・肥後両国における展開」「中世叡尊教団の全国的展開」

法藏館

松本雅明 一九六五「第二章古代」・「第三章中世」「城南町史』

森 茂曉 二〇一九「懷良親王一日にそべてのかれんとのみ思ふ身に」ミネルヴァ

書房

森山恒雄 二〇〇五「一 高瀬と中世高瀬津の形成・定着化」・「二 菊池・高瀬氏

の寺院招来と興隆」「第四編 中世」「第三章 室町期の玉名と町・寺社の形成」「第

二節 高瀬の津と寺社の発展」「玉名市史 通史篇上巻」玉名市立歴史博物館

柳田快明 二〇一九「中世の阿蘇社と阿蘇氏—謎多き大宮司一族」戎光祥選書ソレ

イユ004 戻光祥出版

横浜市歴史博物館 二〇〇〇「中世の梵鐘—物部姓諸物師の系譜と铸造—」

応永年間の九州情勢と菊池武朝

山本 隆一朗

はじめに

室町時代初期の応永年間は、南北朝の併存状態が解消され室町幕府の統治が全国に浸透していく時期である。九州においても明徳二年（三九一）の征西將軍府の降伏により、南北朝の対立そのものは解消されたかのように見えた。一方で、探題今川了俊は南朝方を軍事的に圧迫する過程で、少弐・大友・島津・大内氏などの守護大名との対立を深めてきていた。この様な対立は室町期の九州に慢性的な戦争をもたらしており、南北朝内乱期を通して続いてきた九州の混亂は征西將軍府が滅亡するだけでは解消されなかつたことを示している。

さて、南朝勢力は九州における核ともいえる征西將軍府を失い、その与党たちは新たな秩序に取り込まれていくことを余儀なくされた。その中には、征西府にとって最も重要な支持者であった菊池氏も含まれていた。特に征西府にとって最も強い軍事的な圧迫を受けていた時期を支えた菊池武朝は、幕府・探題への抵抗と従属を使い分けながら自ら九州の新しい支配構造の中に位置付けていた。例えば、南朝との密接な関係があつた伊勢北畠氏は北畠氏が伊勢国内において「知行主」という立場で大きな影響力をもち、北畠満雅の乱などの反幕府活動をも経ながら文明年間に守護職を得るに至ったことを明らかにしている。菊池氏も室町期において肥後国の守護として知られ、菊池持朝

期には大友氏と筑後守護職を争うなど「征西府の重鎮」から「守護大名」への転身を遂げているのである。本論文では、菊池武朝の動向を検討する中で九州南北朝動乱の克服の過程を考察したい。

菊池氏にとって大きな画期となる今川了俊の探題解任については、川添昭二氏の足利義満の守護抑圧政策の一環とする見解が通説の位置を占めていた。しかし、国人領主と了俊の関係性については服部英雄氏、今川一門の政治的権限については山口隼正氏により研究が深化した。また、近年は了俊の探題解任についての荒川良治氏・佐藤健二氏らの仕事を踏まえ、堀川康史氏が無年号文書の比定を通して九州の政治情勢を再構築している。

室町前期の北部九州については、川添昭二氏の探題渋川満頼についての仕事や、本多美徳氏・中村知裕氏の研究が室町前期の少弐氏・菊池氏の動向について論究している。一方で、応永期の菊池武朝についての専論は菅見に触れず、武朝が九州政治史に果たした役割については不明な点が目立つ。

そこで、本章では近年の応永期の九州政治史研究の深化に学びながら菊池武朝の活動を発給文書の分析、主に年次比定を行いたい。それを通じて、元・南朝勢力の重要な人物であった菊池武朝が室町幕府の九州統治と如何に対峙し、政治的な展望を持って自らを位置付けたのかを明らかにしたい。その成果によって、南北朝期と室町期の政治史研究の有機的な連関を究明する研究の一助となることを目指す。

一・今川了俊探題罷免と菊池武朝

征西將軍府の陥落後、菊池武朝は今川了俊・貞臣への従属の道を選んだことは先行研究でも指摘されている。しかし、武朝が再び自立の道を歩む契機となる事件が起こる。了俊の九州探題解任である。この解任劇は九州の在地の政治状況を一変させた重要な事件であり、室町期九州の在り方を決めた。

当然了俊の探題解任について豊富な研究蓄積があり、有力守護大名の勢力削減に努めていた足利義満による了俊権力の掣肘を目指した左遷であつたとみなされてきた。一方で、この問題に異なるアプローチとして、了俊の九州における政策的な失敗を原因とする研究がある。新名一仁氏は了俊の島津氏対策の失敗を指摘し、堀川康史氏は大友氏内の惣領と有力庶子の対立を抑えることが出来なかつたことが探題解任の直接の契機となつたとする。

さて、ここで注目したいのは大友・島津氏以外の守護大名たちの動きである。特に、少弐貞頼・菊池武朝が今川了俊方の有力支持者として現れてくる。当然、貞頼・武朝は了俊の後任として探題となつた渋川満頼と鋭く対立。応永年間の反幕府勢力の代表的な存在となつていた。

(一) 了俊罷免後の混乱と菊池武朝

菊池武朝が今川了俊擁護のために具体的に活動し始めた時期については、近年堀川氏の研究の中で再検討がなされた。応永二年三月二十日付に再比定された大友被官・吉弘了墨の書状から了俊が武朝に「隈本城」を預けたことが明らかにされている。¹⁰また、この際に大友一族の詫磨氏

も了俊から熊本在城の指示をうけ、肥後国人である三池・竹迫氏との連携が提案されている。これを踏まえると重要な問題を孕む史料が次の「今川了俊下向以降着到人交名」という名称で知られる文書である。

史料①室町將軍御内書案・了俊下向以降同心人々着到人交名〔詫摩文書〕
〔新修熊本市史史料編第一卷〕(以下「新熊」)(三四四号)

九州事有荒説風聞云々太不可然不相替先例守探題成敗可振舞也、

五月廿一日

御判

面々方へ御内書案文有之
了俊下向以降同心人々着到

少弐
千葉
菊池両人
勝一揆
大村
蒲池
白石
平井
底井野
河尻
宇土
木山
詫摩

宗像

麻生筑前々

後藤人々

橘家人々

日田

松浦人々中

彼杵人々

秋月

高来人々

了俊判

尤神妙也、以上
御判

面のみならず、武朝自身の政治的野心も想定できよう。

阿蘇品保夫氏はこの史料を、遠江守護として下向する直前に九州探題に再任されることを確信した了俊が、不在中の武士達の動揺を抑えるために義満の証判を得て交付したとする。¹¹⁾また、堀川氏はこの史料を「荒説」つまり了俊の探題解任の風説を否定するべく義満が出た通達であると位置付ける。

まず、史料①には「武朝」・「詫摩」・「三池」の、吉弘了暉書状に見えた肥後における了俊の支持勢力の名が確認できる。応永二年の九州情勢を語る重要な史料である「京都不審条々」には恩賞給付は了俊の権限に属するが感狀発給だけは了俊の注進に基づき義満が発給することが定められている。¹²⁾まさに、史料①は大友氏内訌への準備に対する感狀要求に了俊が応えたことを周知するために作成された文書である。当然、了俊としては自らの探題としての立場を義満に認められていてそれを示すこと

で、支持者たちの不安を除きたいという自論見も見え隠れする。

また、この注文に名前が見える三池・宇土・木山らの肥後国人たちも武朝旗下として活動していた可能性を指摘したい。もちろん、幕府・今川氏としても今川直忠を派遣し阿蘇氏に武朝への協力命令を発していた。

さて、大友親世と田原氏らの有力庶子の対立という大友氏内訌の解決を目指した菊池武朝の軍事行動は、今川了俊の身柄保護を目的としたものへと変化する。しかし、了俊は大友氏の圧迫により博多に「逗留」することが出来ず、応永二年八月頃に肥前国小城に逃れ、菊池・少弐氏の合力を得て上洛した。¹³⁾また、元中十二年つまり応永二年十月二十日付の良成親王書状では道徹（武朝）が、五条氏の活躍により軍事的に敗退したことが記されている。¹⁴⁾この時期に肥後・筑後国で武朝は活発に軍事活動を行っていた。これらの武朝の軍事活動は了俊の敵対勢力の攻撃という側

史料②安富泰行申状（深江文書）佐賀県史料集成四一九六号）

安富修理亮泰行譲言上

（中略）

右地者、曾祖父安富左近将監頼泰以来、代々当知行之段、御下知等次第支¹⁵⁾■明白也、仍先探題之御代仁、被究御沙汰沈底、預安堵御成敗之条、是又明鏡也、并安富孫三郎泰治筑後国大原御合戦之時、属主武光御手、討死罪、次自去々年御大事時分者、一揆同心仁、今度迄于高瀬御陣、致忠節之上者¹⁶⁾然早、如元、返被岩崎村、於向後者、親類一人属于御手、弥為抽無式之忠貞、粗言上如件、

応永四年十月日

史料②は肥前国の御家人で肥後国玉名郡岩崎村に所領を持つ安富泰行が作成した所領の返還請求である。注目すべき点は傍證部である。ここでは、四十年以上昔の大保原の合戦（正平十四年・一三五九）での安富泰行の戦功が申請の根拠として挙げられている。特に、「大原御合戦」・「武光御手」などの表現から南朝方、特に菊池氏に対する軍功が意識されている。このような軍功が所領返還の決め手になるケースとしては、申状の受理者が菊池氏であると考えるのが自然である。すると、「去年」つまり応永二年の「御大事」とは反了俊方との戦闘を指し、その二年後の応永四年（一三九七）には肥後国高瀬において泰行は武朝に忠節を尽くしたと考えられる。高瀬は菊池川河口部の港湾都市であり、肥前・筑後・肥後国での軍事活動を行うにあたって有明海運を抑える位置にある。武朝は高瀬を拠点に軍事活動を展開したのである。

菊池武朝は応永二年の大友氏と今川了俊・大友有力庶子らの抗争に巻き込まれる形で軍事活動を行った。征西府の降伏と共に武朝の肥後における主導的な地位は失われていたとみられるが、安富・詫磨・三池氏などを再び指揮する立場となつた。今川了俊の探題罷免を阻止することは叶わなかつたが、応永二年は武朝にとって九州の政治秩序の中に再起する契機となつたとみられる。

(二) 応永四～六年の肥後・筑後・薩摩国における混乱

今川了俊の上洛には多くの武士たちが従い、探題留任を請願したことが明らかにされており、菊池武朝も少弐貞頼と共に留任の働きかけを行つたことが知られている。¹⁷しかし、応永三年二月に渋川満頼が新探題として下向することが決定した。

今川了俊の政策的な失策によつて錯乱状態に陥つていた九州ではあるが、それは探題の交代で解決する性質のものではなかつた。それどころか、菊池武朝により筑後・肥後・肥前国が、少弐貞頼により筑前・豊前国が戦乱の巷となつた。武朝は応永三年（一三九六）には筑後に影響力を及ぼしていたとみられ、長田豊前守に大宰府天満宮領の長田庄への造反を停止するよう命じている。¹⁸新探題として満頼は少弐・菊池氏をまず鎮撫しようとした。

史料③ 渋川満頼書状（『阿蘇二』五四〇号）

年始御吉事、重畠雖事旧候、尚以不可有盡期候、幸甚く、抑旧冬進状候處、委細御返事承候候、就其候てハ貞頼武朝之同心無為のさたをいたすべきよし申候間、大方りやうしやうせしめ候へとも、いまた事さたまらず候、そこの御事なく候て、自是の左右を御待あるへく候、

篇もくあひきたまり候べ、態可申候、就是非候て、万事たのみ入存候、恐々謹言、

正月八日

満頼

阿蘇殿

応永四年正月の満頼は貞頼・武朝の非法、つまり軍事活動を幕府に報告して、その指示を待つてゐるようである。阿蘇氏に対し「そつ（粗忽）」つまり武朝らの同心を戒めており、満頼の腹案は軍事的な制圧にあつたとみられる。また、応永四年三月三十日には足利義満の所領安堵の御判御書が阿蘇惟村に発給されている。¹⁹

状況が動き始めるのは同年九月ごろである。五日には大友氏奉行人たちが願文を作原八幡宮に捧げ、「肥後・筑後兩國賊徒等、不応京都御成敗、令違背探題御裁許、任雅意致狼藉之間、所被致合戦也」と述べている様に、武朝の討伐を宣言した。この宣言から、大友氏と菊池氏の戦争が始まった。十一日には阿蘇惟政と小代氏の間で「京都上意」を守るべく緊密に連携する旨の起請文が取り交わされている。小代氏は史料①に名前が見えないことからもそもそも反了俊方の武士であつたようで、この契約状の狙いは武朝への非協力を確認することにあつたとみてよいだろう。

応永五年（一三九八）には、少弐貞頼の軍事活動が肥前国内で活性化した。応永五年の戦闘の様子については、「歴代鎮西志」に所収されていいる恵利遠江守氏利軍忠状写に、氏利が四月二十二日に小城に供奉して以来、九月十三日の賀瀬合戦までの経緯が記されている。²⁰十一月下旬には肥前での戦闘は終結したとみられ、出羽孫次郎人道軍忠状には大内盛見の証判がなされている。²¹さらには、大内義弘が援軍として渡海し肥前に赴き、十一月下旬には菊池に入ったことが分かる。渋川満頼は十月二十七

日付で三池中務少輔に筑後国国分寺内河崎を兵糧所として預け置いていた。これは、筑後国で戦闘が行われた探題・大内・大友氏側優位な戦況となつた結果、武朝が勢力を及ぼしていた筑後において軍事的な占領を行われていた傍証と見られる。肥前方面で少式貞頼は大内義弘の軍勢に圧倒されており、武朝は大友氏に加え大内氏の軍勢とも対峙する必要が生じていたようである。

菊池武朝は筑後・肥前方面だけでなく、南部九州への介入も行っていた。武朝は応永三年ごろから始まつた元今川了俊の支持者の攻撃を進める島津奥州家の軍事的に衝突し、島津奥州家の御一家・被官たちは応永六年（一三九九）ごろには日向国の河南地方に進出を果たし、惣庶那關係にある總州家とも対立も深刻化していたことが新名氏により明らかにされている。⁴⁾

この様な情勢は当然探題渋川満頼にとっても大きな懸案であったと見られ、応永七年（一四〇〇）七月には島津元久・伊久の二人の守護の確執を心配し、日向国を今川讃岐入道法世に預け置く案を足利義満が持つていてそれを報じている。⁵⁾

菊池武朝の南部九州への介入は、肥後・薩摩境の国人領主である下相良氏や牛屎氏を介す形で為されていた。この背景には牛屎氏が勢力を持つた薩摩國牛屎院は北薩における交通の要衝であり、下相良氏が領有を進めていた日向國真幸院にも隣接していたことなどが指摘されている。⁶⁾また、武朝は八代征西府期以来相良氏・牛屎氏に対して優位してきた経歴もあり、連携の素地は出来上がつていたと言えよう。薩摩國山北地域の人来院の渋谷氏は薩摩國における今川了俊有力支持者であり、山北地域も島津氏と国人領主の対立が激化しやすい条件を兼ね備えていた。菊池武朝の南部九州への介入については史料④・⑤が注目される。

史料④ 相良実長書状（「太秦文書」家わけ6・十五号）

追面申入候、御親類中以内被召置可承候、乍不申島津殿院内略儀、御油断有間敷候、益々春秋万勢く。

任御代々之辻、近年縁申合候、誠千鶴萬龟目出候、依其儀菊池武朝様御入魂之書状數通被取貰候、当家寄之条、吉凶可申談之事、肝内各御分別可承候、万賀、恐々謹言、十一月廿三日

実長（花押）

牛屎左近持監參
御宿所

史料⑤ 島津元久書状写（「薩藩旧記雑録所収田代文書」鹿児島県史料蔵旧記雑録前編2・六二三号）

「正文在田代氏」

新春御吉慶、於今雖事旧候、尚以珍重候、更ニ不可有盡期候、抑雖無何事候、細々可申承候之處、路次依不輒候、無為之至非本意候、兼又探題御方より御在所河尻之間合力可申之由、被仰下候之間、雖無勢候、田代刑部少輔相副、軍勢差進候、一向御扶持お憑存候、預御指南候者悦入候、次球磨郡事、相良三郎依武朝大綱罷上候之由風聞候之間、一途為相計、親類美濃守相副、軍勢差遣候、如此分勢候之間、無勢之至、所存外候、不審連々承、可令啓候、御同心候者悦入候、恐々謹言

二月廿九日

陸奥守元久（花押影）

謹上

八代殿

まず、史料④を新名氏は応永四年発給と見ている。これは傍線部に見える「薩摩」における「裁判」を近隣領主達への誘引と解し、同じく太秦文書の二月一八日付武朝書状（『太秦文書』「家わけ6・十二号）の「其境無所御方同心」を誘引の成功と評価したことによる。年次比定については従うべき見解と考えるが、史料④における實良の「武朝様」という表現や、牛屎氏に「薩摩國裁判」を武朝が「被仰付」いるなど、武朝が實長に対してかなり優位な立場にあることが伺える。また、「裁判」は所領支配の意があり、「薩摩國裁判」は応永間に牛屎氏が得たとみられる山門院内の所領支配薩摩国についての条項であろう。新名氏は「菊池・相良・牛屎」の同盟関係が想定されているが、史料④の発給された段階では下相良・牛屎氏は所領の給付などにも武朝の差配を受けている。同盟關係というよりは、武朝が下相良・牛屎氏を統括する関係にあつたと見るほうが実態をとらえているようと思われる。武朝は九州南朝勢力の支柱の一人という経歴を持ち、現探題に反抗する人物ではあるものの、室町幕府の守護職などに依拠せず近隣国の国人領主にまで影響力を行使していたことは見逃せない。

次に史料⑤について新名氏は応永五年、「相良氏関係史料集」では「応永六年カ」とする。

洪川満頼は「島津国史」によれば応永四年十月に島津元久と洪谷・牛屎、和泉氏を肥後國二見に招き、元久は自らの代理人として新納実久を派遣したことが記されている。³⁰一見は現在の熊本県八代市二見の浦と見られ、探題と山北国人たちと面会するには絶妙な場所である。二次史料ではあるが、洪川満頼の肥後在國の微証とはなる。

「八代殿」に宛てられた史料⑤で、満頼は島津元久に肥後國河尻への出

兵を要求した結果「田代殿」を指揮者として軍勢を遣わしたことが述べられている。八代殿は未詳だが、八代に近い二見で満頼が自ら敵対した山北国人と会見し、河尻にいる満頼との連絡を中継していることから、肥後南部での探題方の中心人物の一人と見たい。「田代」については田代清久という人物で、島津元久により「大將軍」に任じられた。さらに、清久は三月二十九日の段階で市来にとどまっていたことを、新名氏は「牛屎氏を中心とする薩摩國山北国人が菊池・相良方に付いた」ことを原因と想定した。³¹史料⑤を応永五年に比定することについては、応永五年六月十五日付の島津元久袖書状下が「參津」のために所領を沽却することを許可していることも重要な材料となる。³²よって新名氏の応永五年説を支持したい。菊池武朝は応永五年には真幸院などに出席する相良氏を支援する形で、日向・薩摩方面にも影響力を及ぼしていたことを確認しておきたい。菊池武朝は筑後戦線で渋川・大友・大内氏と対峙するばかりではなく、島津氏の派遣した田代氏・樺山氏の軍勢とも交戦していた可能性が高い。

応永六年三月十四日、武朝は肥後國天草の国人・志岐氏の本領を安堵している。志岐氏は菊池一族で天草答北の志岐を本拠地としており、武朝に従つて有明海を介して筑後・肥前国方面で軍事的に活動したとみられる。³³野原八幡宮祭事簿には応永六年に小代氏が「菊池」に応じ味方を募る中で大野方神人を傷つけ、野原八幡宮（熊本県荒尾市）の祭事が停止したことを記している。³⁴武朝は有明海沿岸地域で大々的な軍事動員を行つていたことは確実であろう。

また、肥前國の綾部氏に対して渋川満頼は貞頼・武朝の攻撃を命じており、大内氏によつて圧倒された菊池・少式勢力は肥前・筑後国方面で巻き返しを図つていると推測できる。それに対して、応永六年七月十二

日には河崎出羽入道・吉田安芸守の二人の押領を安楽寺の申請に基づいて制止している。武朝が大宰府天満宮・安楽寺から筑後国への遷行の主体と見られており、探題方は菊池氏を筑後国から完全に排除できなかつたようである。

渋川満頼は大内義弘の軍勢を動員することで北部九州の制圧を企図し、自ら肥後国河尻に入るなど陣頭でそれを指揮したが、菊池武朝を筑後・肥前・肥後国から完全に排除するには至らなかつた。また、武朝は南部九州では肥後南部・北薩の国人領主たちを組織して島津氏や探題渋川氏を支持する武士たちと対立していた。了俊の探題解任後の武朝は征西將軍府時代を彷彿とさせるような広範な誘引・軍事活動を行い、九州政局における存在を際立たせていたと評し得よう。

応永六年には大内義弘が堺において幕府に反旗を翻したいわゆる応永の乱などもあり、大内氏も混乱状態に陥つた。大内氏の軍勢は少弐・菊池氏攻撃における渋川満頼の奥の手であり、それを失つたことに連動するかのように応永七十年は北部九州における戦乱は低調化することとなる。

応永二年から六年の菊池武朝の反探題活動を総括すると、今川了俊の探題解任への反対運動に端を発していた。しかし、その活動は本拠地である肥後北部で完結することではなく、少弐氏や反島津氏の北薩国人領主などと連携し非常に広範に及んだ。特に、牛屎氏・下相良氏などとの強固な連携は征西府時代の菊池氏の軍事面における主導性を彷彿とされる。一方で、阿蘇惟政・阿蘇惟村・託磨満親・小代・八代氏・などの探題方の武士たちも數多くおり、武朝の肥後国における影響力は絶対的なものではなかつた。

二、菊池武朝の反探題活動と肥後守護職

北部九州の一時的な平和が破られるのが応永十一年（一四〇四）のことである。肥前国の千葉胤基が家臣の鎌谷泰孝と合戦に及び、これに少弐貞頼と渋川満頼が介入した結果、再び肥前国における戦闘が激化した。佐賀郡で発生した合戦の余波は筑後方面に進出していた菊池武朝にとても無関係ではいられなかつた。

渋川満頼は大内盛見の軍勢を招き少弐貞頼・満貞親子に打撃を与えることを重視しており、肥後・筑後国については菊池武朝に少弐氏を直接救援させないことを意図していたとみられる。そのため応永十一年十月に阿蘇惟村に「肥後國守護職」や所領等を一時給付し、自ら肥後の国人領主達に対して惟村に協力するよう命じた。阿蘇惟村にとつて肥後守護職を得たことがとつてどのような意味を持ったかは後述しよう。

応永十二年（一四〇五）、大内盛見が豊前国田川に出兵し、同年十二月に盛見は満頼と連合して同国猪嶽において少弐満貞を破つた。この合戦については有川宣博氏の指摘する通り、北部九州の風向を大きく変えることとなつた。

この時期、渋川満頼は託磨満親に対しても豊前国での戦闘の様子を逐一報告している。

史料⑥渋川満頼書状写（「阿蘇ニ」五十九号）

詫摩損津守下向之時進状候御返事到来委細承候了抑なかみたの大援助を進之候定め参着候哉太さいのうちほうし參候事、そのき申候了、ふせんの事、大内ちかちんをとりて候、当手よりもしまの

こほりへ勢つかひして候、しようはうせいをわけちらして候ほとに、ゑちこの入道かちんも正体あるへからす候、くはしくたま申へく候、兼又その擇の事、多年たるミ入候、仍御どうかんなく候、今時分尤しかるべく候、一陣をもとりいたされ候ハド目出候、御合力あるましきよしうけ給、おどろき入候、京都のきこと申、愚身かためと申、きうくに御ほんそく本悦たるべく候、惟政方も御意により候て、とうかんなく候うゑハ、おなしく候ハド、御かうりよく返々大けいたるべく候、ふせんの事、いまさうにより候て、是も河向辺可打越候、恐々謹言、

五月十日

阿蘇殿

応永七年到来

満願花押

史料⑥は「応永七年到来」との注記が付されているが、有川氏がその年次比定を改めている。有川氏は、詫磨満親が「別当五郎」から「摂津守」と名乗りを変えるのは応永九年五月二十四日以降であるので大内氏の豊前出兵と合わせてこの書状は応永十二年五月十日付に比定している。³³⁾

従うべき見解であろう。

内容としては満願が阿蘇惟村に対して満親を派遣して指令を伝達している。興味深いのは惟村は満親の「合力」依頼を拒否した事実である。

史料⑦洪川満願書状写（「詫磨文書」「新熊本」二〇四四号）
惟政出陣之由承候、目出喜入候、則可申候之処、此僧違例子細候て于今遅引、昔本意存候、其子細能々被仰候者、喜入候、特又武朝求摩勢同道候て、去廿五日坂東寺に着て候、北河内対治とも申候、此辺可馳越と申候、未定二候ハ、佐嘉辺事可為治定候哉、志賀太郎以下帰国之間、如此かと推察候、重可被越候由度々申て候、豊前事落居不可有幾程候、通路惑惑候、可有御察候、京都管領勘解由小路子息方二被仰付て候、既事始候了、目出候、藤木神辺降りて候、自当陣勢分遣て候、未彼郡ニ指置へく候、其方事可然之様、御籌策あるべく候、武朝筑後之間、よき留守と心して候へとも、無勢之段、過推察候、惟村之式、何と成行候やらん、不審千万候、恐々謹言、

肥後国制圧の中心人物と考えていたようである。

また、史料⑦も波斯義将（勘解由小路）の息子・義重の管領就任の報告があり、応永十二年に確定できる。注目すべきは、武朝が「球磨勢」を率いて筑後國坂東寺に出陣して、豊前國の「北河内」を「対治」すると喧伝している点である。惟政の参陣をいち早く満親が報告していることを見ても、満親は引き続き在肥後と見られる。満願は武朝の留守を好機として満親に計略を巡らせるように命じてることからも、武朝は肥後、筑後の二方面作戦により探題方と対峙することにしたとみられる。武朝が筑後國の合戦に球磨勢、恐らく相良氏を動員していることは注目すべき点で、南部九州の相良氏が武朝の命で筑後國の戦線に参戦したことは、

九月廿八日

満願（花押）

詫磨殿

武朝の肥後南部への支配の深化を窺わせる。

武朝の不在は肥後国の渋川満頬方の勢力にとつては「よき留守」であり、阿蘇惟村は肥後守護として活発な活動を行うべき局面といえよう。しかし、満頬は惟村の動向を「不審千万」と評している。満頬は自らの与党である阿蘇惟政の反発を免れ得ない政策にも関わらず、先述の通り惟政を惟村の「御意」に従わせてまで惟村に肥後国制圧を委任した。しかし、惟村自身は武朝と戦う意志をほとんど持っていないかったようである。

さて、筑後国に出陣した武朝らは同年十月二十二日ごろには「河窪」という場所で攻城戦を行っている。⁴⁴⁾また、十月二十八日には、「きくちの二郎・大むら」が「小崎」に陣を取ったことが確認できる。⁴⁵⁾河窪は肥前国川窪村（現・佐賀市久保泉町）、小崎は肥前国神崎庄の小崎郷（現・神崎市尾崎）に推定できる。菊池氏の軍勢は筑後国を通過し、肥前国・筑後国境の神崎庄に進軍したのである。肥前国三根郡の西島八幡神社文書には、応永十二年五月十日付で、赤星遠江入道という人物が光淨寺侍衣禪師に三根郡矢俣保内蓮町内の安堵を行っていることが見える。⁴⁶⁾赤星氏をはじめとする菊池氏が肥前国、特に筑後川左岸に影響力をもついた傍証であると言えよう。さらに、これに呼応するように「大むら・平井・しふへ（波江）・後どう（後藤）・はさみ（波佐見）」らが菊池勢の援軍として到着した。⁴⁷⁾【深堀文書】には武朝が彼杵一揆に対して発給した軍勢催促状も残されており、武朝は有明沿海領主たちとも密接な関係があり、これらの国人領主たちは応永十一・十二年の一連の戦争の火種となつた佐賀郡での千葉氏と鎌尼氏の戦いに千葉氏側として参戦することを目指したのであろう。しかし、先述のとおり少弐満貞は豊前猪嶽合戦で渋川・大内軍に敗北、菊池・少弐氏の反幕府・探題活動は低調化することになつた。

（一）応永十二年の菊池武朝発給文書について

菊池武朝は先述の通り反探題・幕府的な活動を繰り返す中で、その存在が際立っていた。その結果ト相良氏や牛屎氏・五条氏など、肥後国の境界地域の領主に対しても大きな影響力を与えるようになった。

室町期の菊池氏は肥後国の守護大名として広く認識されている。菊池氏歴代の動向を描き出した川添氏の仕事や、室町戦国期の菊池氏の死行、安堵を分析した木村氏の研究はその実態に迫るものであった。⁴⁸⁾また、中村知祐氏は菊池持朝期以降の菊池氏と大友氏の筑後守護をめぐる争いの存在を指摘し、山田貴司氏は菊池氏の守護権力としての性質について「国境を越えた地域権力」としての側面を指摘するに至った。⁴⁹⁾征西將軍府の下で菊池武朝は肥後守護を保有したことはほぼ疑いはないが、室町幕府・探題にとって反抗的な動向を見せる菊池武朝は室町幕府の下ではどのような立場であったのであろうか。杉本氏は「菊池氏の中から守護を出したのは、応仁年間から明応年間までその職にあった重朝が最初である」としている。また、山田氏は菊池氏の肥後守護獲得について「菊池兼朝の頃に肥後守護に返り咲いたと思しき菊池氏」とするように菊池兼朝期を想定している。この点について再検討を加えたい。

【表① 菊池武朝発給文書一覧】の中には無年号文書が含まれている。中でも阿蘇文書は花押も確認できず、その比定が

さて、この神崎郡の一連の戦闘以後、武朝の活動は年次の確かな一次史料に見られなくなる。しかし、菊池武朝の無年号発給・受給文書の中にはこの応永十二年以降に比定すべきものが多く含まれる。これらの年次を再検討することを通して、武朝の動向を再検討したい。

表① 菊池武朝免給文書一覧

No.	文書名	文書	年月日	発給	宛所	書止	内容	出典
1	菊池賀々丸書状写	阿蘇文書	(文中3年) 12月25日	藤原賀々丸	謹上 阿蘇大宮司殿	恐々謹言	阿蘇惟武宛（武政義兄弟）。世情不安にて肥後への御所（征西府）の移動、引き続きの協力の依頼。菊池氏は「次申」を承る旨を伝える。	『阿蘇2』 665
2	菊池賀々丸書状写	阿蘇文書	(文中4年) 5月6日	藤原賀々丸	謹上 阿蘇大宮司殿	恐々謹言	了俊は今岡に布陣。「兩御所」が「当所（肥後国）」を執っているので惟武の合力を依頼する。もし同心を得て敵を撃退した場合、公家・武家双方に計らいがあるだろう。長田（弾正）秀次添状あり。	『阿蘇2』 666
3	菊池賀々丸書状写	阿蘇文書	(天授元年) 6月2日	賀々丸	阿蘇殿	恐々謹言	惟武の返信に対する返信。洪水により使者が延引。惟武は賀々丸の申し出を承認。	『阿蘇2』 668
4	菊池賀々丸寄進状写	阿蘇文書	天授2年 2月23日	藤原賀々丸 (阿蘇御歛)	寄付状如件		肥後國神鹿庄内近見村半分地頭職を寄進。裏花押あり（中山右隆か）。近見村は木野武貞の当知行。	『阿蘇2』 670
5	菊池武興書状	島津家文書	(天授3年) 6月10日	藤原武興	謹上 島津上 總介殿御返報	恐々謹言	今川4俊が志々木原に陣取った。今度の攻勢においては肥後国人が大部分が御方になったので、撃退は容易い。	『島津家文書1』 258
6	菊池武興起請文写	阿蘇文書	天授6年 7月18日	武興			阿蘇惟政が申請した所領の安堵、相互の信用関係の確立、籌策を行う際の相互連絡を誓う。	『阿蘇2』 655
7	菊池武興起請文写	阿蘇文書	(天授6年) 7月20日	武興	阿蘇殿		善作などを依頼し、秀満（長田兵庫助秀満）を使者として通達する。「紙状体」であることを詫びる。	『阿蘇2』 658
8	菊池武興起請文写	阿蘇文書	(天授6年) 7月22日	武興			7月18日付起請文の内容について「隱密」の時の通信などについても規定。	『阿蘇2』 656
9	菊池武興起請文写	阿蘇文書	(天授6年) 7月29日	武興	あそとの御内	恐々謹言	長田兵庫助を通して豊後守護・肥後守富庄・八代庄内道前郷・豊田庄などの給付を約す。	『阿蘇2』 657
10	菊池武朝施行狀	相良家文書	弘和3年 4月14日	肥後守	相良近江守殿	仍執達如件	球磨郡内・葦北庄を令旨に任せて安堵を施行。	『相良』 177
11	菊池武朝申状写	志岐文書	弘知（和）3年 7月日	藤原武朝	阿蘇大宮司殿	仍言上如件	武朝の軍効を注進。	『南遷』 5826
12	菊池武朝書状	牛屎院文書	(年未詳) 11月25日	武朝	牛屎河内守殿	恐々謹言	10月には兎徒が「隈牟田城」に押し寄せたが、敵は多数の手負・死者を出して勝利を得たので、牛屎氏の協力を依頼。	『鹿児島県史料家わけ6』 14号
13	菊池武朝書状写	牛屎院文書	(年未詳) 12月8日	武朝	牛屎河内入道殿	恐々謹言	牛屎氏の協力を得れば当陣の退治は間違いない。先日転送した令旨の通り沙汰を行う。	『鹿児島県史料家わけ6』 16号
14	菊池武朝書状	牛屎院文書	(年未詳) 2月18日	武朝	牛屎河内入道殿	恐々謹言	牛屎氏とその周辺が愚く味方に付いたことを喜び、籌策を依頼する。	『南遷』 6356
15	菊池武朝施行狀写	阿蘇文書	(元中元年) 11月21日	武朝	阿蘇大宮司殿	恐々謹言	令旨に任せて阿蘇惟政に日田郷の給付を施行。	『阿蘇2』 679
16	菊池武朝書状写	禡復文書	(元中2年) 2月11日	武朝	禡志目殿	恐々謹言	令旨の旨に任せて参陣を要求。取次は武朝。	『南遷』 5886

No.	文書名	文書	年月日	発給	宛所	書止	内容	出典
17	菊池武朝書状写	深堀文書	(元中9年以前) 10月29日	武朝	彼杵郡一揆人々御中	恐々謹言	味方に参じたことを賞し、令旨を進達。籌策次第では所領の給付を約す。	『南遺』6709
18	菊池道敵書状	太宰府天満宮文書	「応永3年」9月22日	道敵	長田豊前守殿	恐々謹言	天満宮領筑後国水田庄・長田庄三分一への長田豊前守の押領を留める。	『太宰府12』472
19	菊池武朝安堵状	志岐文書	応永6年3月14日	肥後守	志岐山城守殿	仍執達如件	肥後国天草郡本土を安堵する。	『熊本県史料4』18
20	菊池武朝書状	太宰府天満宮文書	「応永6年」7月12日	武朝	吉田安芸守殿	恐々謹言	筑後国吉田庄に対する吉田安芸守の押領を留める。	『太宰府12』510
21	菊池武朝書状	太宰府天満宮文書	「応永6年」7月12日	武朝	河崎出羽入道殿	恐々謹言	筑後国上下妻庄 忠見別府に対する河崎出羽入道の押領を留める。	『太宰府12』509
22	菊池武朝書状	太宰府天満宮文書	「応永6年」7月12日	武朝	長田五郎太郎殿	恐々謹言	天満宮領筑後国長田庄への長田五郎太郎の押領を留める。	『太宰府12』509
23	菊池武朝書状写	五条文書	(未詳)3月8日	肥後守武朝	進上 五条殿人々御中	恐惶謹言	返信できなかった旨を詫び、その境の不審について報告する。	『南遺』6393
24	菊池武朝書状写	阿蘇家文書	(応永12年)2月25日	右京権大夫武朝	諱上 阿蘇殿御返事	恐々謹言	続目安堵の申請に対して「無相違被成候」ため返信した。	『阿蘇2』244
25	菊池武朝書状写	阿蘇文書	(応永12年)8月15日	武朝	阿蘇殿	恐々謹言	肥後國棟別・國衝米の安堵(応永11年から阿蘇社修造)。	『阿蘇2』247
26	菊池武朝書状写	阿蘇文書	(応永12年)8月19日	右京大夫武朝	諱上 阿蘇大宮司殿	恐々謹言	阿蘇社修理・御服について棟別錢での沙汰を命じる。	『阿蘇2』248
27	菊池武朝書伏写	阿蘇文書	(応永12年)8月19日	右京大夫武朝	諱上 阿蘇大宮司殿	恐々謹言	阿蘇社酉巳丑祭料の御衡領内府中島地三町を安堵。	『阿蘇2』246
28	菊池武朝書状写	阿蘇文書	(応永12年)12月7日	武朝	阿蘇殿	恐々謹言	府中三町島については菊池氏が武光以実知行しているが、去り渡す旨を通達。	『阿蘇2』247
29	菊池武朝書状写	阿蘇文書	(応永12年か)11月12日	武朝	木山遠江守殿	恐々謹言	守富「半分三分一」を木山遠江守が知行するように伝える。「阿蘇殿(惟村か)」への伝達も依頼。	『阿蘇2』249
30	菊池武朝書状写	五条文書	(応永14年か)3月8日	常朝	中山入道殿	恐々謹言	五条方に生葉百町分を給付すると申し入れたが不足があった場合もう半分の百町も給付すべきか否かを相談。	『南遺』6394
31	菊池武朝書状写	阿蘇文書	(未詳)4月17日	武朝	阿蘇殿	恐々謹言	延持は特別な事情があるので阿蘇氏に預け置く。ただし目丸氏(隈庄あたりの武士)が味方に参じた場合彼らに所領を安堵するよう依頼。	『阿蘇2』247
32	菊池武朝書状写	正觀寺文書	(未詳)9月12日	武朝	隈部山城守殿	恐々謹言	正觀寺敷地に対する「渡山衆徒」の邊乱を止めるように命じる。	『熊本県史料1』6

※『南北朝遺文九州編』⇒南遺、『大日本古文書 家わけ阿蘇家文書2』⇒『阿蘇2』、『大日本古文書 家わけ島津家文書1』⇒『島津1』、『大日本古文書 家わけ相良家文書1』⇒『相良1』、『太宰府・太宰府天満宮史料12』⇒『太宰府12』。史料集名の後の数字は文書番号。

なされてきていない。その中で武朝が「右京權大夫」・「右京大夫」を名乗る文書が三点あることに気付く。

八代征西府陥落間際の明徳二年（元中八年・三九）ごろに武朝は「左京大夫」を名乗ったことが管見に触れる。³⁹しかし、征西府陥落後には左京大夫の名乗は確認されていない。つづいて、明徳五年には「肥後守」の官途が確認でき、武朝は南朝方として名乗っていた「左京大夫」を止め、再び菊池氏惣領歴代の官途である「肥後守」を再び名乗るようになったのである。

応永十二年五月十日付の足利義満御判御教書は大日本古文書の校訂によれば黒色・紙質から後世の写とされるが、「菊池右京權大夫武朝」の

討伐を「阿蘇前大宮司殿」つまり阿蘇惟村に命じたものである。文書そのものは同時代の正文ではないが同時期の足利義満の軍勢催促を命ずるい。⁴⁰応永十二年五月十日には菊池武朝は「右京權大夫」を名乗るようになっていたようである。

次に、武朝の「肥後守」という官途が最後に確認できる史料として、菊池武朝の寄進にかかる北宮阿蘇神社神像の銘に「大願主肥後守藤原朝臣武朝」・「応永癸未年（十年）六月一日」とある。⁴¹よって、武朝の「肥後守」の名乗りの終見は応永十年六月一日となり、応永十二年五月十日までの間のどこかで肥後守から右京權大夫へと官途が変わったようである。さらに、無年号文書に見える「右京大夫」は「右京權大夫」の終見である応永十二年五月十日より下るとみてよい。くわえて、肥後国小国満願寺に残された「満願寺旧記」には応永年間の「亥」年（応永十四年（四〇七））に「武朝逝」とあり、「右京大夫」を極官と見ればこれが下限となる。

まず、武朝が右京權大夫を名乗る次の書状を検討しよう。

史料⑧菊池武朝書状写（『大日本古文書 阿蘇家文書二』六六九号）

御札委細承候了

抑々続目安堵事、御申候之際、其子細令言上候之處、無相違被成候、
目出候、則可進候之處、路次難儀候之間、令申其子細候之處、自性
院御越、悦喜仕候之間、令進候、次世上事異無不審候之間、不令申
候き、隨而所存之旨、対御使委細令申候、可被聞食候哉、雖無何事候、
連々示給、可令申候、恐々謹言、

一月廿五日

右京權大夫武朝花押

譲上

阿蘇殿御返事

上包同

この文書は「右京權大夫」の名乗りを踏まえれば応永十一年以降のものとなる。注目すべきは「阿蘇殿」の続目安堵を武朝が承認したという事実である。まず、この「阿蘇殿」は惟政と惟村の二人が想定できる。菊池武朝にとって惟政系阿蘇大宮司家とは父武政以来の協力・縁戚関係もあり同じ南朝方として活動した過去もあり、惟政に対する安堵が一見自然に思われる。しかし、惟政から次代の惟兼への相続時期については不明であり、応永十二年六月二十六日付の阿蘇惟政の寄進状には惟政が「阿蘇三社大宮司 宇治朝臣惟政」と署名しており、応永十一年あるいは十二年の二月二十五日段階では譲与はなされていない。一方で、先述通り阿蘇惟村については、応永十一年十一月二十七日付足利義満御判御教書に「阿蘇前大宮司」と見える。よって、同年十一月六日から二十七日の間のどこかで惟村から惟郷への大宮司の継承が図られたとみられる。しかし、応永十二年五月十日には再び惟村は「阿蘇大宮司殿」と呼ばれて

いる。以上を踏まえれば、史料⑧の阿蘇殿は阿蘇惟村で、惟村はおそらく大宮司職の惟郷に対する譲与を武朝に申し出たようである。よつてこの文書の年次も、応永十二年（一月廿五日）に絞られる。

阿蘇惟村は応永十一年十月二日に守護職が預け置かれて以来武朝と敵対関係にあつたとみられるが、翌二月二十五日の段階では阿蘇大宮司職を退くことで武朝に対して恭順の姿勢を見せた。しかし、五月段階では惟村が大宮司に還補されることになった。結果として、惟村から惟郷へ譲状が作成されるのは応永十三年五月三日のこととなる。^{注13}

さらに、「右京大夫」を名乗る史料⑩・⑪とそれに関わるとみられる史料⑨・⑫を掲げよう。

謹言、

八月十九日
右京大夫武朝花押阿蘇大宮司殿
上包ナオシ

史料⑫菊池武朝書状写（大日本古文書 阿蘇家文書二「六七五号」）

謹上
御札委細承候了

抑當國府中三町畠事、既二三代知行雖無相違候、承事候之間、去進候、恐々謹言

十二月七日
武朝花押

阿蘇殿

上包阿蘇大宮司殿

武朝

67

史料⑨菊池武朝書状写（大日本古文書 阿蘇家文書二「六七四号」）

肥後国棟別井国衛米事、任先期不可有相違候、恐々謹言

八月十五日

武朝

阿蘇殿

阿蘇殿

史料⑩菊池武朝書状写（大日本古文書 阿蘇家文書二「六七三号」）

就当社修理同御服以下事、当国棟別錢事、任先例可致沙汰候、恐々謹言

八月十九日

右京大夫武朝花押

謹上

阿蘇大宮司殿

上包ナオシ

史料⑪菊池武朝書状写（大日本古文書 阿蘇家文書二「六七七号」）

当社西已丑祭料当国国衛内符中畠地參町事、任先例可致沙汰候、恐々

まず、史料⑨から菊池武朝が肥後国の棟別錢と「国衛米」の賦課を阿蘇氏に認めたことが確認できる。阿蘇社と棟別・国衛役については「阿蘇社年中神事写」には「肥後國一国平均棟別井初最花米定事、神農官榷現之御計也、棟別者三十三箇年ニ度、社頭之御宝ヲ可替料、最花米者為祭礼足、毎年二可取」とあり、阿蘇社は宝物の交換に三十三年に一度棟別錢を、祭礼の費用として肥後国内の初穂を徴収する権利を有していたことが指摘されている。^{注14}また、同じ「年中神事」の中に文中二年（一三七三）に作成されたとみられる「引注連」についての記録では、注連の費用は「国衛役」として「守護所」が支出することが先例となっていた。^{注15}さらに、「為國衛役、自守護所」号御馬用途足二十四貫文、巳酉丑年三ヶ年ニ一度配納之、惟人之子孫、阿蘇之大宮司惣官職ニ補任之人請取之」とみえ、守護所は「神馬用途」など様々な国衛役を負担していた。これを踏まえれば、国衛米を提出する所領についても肥後守護が知行していたのである。

阿蘇社の造営のために棟別銭が賦課された例として文明四年（一四七二）の阿蘇社十二宮と阿蘇山上本堂造営がある。この棟別銭賦課については菊池重朝が肥後国内の領主たちに働きかけを行つてゐる。菊池重朝と老臣は棟別銭賦課の先例を把握していないなどその理解は杜撰ではあつたが、菊池氏・阿蘇氏の勢力圏はもちろん相良氏や天草など肥後国全域に賦課が及んでおり、棟別銭賦課も肥後国守護の持つ権限に由来することは疑いなかろう。^⑨

史料⑨～⑫の分析に話を戻そう。史料⑩では武朝が「先期」に則つて棟別銭・国衛米の賦課を阿蘇大宮司に許可した。よつて、補任の事実は概くにせよ、この段階で菊池重朝が守護としての役割を果たしていたことがほぼ確定する。さらに史料⑨の関連史料とみられる史料⑪によつて、この棟別銭は阿蘇社の社殿と「御服」の料として課されたことが判明する。先述の通り武朝が右京権大夫を名乗るのは応永十二年五月十日までは確定しているので、応永十二・十三・十四年のどこかにこの一点の文書を位置付けるのが自然である。「満願寺旧記」には永徳三年（一三八三）に「阿蘇社炎上」と見えるように社殿が焼いたようで、応永十一年（一四〇六）には「阿蘇社造立」と見える。^⑩史料⑩の社殿の修理はまさにこの記事に見える造立と一連のものを指すと見られる。よつて、応永十一年の再興事業の開始時期と武朝の「右京大夫」の名乗りを踏まえれば、史料⑩は応永十二年発給と見るのが妥当と考える。「御服」については三十三年に一度の棟別銭によって施入すべき神具の中に阿蘇十二宮の男神像の「御服」があることが指摘されている。^⑪史料⑩の「御服」も社殿に奉納された神像の装束を指すのである。

次に史料⑪に目を転じると武朝は「西巳丑祭」の料所として「符中三町」を阿蘇社に引き渡す意向を示している。これはまさに「巳酉丑年三ヶ年二

一度配納之」されるという二十四貫文分の「御馬用途足」料所であろう。杉本氏によれば、この祭りは四ヵ年に一度行われる「駒取の祭り」の「駒休め」（駒供養）であるという。この駒供養は「十二月初卯」に催されたり。^⑫杉本氏はこの文書を元中年間に比定するが、武朝の官途から応永十二年以降であることは明白である。史料⑪で興味深いのは「西巳丑十二月」であり、想像を逞しくすれば酉年中に料足を支払うという意識から武朝は酉を不自然に前に出して表記したのではないかろうか。また史料⑩・⑪は同日付でもあり、内容も連関していることから史料⑨～⑫は近い時期、恐らく応永十二年に発給されたものと考えられる。菊池武朝は「三代知行」つまり武光・武政以来知行している国衛頭を大宮司家に去渡したようである。この武朝による国衛頭の施入は、社殿の再興事業と並行して、駒供養が開催される酉年、つまり応永十二年中の十二月に祭礼料所を引き渡すことで準備を進めたものとして理解できる。

以上を踏まえれば、渋川満願により守護職を預け置かれていた阿蘇惟村に対し優位に立つて武朝は、応永十二年段階で守護としての役割を果たしていたことを指摘したい。

（二）菊池武朝と肥後守護

先述の通り、応永十二年段階では守護としての役割を果たしている菊池武朝ではあるが、幕府との関係はどのようなものであつたのであろうか。菊池氏の復権に向けた兆候は応永十年頃にも見える。

史料⑬足利義満御教書（『熊本県史料一』『正觀寺文書』八号）

表② 菊池武朝受給文書一覧

No.	文書名	文書	年月日	発給	宛所	内容	出典
1	中山右降書状写	阿蘇文書	(弘和元年) 9月27日	右降	菊池殿	武朝の近見村半分地頭職の寄進について、阿蘇の雜軍が訴訟のため証文を持参した。諭人に通達するための案を作成しようとしたところ誤って正文に校正をおこなってしまったので、寄進状の再度の作成を武朝に依頼。	『阿蘇2』672
2	道永書状写	北野社文書	(年末詳) 7月22日	道永	菊池殿	河北庄内弥富名の返付を依頼する。	『南道』6555
3	今川貞臣施行状写	阿蘇文書	明徳4年10月5日	陸奥守 (今川貞臣)	菊池肥後守殿	阿蘇惟政が申請した阿蘇社本神領・神用米等を御教書の旨に任せて打ち渡すよう命じる。	『阿蘇2』868
4	今川貞臣施行状写	阿蘇文書	明徳5年6月19日	陸奥守 (今川貞臣)	菊池肥後守殿	肥後国久野日並村社家分の下地の進行を命じる。	『阿蘇2』870
5	渋川道鎮書状	詫摩文書	(応永13年) 12月19日	道鎮 (渋川道鎮)	菊池肥後入道殿	鹿子木庄地頭分・領家分について「御代官（武朝代官か）」の進乱を止め、詫摩満親・戸賀嶋氏範に打ち渡すように依頼。	『新熊』詫摩143
6	渋川道鎮書状	詫摩文書	(応永13年) 12月27日	道鎮	菊池肥後入道殿	鹿子木庄地頭分を去り渡すように再度依頼。	『新熊』詫摩144

可為諸山列之状如件、

応永十年九月三日

(押)

住持

足利義満は応永十年（一四〇三）九月三日に菊池氏の菩提寺である正觀寺に官寺として「諸山」の寺格を与えている。これは、室町幕府と菊池氏の関係改善を示しているとみられる。九州情勢の安定していた応永十年には菊池武朝の室町幕府秩序への復帰の準備は着々と進められていた。しかし先述の様に、千葉氏内訌によって一時的な九州の均衡は再び破られてしまった。菊池武朝は先述の通り、幕府から追討を受けることとなる。渋川満頼は肥後国人たちに惟村への協力を命じるなどその肥後支配を支援したが、肥後国においては征西府時代以来の功績・手腕を持つ武朝を守護として認める必要が生じつた。例えば、阿蘇社の造営などには守護の段賦賦課や国衙領掌握が必要であり、阿蘇惟村はそれを自らが為すのは不可能であると考えた可能性は高い。肥後国の守護たる実力を持つ武士は武朝以外にはいなかったのである。例え幕府からの追討対象になっていたとしても武朝の協力なしでは肥後国の全域に関わる重要な事業が凍結してしまう可能性があり、満頼もこれを黙認していた可能性もある。

また、興味深い文書を紹介してみたい。「詫摩文書」には渋川満頼が「菊池肥後入道殿」宛に発給した二点の書状が確認できる。これらの文書については「新熊本市史 通史編2」によると応永十三年に推定され、渋川満頼と菊池武朝の関係修復を示すものと評価されている。武朝のその他受給文書については【表② 菊池武朝受給文書一覧】に掲げた。

史料⑭ 洼川道鎮書状（『詫摩文書』、新熊本一四三号）

当国鹿子木庄事、於地頭分者、詫磨入道為本領致其沙汰候、至領家者、賀嶋入道依本所契約知行、板倉美濃入道ニ申付、致沙汰候之處、於彼兩所御代官違乱之由申候間、其子細先日令申候之處、于今不事行候之由、重申候、事實候者不可然候、早々被加御成敗、無相違候者悅入候、恐々謹言、

十二月十九日

菊池肥後入道殿

道鎮（花押）

まず、鹿子木庄地頭分の打渡を申請した「詫摩入道」は応永十五年（一四〇八）三月四日に「小山村地頭職」を安堵された「詫摩損津入道」、詫磨満親のことと見られる。満親は応永十二年六月一日に譲状を作成しており、近い時期に出家を遂げたようである。¹⁴⁾満親は応永十六年（一四〇九）十一月廿日には詫摩親家に「親父損津入道屢慶跡」の続目を安堵した。¹⁵⁾史料⑮で鹿子木庄地頭分の打渡を命じたにも関わらず、結局二十七日に満頼はほとんど同内容の書状を送り催促を行っている。¹⁶⁾

また、渋川満頼が「満頼」・「右兵衛佐」から「道鎮」・「沙弥」という出家を示す署名へと改めるのは、応永十二年六月二日と応永十五年三月四日の間である。「歴代系図纂」によれば応永十三年八月三日の出家であるという。¹⁷⁾よって史料⑭は応永十三年以降であると見るべきである。また応永十四年には菊池武朝が死去している。もし史料⑮を応永十四年に比定した場合、武朝は十二月二十七日晦日までの四日のうちに亡くなつたことになる（『新撰事績通考説』によれば三月十八日卒）。確定には至らないが、この文書は先行研究の指摘通り応永十三年の発給である可能性が高いように思われる。

また、武朝の「肥後入道」の名乗りを応永十三年十二月ごろとすると、次の二点の文書の年次比定も可能になる。

史料⑯ 洼川満頼書状（『詫摩文書』、新熊本一九七号）

先日進状候、定參着候哉、抑常朝對治事、重々被仰候之間、一昨日廿四日西牟田ニ發向候、同大友ニ同候、就其者京藤龍越候之間、其方事申談候、聽可有歸陣候、定委細可申候、特又此間御忠節之子細令注進候間、如此被成御教書候、目出候、此便宜ニ進候事候、重

可承候、恐々謹言

七月廿六日

満頼（花押）

詫摩損津守殿

満頼（花押）

史料⑯ 菊池常朝書状（『五条家文書』）

五条殿方へ先日生糞百町分事申候處、不足ニ被存候哉、今半分百町事、可致沙汰候、可為如何様候哉、内々可依御故実候、恐々謹言、

三月八日

常朝（花押）

中山入道殿

さて、この二点の文書についても年次比定が重要である。まず、史料⑯については詫磨満親・渋川満頼・武朝が比較的近い時期に出家しているために、そのおよその時期を推測できる。まず、満親は応永十三年六月一日が「満親」の署名の終見で、応永十六年十二月廿日段階では「損津入道」と称されており出家はこの間、特に譲状を作成し家督を譲った応永十三年六月からさほど隔たりがない時期である。¹⁸⁾次に、武朝が「常朝」と名乗りを変えていることから「武朝」の

終見である史料⑫の応永十二年十二月七日以降も確定する。くわえて、二次史料の情報ではあるが満頼の出家した応永十三年八月三日以前である可能性が高い。以上から史料⑮は応永十三年七月二十六日のものと位置付けられよう。また、武朝は応永十二年十二月七日から応永十三年七月二十六日のどこかで再び出家したとみてよい。渋川満頼は七月段階では幕府から武朝「対治」を嚴命されており、大友氏と共に出陣したようである。その目的は少弌氏の猪嶽合戦での敗退を好機として、肥前東部・筑後国の大主に筑後川下流域に進出した武朝勢力を排除してしまいたいというものであったであろう。しかし、十二月には満頼は武朝の態度を急変、詫磨満親の本領である鹿子木庄の地頭方と「賀鳴（戸賀鳴氏範カ）」が契約している領家分が武朝の代官の違乱を受けていることを知らせ、その知行回復を依頼している。満頼は守護代とみられる板倉美濃人道（宗寿）を通して肥後国内の打ち渡しを行おうとしたが果たせず、結局菊池武朝に協力を依頼せざるを得ない情勢があつたのである。この点からも渋川一阿蘇の肥後国支配は、脆弱なものであつたことを窺わせる。

先述の武朝の出家時期を踏まえれば、史料⑯の書状も応永十三年あるいは同十四年のものと位置付けられる。武朝は「中山殿」、恐らく征西府時代交流があった中山右隆あるいはその一族と見られる人物に、五条氏に対しても筑後國生葉を給付することの可否を尋ねてゐる。武朝は応永二・三年頃には五条氏を攻撃しており、開保修復を図つたものとみられる。菊池武朝の官途・名乗については【表③ 菊池武朝官途・名乗一覧】にまとめた。ここで一連の年次比定を踏まえて、応永十一～十三年の菊池武朝を巡る政治情勢を再整理したい。応永十年、肥後國正觀寺が諸山入りするなど菊池武朝は幕府から赦免の可能性が高まっていた。しかし、

表③ 菊池武朝官途・名乗一覧

名乗	官途	上限	下限
賀々丸		(文中3年)12月25日	天授2年2月23日
武興		(天授3年)6月10日	(天授6年)7月29日
武朝	肥後守	弘和3年4月14日	
	左京大夫	明徳元年9月	
	肥後守	明徳4年10月5日	
道徹		元中12年(応永2年)10月20日	応永3年9月22日
武朝	肥後守	応永6年3月14日	応永10年6月1日
	右京權大夫	(応永12年)2月25日	応永12年5月10日
	右京大夫	(応永12年)8月19日	
常朝	肥後入道	(応永13年)7月26日	応永14年(没年)

肥川満頼は肥前千葉氏の内訌を契機として、応永十一年頃から少弐貞頼への攻勢を強めた。菊池武朝も肥前国内の混乱に関与していたとみられ、満頼は大友氏などを通して阿蘇惟村を肥後守護として武朝に対抗させようとした。しかし、惟村は菊池武朝と対抗することに消極的であり、寧ろ元南朝方の惟武系大宮司の系統となる阿蘇惟政の方が武朝攻撃に積極的であった。これには、惟村が大宮司職を退き武朝がそれを承認するという交渉がもたらされたことが背景にあろう。

武朝は少弐満貞を救援するという意思を示し筑後国に出兵、更に肥前国神崎庄にまで進軍した。これに対して応永十三年七月には満頼は大友氏の軍勢を率いて武朝攻撃の意思を示した。その軍事活動の成否は不明だが、満頼は応永十三年十二月段階では武朝に鹿子木庄の打渡しを依頼するなど、その肥後における権限・実力を承認する姿勢を見せており、応

永十二年段階で武朝が阿蘇社修理において事実上の守護として役割を果たしていたことは指摘した通りだが、正員守護である肥川満頼に肥後国守護を一時給付されている惟村が武朝に恭順していたことも武朝が肥後守護として振舞える大きな要因であったであろう。この様な情勢を踏まえ満頼は武朝を容認する方向に舵を切つたとみられ、史料⑤の応永十三年七月二十六日から十二月十九日の間に武朝が幕府に守護としての実質を認められたと考えたい。

菊池武朝は征西府の主要構成員として探題伊川了俊と戦い、了俊の罷免後には新探題肥川満頼に対抗した。武朝の征西府時代に獲得された菊池氏の地位・実力は八代征西府の陥落によって失われたが、武朝は大友・島津氏らと戦う中で肥後国における主导的な地位を取り戻していく。その背景には從来の菊池氏が南北朝期を通して獲得した実力や、肥後国一国に止まらない国人領主達との関係性があつたと言えよう。いわば、応

永十二年の菊池氏が「守護大名化」を果たしていく要因はここにあつたとみるべきである。

(三) 菊池兼朝の肥後守護就任と肥後国人

さて、菊池武朝が応永十三年ころほぼ守護としての実質を具有していることは先述の通りである。武朝は翌十四年に没しその跡は菊池兼朝が襲うことになる。菊池兼朝は発給文書の初見が後に掲げる応永十八年十一月十九日付の菊池正觀寺に対する安堵状の発給である。つまり、武朝の死から兼朝の活動が確認できるようになるまでには空白期間がある上、兼朝への家督移行の時期についても現状は明らかにされていない。その空白期間については次の文書が重要な示唆を与えてくれる。

史料⑥河尻実昭契狀(『阿蘇』二三八号)

〔肥後河尻二住ス 河尻殿契狀惟鄉代〕

一、世上之怨劇、於今者相極于當國候歟、然□守護為、云各々大事、於敵方先立方一□□□

致奔走可申合力事

一、於契諾之衆中、自守護方若預不慮□□之時、無自他之隔、一同

雖令致愁訴、無信用□、

就是非相奉捨、不可被捨事、

一、於衆中万一有嘆訴方者、同心可奉□□、於無承引者、向後每事不可申談事、
右、如此条々申定候上者、至于盡未來際□不可有異變之儀也、若申偽候者、

日本國中大小神祇、殊者當國鎮守阿蘇□御罰可蒙者也、

応永十七年庚九月廿七日 源実昭 □

阿蘇殿

史料⑯菊池兼朝書下（熊本県史料一「正觀寺文書」九号）

於□寺武光・武政・常朝代々寄贈地事、領掌不可有相違也、仍執達如件、

応永十八年十一月十九日

肥後守（花押）

正觀寺方丈

この契状は肥後国の国人領主たちによって取り交わされたものとみられ、この文書では河尻実昭と阿蘇惟郷が契約を取り交わしている。一条目では世上の混乱が「当国（肥後）」では激しい状態であるので、守護や契状を取り交わした領主達のために同心して「敵方」に対処することが語られている。この史料については「新熊本市史」でも注目されており、願文の「阿蘇大明神」への信仰や守護と国人の協調関係が指摘されている。¹⁷⁾応永十三年以降では史料中には肥後国の戦闘がほとんど省見に触れず、「相極于当国候」る「總劇」とは武朝対探題という肥後国を分けた対立がそのまま温存されていたことを指すとみられる。一方で、応永十六・十七年頃になると肥後国高瀬の在地支配の中で渋川満頼と菊池氏一族の高瀬氏の共存が確認でき、探題—菊池氏間の緊張は緩和されつつあった。つまり、河尻氏が「守護」への忠節を呼び掛けるのは、肥後国の国人領主たちを「守護」のもとに再結集させることが狙いであつたはずである。そして、情勢たりうる存在は菊池氏以外考えられない。

一方で、二条目においては守護が「不慮沙汰」を行った場合は、衆中で一味同心して愁訴し、是非に問わらず衆中の被害者を支持することが主張されている。これは当然守護の権限の強大化を掣肘する意図があつたと見られるが、一方で三条では「檄訴」（ここでは阿蘇社が念頭に置かれており他の国人領主の場合は強訴か）をする者を諫めることも定められている。この様な態度は「衆中」の、守護の自尊は認めないものの守護が正当な「沙汰」を行う限りはそれに従い、理不尽な裁判などが為されても強硬手段には及ばず「愁訴」をすべきであるという認識を示す。この時期の、肥後国人たちは守護菊池氏に不信感は持っていたようだが、同時に菊池氏によつて在地の渦乱が収拾されしていくことは歓迎されていたと言える。

話を戻すが、史料⑯の周辺で肥後国の中で菊池氏を守護とする体制の成立が目指されるようになつたが、他方で菊池氏も兼朝による家督の繼承が行われていたとみられる。その傍証として兼朝は、史料⑯の安堵状で一族によつて重要な寺院・正觀寺に対して武光・武政・常朝（武朝）の三代の安堵を追認し、「肥後守」として署名している。これは、兼朝の菊池氏の家督と肥後における地位の繼承宣言とみてよい。よつて、兼朝の家督繼承・守護補任は応永十七・十八年ごろに位置づけるべきである。菊池武朝は今川了俊の探題解任後の一連の戦いの中で実力を蓄えていき、それを探題渋川満頼からも公認されるようになった。その後の菊池氏は幕府・探題との関係を修復する方向へと進み、ついに菊池氏と対立していた肥後国人たちも菊池氏を守護として認めたと言えよう。南北朝以来の菊池氏の肥後国掌握に向けた足取りは、武朝期の勢力伸長が兼朝の守護就任により結実した。

菊池兼朝はその後阿蘇大宮司としよとした。一方で、惟村の子・阿蘇惟郷は大友氏兼を阿蘇大宮司としよとした。一方で、惟村の子・阿蘇惟郷は大友氏

による援助を受けており、渋川氏もこれを支持した結果幕府の上使・小早川常嘉（貢平）が派遣され阿蘇大宮司を巡る対立は惟村系大宮司家が

おわりに

政治的に勝利したことが明らかにされている。³⁷⁾ 武朝が跡目を安堵していた惟郷ではなく、惟武系の惟兼を兼朝が支持したことは阿蘇氏・菊池氏間では非常に大きな軋轢を生んだと見られる。しかし、惟郷が幕府の認可を得たのち、兼朝は惟郷に対して全面的に支持する旨を伝えており、武朝期の様に肥後国守護としての立場を擲つような反幕府活動はなりを潜めている。菊池氏は室町幕府の支配が安定する中で幕府との協調関係を築くことを重視するようになりつつあったと考えられ、これは肥後国を守護として安定して掌握することに関連する現象であると考えられよう。

その後、永享三年（一四三一）には少弐貞連と連合して大内盛見を筑前国怡士郡に敗死させるなど反幕府的な活動も確認できるものの、基本的には菊池氏の方針としては幕府秩序の中に自らを位置付けていく指向性が見てとれよう。

以上の分析を踏まえると、菊池氏が肥後国において完全に守護化するのは菊池兼朝期と見るのが妥当である。ただし、応永十二・十三年段階で菊池武朝が事実上の守護として振舞つており、渋川満頼もそれを公認せざるを得なかつたことには留意する必要がある。一次史料中には確認できないものの、武朝期にも守護補任が為されていた可能性もある。また、彼が武光の時期にも見られなかつた「右京大夫」への補任を果たしていたことも見逃せない。兼朝の守護就任に向けた準備の大部分は菊池武朝期に整えられたものと評価してよからう。

菊池武朝は征西將軍府陥落の後には今川了俊の与党として活動し、今川了俊が大友氏の内訌への介入を図り失敗した際にも支持した。一方で武朝は肥後国人に対する指揮権行使するのみならず、肥前・筑後国にも進出し大友氏と激しく対立した。結果として新探題である渋川満頼は少弐貞連と共に菊池武朝を討伐対象と認識し、攻撃した。

南部九州においては下相良氏や薩摩山北衆などを動員して島津氏と交戦するなど、武朝は肥後国周辺の反探題勢力に大きな影響を及ぼした。牛屎氏や下相良氏と菊池氏は征西府時代にも連携が見られたことから、武朝の経歴が島津氏の北部九州への介入を大きく妨害したと評価できます。武朝の広範に及ぶ活動は九州情勢を大いに攪乱したが、応永六年には大内義弘の出陣により武朝の軍事活動も一旦低調化した。

応永十年には菊池正觀寺が諸山の寺格を得るなど室町幕府と菊池氏の融和が模索されはじめていた。この肥後国の混乱収束に向けた動きは肥後国内でも同様であり、阿蘇社の再建などの事業などを元手できる存在は菊池武朝に絞られつづつあった。

応永十二年には菊池武朝は肥前国における戦闘に介入する形で再び幕府からの追討を受ける立場となつた。しかし、守護正員であつた渋川満頼から守護職を預け置かれ、対立していた阿蘇惟政と協調できる状況であった阿蘇大宮司惟村でさえ、武朝との直接対決には二の足を踏むこととなつた。結局、渋川満頼も菊池武朝を容認せざるを得なかつた。武朝の死後、菊池兼朝がその跡を襲う中で肥後国人達は守護による支配を受け入れることを求め、菊池氏の家督と守護職は結び付けられることとなつた。

九州南朝の重要人物であった菊池武朝は征西府内でその地位を高めたことは前稿で論じた¹⁰。武朝の南朝支持者としての活動の成果は、菊池氏が室町幕府秩序の中に取り込まれていく中で、肥後国における優越した立場を保有するに大きな意味を持つた。また、その武朝の手腕は肥後国人達にも評価され、菊池氏の支配は国内で受け入れられていたと評価できよう。菊池武朝の例は特殊な事例ではあるが、南北朝動乱の収束に向けた守護級の武家・地域の再編に向けた足取りを知る素材である。

- 1 大藪海「室町幕府と「知行主」—「伊勢国司」北畠氏を例として—」（同著「室町幕府と地方権力」（吉川弘文館）二〇一三年）所収
- 2 川添昭二「今川了俊」（吉川弘文館）一九六四年）
- 3 服部英雄「相良氏と南九州国人」（接）（歴史学研究）五・四、一九八三年）山口単正「南北朝九州守護の研究」（文献出版）一九八八年）
- 4 荒川良治「今川了後の失脚とその歴史的条件—大友親世との関係をめぐって—」（『九州史学』一・〇、一九九四年）・佐藤健一「九州探題今川了後の召還と解任：その経緯と遠駆半国守護補任」（日本歴史）七・七、二〇〇八年）
- 5 堀川康史「今川了後の探題解任と九州情勢」（史学雑誌）二・五、一九九一年）
- 6 川添昭二「九州探題堀川満頼・義俊と日朝交渉」（同著「対外関係の歴的展開」所収）（文献出版）一九九六年）・本多美穂「室町時代における少弐氏の動向」（『九州史学』九号、一九八八年）・中村知裕「筑後に於ける菊池氏の権力形成と大友氏の領国支配」（『福岡大学大学院論集』三十二、二〇〇二年）
- 7 「前註三」山口論文（三三・八頁）
- 8 「前註五」堀川論文（二〇・六）
- 9 「前註五」堀川論文（二〇・九）
- 10 「前註五」堀川論文（二〇・九）
- 11 吉弘了晏書状（詫摩文書）「新熊」（一九六号）
- 12 阿蘇品保夫「菊池一族（新人物往来社、一〇〇七年）二・七頁
- 13 「前註五」堀川論文（二〇・六）
- 14 足利義満御内書（阿蘇二二二五）
- 15 「前註五」堀川論文（二〇・九）
- 16 良成親王自筆書状（五条家文書）四〇号）
- 17 「前註五」堀川論文（二〇・六）
- 18 菊池道徹（武朝）書状（大宰府・大宰府天満宮史料十二）（以下「大宰府天満宮史料と地方権力」（吉川弘文館）二〇一三年）所収）
- 19 足利義満御判御教書（阿蘇二二三号）
- 20 大友氏奉行人連署願文（柞原八幡宮文書）（大宰府一二）
- 21 阿蘇惟政契狀（小代文書）「熊本二四一号）
- 22 恵利遠江守氏利軍忠狀（歷代鎮西志十年表）所収「太宰府」五〇〇頁）
- 23 出羽孫次郎入道軍忠狀（出羽家文書）「山口県史」中世三二（二〇号）
- 24 肥前佐賀郡久保和泉村也足庵所藏の大般若經卷五九三（大宰府十二）五〇〇頁）
- 25 浅川満頼預ヶ状（三池文書）「新熊」一一号）
- 26 新名二仁「室町期島津氏領国の政治構造」（戎光祥出版）二〇一九年）
- 27 「前註二十六」新名論文（一五）二〇〇頁）
- 28 「前註二十六」新名論文
- 29 「前註二十六」新名論文（一七一頁）
- 30 「鹿兒島県史料薩藩旧記雜錄前編2」五八四号
- 31 「前註二十六」新名論文（一七三頁）
- 32 島津元久書下（鹿兒島県史料薩藩旧記雜錄前編2）六〇一号）
- 33 菊池武朝安堵狀（志岐文書）「熊本四」（一八号）
- 34 野原八幡宮祭事簿（野原八幡宮文書）「熊本二」（五六頁）
- 35 波川満頼書下写（綾部家文書写）「佐賀県史料集成」一八頁）
- 36 「大宰府十二」五〇九頁
- 37 沢川満頼預ヶ状写（阿蘇二二九号）・澤川満頼書下写（阿蘇二五四七号）
- 38 有川宣博「肥前猪崎合戦について：御領越後入道本伝の死・統考」（記録）二二、一九八二年）

- 39 【前註三八 有川論文】
 40 渋川満頼書状〔詫摩文書〕「新熊」二〇一号
 41 渋川満頼書状〔詫摩文書〕「新熊」二〇一号
 42 渋川満頼書状〔詫摩文書〕「新熊」一九五号
 43 赤星遠入道安堵状〔西島八幡神社文書〕「佐賀県史料集成」二二五三頁
 44 渋川満頼書状〔詫摩文書〕「新熊」二〇一号
 45 菊池武朝書状〔深堀文書〕「南遺」六七〇九号
 46 木村忠夫「大友氏と肥後支配」〔熊本史学〕四二一九七三年
 47 山田貴司「菊池氏」〔川岡勉代表二〇一六一〇九度科学研究費補助金〔基盤研究(B)〕研究成果報告書「中世後期守護権力の構造に関する比較史科学的研究」(二〇一〇年)所収
 48 杉本一九五九五一五頁
 49 山田貴司「菊池氏」〔川岡勉代表二〇一六一〇九度科学研究費補助金〔基盤研究(B)〕研究成果報告書「中世後期守護権力の構造に関する比較史科学的研究」(二〇一〇年)所収
 50 深堀時清軍忠状〔深堀文書〕「南遺」六一四八号、「深堀時弘軍忠状」〔深堀文書〕「南遺」六一四九号
 51 足利義満御判御教書写〔阿蘇〕二二三三号
 52 例えは足利義満御教書〔大日本古文書 毛利家文書〕二三三号。
 53 北宮阿蘇神社男神坐像・女神坐像〔神像彫刻重要資料集成四西日本編〕
 54 武朝の没年については「系図纂要」「菊池氏總系圖」説、応永九年三月十八日、「菊池風土記」説、応永十年、「新撰事績通考」・応永十四年三月十八日の三説がある〔大日本史料七編七冊〕二二一三二三頁。武朝生存は応永十年まで確定している上に、戦国期成立の「満願寺旧記」の記述を参考にすれば、「新撰事績通考」説が妥当と見る。
- 55 柳田快明「中世の阿蘇社と阿蘇氏」〔戎光社出版〕二〇一八年一二三頁
 56 「阿蘇三」「西巖殿寺文書」七号
 57 「阿蘇」二三五号
 58 「阿蘇」二七四四号
 59 阿蘇社年中神事次第写〔阿蘇〕一一八〇号
 60 杉本尚雄「中世の神社と社領」〔吉川弘文館〕一九五九年五一五三頁
 61 阿蘇社年中神事次第写〔阿蘇〕一一八〇号
 62 「前註六〇 杉本論文」五五五頁・「前註五四 柳田論文」一三七一四一頁
 63 「満願寺旧記」(年代記)については福岡大学附属図書館所蔵川添文庫内のフアイル「肥後・満願寺・伝時宗・時定像・年代記写真」に收められた写真に撮った。
 64 「前註六〇 杉本論文」五一一頁
 65 「前註六〇 杉本論文」四五七頁
 66 渋川満頼遵行状〔太宰府十二〕五五五頁・渋川満頼書下〔詫摩文書〕「新熊」一六二号
 67 「新熊本市史通史編二中世」(以下「新熊通史」)四二九頁
 68 渋川満頼書下〔詫摩文書〕「新熊」一六二号
 69 託磨満親讓状〔詫摩文書〕「新熊」一五九号
 70 渋川道鎮書状〔詫摩文書〕「新熊」一六四号
 71 渋川道鎮書状〔詫摩文書〕「新熊」一四四号
 72 渋川満頼預々状〔阿蘇〕二五三六号九州探題渋川満頼書下〔詫摩文書〕「新熊」一六二号
 73 「大日本史料七編八冊」一六一頁
 74 「新熊通史」四二〇頁では当文書を応永十二年に比定する。
 75 満願の名乗りの変遷については「前註三八 有川論文」に詳しい。

77 例えは渋川満頼の被官である板倉宗寿は、応永十六年四月七日に高瀬談議所に

屋敷や田地を寄進している（『宝成就寺文書』「玉名市史」二号）。高瀬武橋は応永十七年十一月八日を初見として応永三十一年に至るまで十九点もの寄進状・安堵状等を発給している（菊池系高瀬氏発給文書編年一覧表）「玉名市史」三百頁）。また、本多美穂氏によれば応永三十年段階で肥後国所領を巡る菊池兼朝・少弐満貞の相論を渋川満頼が仲介していることから、渋川氏・菊池・少弐氏の安定した関係が存在したことが指摘されている【前註六 本多論文】。

78 【前註六 川添論文】 小早川則平が朝鮮貿易に関与するようになった契機を、幕命を受けた小早川則平が阿蘇問題を裁定するために下向したことに求める。また、則平の仲介により、菊池氏は幕命に従うこととなり、菊池・阿蘇問題は解決したと評価されている（吉田賢司「室町幕府軍制の構造と展開」（吉川弘文館 一二〇〇年）八四・八五頁）。市川氏は小早川則平の動向について解説している（市川裕士「安芸國人沼田小早川氏と幕府・守護」（ヒストリア）一二三一 一二〇二年）

79 【前註六 本多論文】

80 山本隆一朗「南北朝後期菊池氏の政治的動向」（九州史学）一七一号
二〇一五年）

